【教育委員会定例会】会議録

会　議　名	令和７年第１１回教育委員会定例会		
事　務　局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和７年１１月１２日（水）		
開催時間	午後３時００分　～　午後４時　０９分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	中村　明慶　教育長	倉橋　さとみ　委員	久保田　善彦　委員
	土肥　和久　委員	大井　欣一　委員	
出席説明員	田巻　正義　教育指導部長	秋元　康裕　教育政策課長	加藤　鉄也　学校ＩＣＴ推進課長
	蜂谷　勝己　学力定着推進課長	大平　達也　教育指導課長	毛利　正成　不登校施策推進担当課長
	谷内　新哉　支援管理課長	物江　耕一朗　学校支援課長	小木曽　弘規　学校施設管理課長
	武内　新之介　学校適正配置担当課長	松本　令子　学務課長	西島　誠　青少年課長
	楠山　慶之　子ども家庭部長	中島　宣幸　子ども政策課長	齊藤　ひろみ　保育・入園課長
	樋口　清二　私立保育園課長	小田川　佳剛　幼稚園・地域保育課長	久保田　夏恵　学童保育課長
	小森　涼子　こども家庭相談課長	大山　日出夫　生涯学習振興公社事務局長	薄井　正徳　生涯学習振興公社学習事業部長
	茂木　聡直　地域のちから推進部長	江連　嘉人　地域文化課長	大久保　慎也　中央図書館長
書　記	日森　達也　教育政策担当係長	川村　淳一　教育政策担当係長	高木　孝輔　教育政策担当主任
欠　席　者	絵野沢　秀雄　学校運営部長、芳賀　優美子　教育相談課長		
傍　聴　者	０名		
会議次第	別紙のとおり		
資　料	別紙のとおり		
そ　の　他			

令和７年１１月１２日

第１１回足立区教育委員会

午後３時００分開会

○教育長　それではよろしいでしょうか。

ただいまから、本年第１１回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

――――――――◇――――――――

初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に土肥委員、大井委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第１、第８６号議案及び、日程第８、教育長報告のうち、報告事項（３）については、関連する案件ですので、一括で説明をさせていただきます。

それでは、日程第１を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第１、第８６号議案「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例の送付について」以上。

○教育長　第８６号議案及び報告事項(３)について、田巻教育主導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長　資料９２ページをお開きください。

まず、「いじめ対策に係る教育委員会附属機関の改編について」をご報告いたします。

足立区では現状「足立区いじめ等問題対策委員会」に、いじめ施策に関する助言やいじめ重大事態が発生した際の調査をお願いしております。

一方、令和６年８月に改訂した国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」では、いじめ重大事態の実態調査は第三者性が求められるため助言を行う組織とは別組織とすることが望ましいとしています。今回、この趣旨を踏まえ、対策委員会とは別に「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」を新たに設置し、助言を行う組織と調査を行う組織とを分けたいと考えております。

委員の選任については、項番３（１）のとおり、調査委員会は第三者性が必要になるため、事案発生の都度、選任する予定です。

項番４「今後の方針」ですが、議案が可決されましたら、区議会第４回定例会に設置条例の議案を提出したいと考えております。

なお、現時点でこの委員会に諮問する可能性のある案件は２件です。

資料７ページにお戻りください。第８６号議案の説明資料です。経緯等は、先ほど説明したとおりです。設置する附属機関の名称は「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」とし、実態調査を行います。

項番３（１）です。条例の制定に伴い「足立区いじめ等問題対策委員会設置条例」の附属機関の名称を「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」と改め、同条例から調査の規定を削除いたします。

施行年月日は令和８年１月１日を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第８６号議案及び報告事項（３）について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

倉橋委員。

○倉橋委員　調査委員会の委員は案件発生の都度、選任するとのことですが、一度委員となった方にまた依頼することもあり得るのでしょうか。

教育指導課長。

○教育指導課長　第三者性が確保できていれば、再任は可能かと考えております。

○倉橋委員　ありがとうございます。

○教育長　久保田委員。

○久保田委員　同条例第４条では「教育委員会が委嘱する委員５人以内で組織する。」と記載されていま

すが、教育委員会の委嘱とはどのような形態でしょうか。例えば教育長が委嘱する、もしくは教育委員会の議決で委嘱するといった形でしょうか。

○教育長　教育指導部長。

○教育指導部長　プロポーザルの選定を行う場合、選定委員会の設置にあたり教育委員会の議決を頂いておりますが、それと同様の流れになります。

○久保田委員　その流れですと、議決までに時間がかり設置が遅れてしまうのではないでしょうか。

○教育長　教育指導部長。

○教育指導部長　現在、各職能団体に候補者の推薦を依頼しているところですが、そもそも選任までに時間がかかると言われています。

○久保田委員　ということは、議案の提出までに時間がかかるということでしょうか。

○教育指導部長　そうならないよう、各団体へ推薦候補者を予め決めておいてもらう予定です。

○久保田委員　お願いいたします。

○教育長　ほか、いかがでしょう。よろしいですか。

ないようですので、これより第８６号議案「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第２を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第２、第８７号議案「足立区地域学習センターの指定管理者の指定の送付について」以上。

○教育長　第８７号議案について、茂木地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長　資料１８ページをお開きください。先日、足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会を行い、候補者を選定いたしました。今後、議会の議決を受けて指定管理者として指定したいと考えております。

まず、項番１「対象施設」ですが、表のとおり今回は９施設を指定したいと考えております。

項番２「指定管理料」です。資料１８ページ、１９ページに記載している金額を指定管理料として予定しております。

資料２０ページ、項番３「指定の期間」です。令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間を指定期間とする予定です。

項番４「指定管理者の候補者」です。表のとおり、こちらの９施設を指定管理者の候補者として挙げたいと考えております。なお、足立区東和地域学習センターと足立区新田地域学習センターについては、現在の事業者とは異なる事業者が候補者となっております。

続きまして、資料２１ページ、項番７「候補者となった理由・ポイント」です。選定審査会で候補者として選定した理由・ポイントを表にしておりますので、後ほどお目通しください。

続きまして、資料２２ページ、項番８「候補者となった経過」でございます。（３）「選定委員会」ア「委員会開催状況」をご覧ください。令和７年５月に第１回、７月上旬に第２回、７月下旬、８月上旬に第３回の委員会を開催し、候補者を決定いたしました。

続きまして、資料２３ページ、イ「委員構成」です。こちらに記載の方々に候補者を選定いただきました。

ページを進みまして資料２５ページ、項番９「添付資料」でございます。別添で詳細資料がございますので、後ほどお目通しください。

項番１０「今後の方針」です。令和７年第４回足立区議会定例会において、本議案が可決された際には、教育長と指定管理者との間で協定書を締結し、令和８年４月１日から、指定管理者による業務運営を実施する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第８７号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

ご質疑はございませんでしょうか。ないようですので、これより、第８７号議案「足立区地域学習センターの指定管理者の指定の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第３を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第３、第８８号議案「足立区立図書館の指定管理者の指定の送付について」以上。

○教育長　第８８号議案について、茂木地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長　資料２８ページをお開きください。先ほどの地域学習センターの指定管理者に関する説明と重複する部分もあるかと思いますが、ご容赦ください。

こちらも、先日、選定委員会を行い、候補者を選定いたしました。今後、議会の議決を受けて指定管理者として指定したいと考えております。

項番１「対象施設」です。こちらに記載の１０施設を今回の対象としております。

項番２「指定管理料」です。資料２８ページ、２９ページに記載している金額を指定管理料と予定しております。

進みまして、資料３０ページでございます。項番３「指定の期間」ですが、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間を指定期間とする予定です。

項番４「指定管理者の候補者」です。表のとおり、こちらの１０施設を指定管理者の候補者として挙げたいと考えております。なお、足立区立東和図書館と足立区立新田コミュニティ図書館については事業者が変わる予定です。

続きまして、資料３１ページ、項番７「候補者となった理由・ポイント」です。選定審査会で候補者として選定した理由・ポイントを表にしておりますので、後ほどお目通しください。

続きまして、資料３３ページ（３）「選定委員会」ア「委員会開催状況」です。令和７年５月に第１回、７月上旬に第２回、７月下旬、８月上旬に第３回の委員会を開催し、候補者を決定した次第でございます。

続きまして、イ「委員構成」です。こちらに記載の方々に候補者を選定いただきました。

資料３５ページ、項番１０「今後の方針」ですが、第４回足立区議会定例会で議決を得られた際には、教育長と指定管理者との間で協定書を結び、令和８年４月１日から指定管理者による管理運営業務を実施したいと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第８８号議案についてご意見・ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

ないようですので、これより第８８号議案「足立区立図書館の指定管理者の指定の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第４を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第４、第８９号議案「令和７年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理

及び執行の状況の点検及び評価について」以上。

○教育長　第８９号議案について、田巻教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長　地教行法２６条の規定に基づき、毎年点検評価を行うものでございます。

項番２のとおり、今年度は施策３である「不登校児など子どもの状況に応じた支援の充実」について評価をしていただいております。

評価方法は、各所管の自己評価及び外部評価としております。今年度の外部評価は名古屋市立大学大学院の准教授である米川和雄氏に依頼し、概ね目標どおりの達成率となっております。

資料３８ページに評価の概要を記載しております。

資料３９ページ、項番５「点検・評価委員からの主な意見」です。（１）全体評価として、各指標の達成率について事業の性質上「Ｂ＋」以上の評価をすることができない内容のものがあり、指標そのものに限界があるといったご指摘を頂きました。また、単に人員や回数の向上を図る指標ではなく、支援の質を担保・向上させる戦略が必要といったご指摘も頂きました。

（２）「今後の期待・要望」としては、教員の働き方改革において、他機関と教員が連携していく時間の確保の困難さなどを踏まえ、持続可能な事業運用となることを期待したい等のご指摘を頂きました。

項番６「今後の方針」です。本議案が可決されましたら、文教委員会への報告、ホームページでの公表を行うとともに、今回の評価結果を各所管へフィードバックし、次年度の事業展開や改善に反映させていきたいと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第８９号議案についてご意見ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんでしょうか。

よろしいですか。ないようですので、これより第８９号議案「令和７年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第５を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第５、第９０号議案「足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会からの答申の受理について」以上。

○教育長　第９０号議案について楠山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　資料４２ページをお開きください。来年度から始まる「こども誰でも通園制度等の利用料」について、子育て支援サービス利用者負担適正化審議会での２回の議論を踏まえ、答申を頂きましたので、ご報告させていただきます。

審議経過は、表に記載のとおりでございます。

資料４３ページをお開きください。利用料は予定されている都補助金の活用により、実質的に無償化すべきであるという答申を頂いております。

また、要望事項として２点頂いております。

まず、２（１）です。「こども誰でも通園制度の利用時間」につきまして、国の設定では月１０時間までという形になっておりますが、制度開始時はこのとおり実施し、それ以降は形にこだわらず、より多くの方が利用できるよう最適な時間設定を検討していただきたいというご意見を頂いております。

続いて２（２）です。「一時保育事業」は「こども誰でも通園制度」と類似する制度ですので、こちらの保育料についても無償化すべきというご意見を頂きました。一方で、無償化にすることによって本来必要な方が利用できないのではないかというご意見も頂きました。これらを踏まえ、支援を必要とする世帯が円滑に利用できるよう「こども誰でも通園

制度」の利用実績も見ながら、一時保育事業の制度設計を検討してほしいというご要望を頂いております。

資料４２ページに戻ります。項番４「答申書以外の『こども誰でも通園制度』に関する主な意見」です。

一つ目として、０歳児は養育者以外の大人との関わりは余り必要ないのではないかという議論がありましたが、国の保育指針では０歳であっても教育的価値はあるとしているので、幅広い視点で考えてほしいという意見を頂いております。

二つ目として、この制度は来年の４月から全国的に始まりますが、運用をしながらいろいろな課題を整理していくことになりますので、ぜひ長い目で見ていただきたいというご意見も頂いております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第９０号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

ご質疑はございませんか。ないようですので、これより第９０号議案「足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会からの答申の受理について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第６を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第６、第９１号議案「『令和７年度足立区一般会計第７号補正予算（案）』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長　第９１号議案について、田巻教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長　資料の４５ページをお開きください。

足立区長から「令和７年度の足立区一般会計第７号補正予算（案）」に関する教育委員会の意見を求められたところでございます。内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものと回答したいといったものになっております。

資料４６ページが歳入、資料４７ページが歳出となっております。このうち主だったものをご報告いたします。

歳出のうち３「民生費」ですが、保育施設に対する物価高騰支援に係る区独自の特別給付金として、６，７００万円を計上しております。また、国から保育料の負担軽減を目的とした給付金の交付を受けましたが、実績額が交付額を下回ったため、７，８００万円余の返還金を計上しております。

次に、７「教育費」ですが、教育総務費は減額補正を行っております。これはＩＣＴ支援員の業務委託を今年から入札に切り替えた結果、１億２，０００万円の減額となったものです。ＬＴＥ端末通信用ＳＩＭカードの契約についても通信事業者を切り替えた結果、１，０００万円の減額となりました。

小、中学校費は業務用務委託の契約差金により、２，４００万円余の減額補正を行いました。また、校庭にくぎが埋もれていたという事故に関連し、改めて地中金属調査等の作業を委託するため、５，５００万円を計上いたしました。

この他、幼稚園に対する物価高騰支援に係る区独自の特別給付金として、２，６００万円余を計上しております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第９１号議案についてご意見ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

ご質疑はございませんか。ないようですので、これより第９１号議案「『令和７年度足立区一般会計第７号補正予算（案）』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり異議なしとして決すること

に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に、日程第７を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第７、第９２号議案「『児童・生徒用Ｃｈｒｏｍｅｂｏｏｋ等の購入について』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長　第９２号議案について、田巻教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長　資料５２ページをお開きください。

足立区長から「児童・生徒用Ｃｈｒｏｍｅｂｏｏｋ等の購入について」に関する教育委員会の意見を求められたところでございます。内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議のないものと回答したいといった内容になっております。

契約の相手方は、リコージャパンとなりました。予定価格３１億円余のところ、契約金額が２８億円余に収まっております。

入札開札日は令和７年１０月２３日、納期限は、来年４月２４日になります。そこから夏の一括更新に向けてキッティング等の作業を行うスケジュールです。

契約内容といたしましては、Ｃｈｒｏｍｅｂｏｏｋ、Ｗｉ-Ｆｉモデルを４６，８１６台と、ＬＴＥモデル１，５００台、それに関連する様々各種の機材を購入予定でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第９２号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

ご質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第９２号議案「『児童・生徒用Ｃｈｒｏｍｅｂｏｏｋ等の購入について』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

教育委員会事務局外の幹部職員で以降の審議に関係しない方については、当議案の審議をもって退席とさせていただきます。お疲れさまでした。

次に、日程第８「教育長報告」を議題といたします。今回は各担当からの報告事項に代えさせていただきます。

ご質疑等は全ての報告が終了しましたら一括で頂くようお願いいたします。

それでは、（１）について秋元教育政策課長、お願いします。

教育政策課長。

○教育政策課長　資料５５ページ、「旅館業営業許可に関する教育委員会の意見に係る足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の規定に基づく処理の報告について」です。旅館業法第３第４項の規定に基づいて、足立保健所長から旅館業営業許可の申請について照会がありましたので、その処理の報告になります。今回は３件あります。いずれも校長等の意見を踏まえ、教育委員会の意見として付させていただいております。

まず１件目、千寿桜堤中学校につきましては、児童・生徒や近隣住民に対する安全性の確保について配慮を求める、という意見を付しております。

続いて資料５６ページの２件目、栗原小学校につきましては、児童・生徒や近隣住民に対する安全性の確保について配慮を求め、また、衛生面の維持管理について配慮を求めるという意見を付しております。

続いて資料５７ページの３件目、千寿常東小学校につきましては、衛生面の維持管理や騒音対策について配慮を求めるという意見を付しております。

以上の回答を保健所長へ行っております。私から

は以上になります。

○教育長　次に、（２）について蜂谷学力定着推進課長、お願いします。

学力定着推進課長。

○学力定着推進課長　資料８２ページ、「令和７年度『足立区学力定着に関する総合調査』の調査結果（学習意識調査部分）について」です。

今年度実施しました足立区学力調査と、同時に実施しました学習意識調査について報告をいたします。実施学年及び人数につきましては、項番１の表のとおりでございます。

項番２「調査結果と結果の分析」は、主だった質問と回答を記載しております。

まず１つ目は、「学びに向かう力」ということで、「授業で学習したことを振り返る活動を通じて、学習内容に対する興味や関心が深まったり、広がったりしたと思う」という問いに対しての回答です。小学校は６８．１％の児童が、中学校は６３．７％の生徒が肯定的意見を示しております。こちらは、これまで行ってきた子ども主体の授業が定着してきたものと認識しております。

２つ目ですが、資料８３ページに移ります。「わからないことはそのままにせず、わかるまで努力している」という問いに対しての回答です。小学校は７３．５％の児童が、中学校は６８．０％の生徒が肯定的意見を示しており、ほぼ横ばいでございます。今後、自己の課題を明確にしまして、その成果を自己認知できるようにしていく必要があると考えております。

次に、資料８３ページ下段、「学習の基盤となる資質・能力」ということで、「自分の意見や考えを相手にわかりやすく伝えることができる」という問いに対しての回答です。小学校は７５．２％の児童が、中学校は６８．７％の生徒が肯定的意見を示しており、年々上昇傾向にございます。こちらは、足立スタンダードに基づく授業により、他者の意見を聞いたり、自分の意見を述べたりするシーンが増えてきた効果と認識しております。

次に、資料８４ページの上段「先生から示された課題や自分で立てた課題について、インターネットや図書等から必要な情報を集め、整理することができる」という問いに対しての回答です。小学校は６６．１％の児童が、中学校は５９．３％の生徒が肯定的意見を示しており、中学生は年々下降しております。原因としましては、インターネットで検索する機会は増えているものの、教員から示された課題や自分で立てた課題について、調べたり整理したりすることがまだ十分にできていないため、と分析しております。今後はＩＣＴの活用も含め、こういった情報活用の機会を効果的に設定していく必要があると認識しております。

項番３「今後の対応」につきましては、「学びに向かう力」として「子ども主体への授業」へ改善を図ることができる環境を整え、また「学習の基礎となる資質・能力」として、タブレットを中心に情報活用能力を育成してまいりたいと考えております。

資料８６ページ以降に主要項目の学習意識調査結果を載せておりますので、後ほどお目通しください。

私からは以上です。

○教育長　次に、（４）について大平教育指導課長、お願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長　資料９４ページ、「訴訟（応訴）について」です。２件とも原告は児童の保護者です。

１件目は、足立区内の児童養護施設に入所している児童の両親が、両親の居住地の学校への転校を認めるように求め、これが認められるまでの約一か月間、児童が登校できず学習権を侵害されたとして、当区を提訴したものです。

２件目は、本年１０月１０日に小学校で児童が同じクラスの児童に殴打されるという事故について、学校管理職が事態を適切に把握しているかの確認を目的とした開示請求が１０月１６日付で当区へ届きました。結果として校長はこの件を把握しておりませんでしたので、学校側の連絡体制が十分ではなかったということになります。

今後、顧問弁護士とも相談しながら、適切に進めてまいります。

○教育長　次に、（５）について毛利不登校施策推進担当課長、お願いします。

不登校施策推進担当課長。

○不登校施策推進担当課長　資料９５ページ、「チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）設置に向けた検討について」をご報告いたします。

現在、国は東京みらい中学校のような「学びの多様化学校」、いわゆる不登校特例校の設置を進めているところですが、建物や土地の確保など、設置までのハードルは高いものとなっております。

そこで、東京都は令和６年度から区立の中学校の１学級に「学びの多様化学校」と同様の機能を持たせた「チャレンジクラス」の設置を試行的に進めており、各自治体へ令和１０年度までにチャレンジクラス設置校を１校設置することを求めております。

そこで、足立区としても令和８年度のチャレンジクラス設置に向けて、検討を進めております。

チャレンジクラスについては、項番１（３）「既存の事業との比較」にてご説明いたします。

特徴としましては、学習指導要領に準じたカリキュラムを実施できる、都の正規教員が学級数の規模等に応じて４名から６名配置される、生徒の在籍については現在の在籍校から転校になる、というものです。

資料９６ページ、項番２「チャレンジクラスの利用について」ですが、事業設計にあたり江戸川区の篠崎中学校を視察したところ、チャレンジクラスと足立区でいうＳＳＲとを一体的に運用しており、これが非常に効果的であることを確認できましたので、ＳＳＲをチャレンジクラスのプレ教室という形に位置付けて設置する方向で検討を進めているところです。

利用の流れとしましては、入級希望者にまずチャレンジクラス設置校のＳＳＲへ体験入級していただき、その際、６割以上の登校ができるかとか、登校する意欲ですとか、学習の意思があるかとか、そういったものも鑑みて、教育委員会のほうで入級審査を行います。

審査の結果、問題ないということであれば、正式にチャレンジクラスへ入級になります。入級すると、他校から通う場合は転校として扱い、在籍校が変更になります。

もし、チャレンジクラスへの登校に不安を抱いた場合は、ＳＳＲへ一旦戻り、調子を整えた後に再度チャレンジクラスへ戻るという、相互で行き来ができる点が大きな特徴となっております。

項番３の「検討課題」としましては、３つ挙げております。その中の一つとして、チャレンジクラスを安定的に運営させるための加配教員の人数がポイントになりますが、設置校の総学級数が１３学級以上あると５名以上の加配教員が設置され、５教科を担任させることができるため、１３学級以上の学級がある学校から、候補校を選定する予定です。

項番４「チャレンジクラス設置校の選定について」です。利用生徒の動線に配慮するなど設置場所の環境面に加え、条件アからウを満たした表の７校を設置候補校として予定しております。

項番５、「今後のスケジュール」ですが、設置校の決定後、校長や関係部署と速やかに協議し、入級審査を始めとした運用方法の確立に向け早急に着手したいと考えております。

項番６は江戸川区への視察結果になりますので、後ほどお目通しください。よろしくお願いいたします。

私からの報告は以上です。

○教育長　次に、（６）及び（７）について小木曽学校施設管理課長、お願いします。

学校施設管理課長。

○学校施設管理課長　資料９９ページ、「学校の暑さ対策における小・中学校普通教室の温度測定の結果について」になります。

学校の断熱改修について早急な対応を求める陳情が出されており、断熱改修校と未改修校とで普通教室の温度差がどれほどあるのか把握したほうがいい

というご意見を受け、全小・中学校のご協力を頂き、令和７年９月８日から同月２２日までの期間、測定をいたしました。

「測定条件等」は項番２のとおりです。通常の学校活動における各教室の気温を測定いたしました。

項番３「測定結果」になります。断熱改修校と未改修校では若干の温度差はあるものの、大きな温度差はありませんでした。また、最上階は暑いといった声がありましたが、実際、上階ほど温度が高い傾向にありました。

項番４「今後の方針」といたしましては、引き続き、改築や大規模改修時に断熱改修を進めていきます。

また、次のご報告にありますように遮熱カーテン、ロールスクリーンの設置といったソフト面の対策につきましても、他の自治体の取組事例などを参考に、区としてできることを模索していきたいと考えております。

資料１００ページ、項番５以降は詳細データになりますので、後ほどお目通しください。

続きまして、資料１０３ページ、「学校の暑さ対策における小・中学校最上階普通教室への遮熱カーテン、ロールスクリーン設置に伴う効果検証結果について」をご報告いたします。ソフト面での学校の暑さ対策として、遮熱カーテン、ロールスクリーンの設置を試験的に行い、その効果の検証結果になります。表にあります青井小学校、中川小学校、青井中学校、第四中学校の４校にご協力いただきました。

項番１「測定期間」ですが、夏休み期間中である８月１９日から２５日の期間に測定いたしました。温度測定の結果等は項番２の表になります。

項番３「温度測定の検証結果」でございます。温度を下げる効果としては、遮熱カーテンよりロールスクリーンのほうがありました。一方、遮熱カーテンも普通のカーテンに比べますと温度を下げる効果が見られたと認識しております。

資料１０４ページ以降になりますが、遮熱カーテン又はロールスクリーンを設置した教室の児童・生徒、教員にご協力いただき、設置前後の体感に関するアンケートを取らせていただきました。アンケートの結果としましては、どちらも暑さが「やわらいだ」「少しやわらいだ」という回答が約８割であり、高い効果が見られました。

項番４「今後の方針等」になりますが、ロールスクリーンより遮熱カーテンのほうが安価なこともあり、令和８年度早期に、全小・中学校の最上階普通教室に遮熱カーテンの設置を目指したいと考えております。

アンケート等の詳細は資料１０６ページまでございますので、後ほどお目通しください。私からは以上になります。

○教育長　次に、（８）について武内学校適正配置担当課長、お願いします。

学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長　資料１０７ページ、「竹の塚地区の適正規模・適正配置実施計画案（第１版）策定について」になります。

「小中学校の適正規模・適正配置ガイドライン」に基づき、竹の塚地区の計画案がまとまりましたのでご報告するものです。

項番２「統合対象校」でございますが、竹の塚中学校と渕江中学校を統合していきたいと考えております。新校の配置や仮校舎については計画案第１版では記載せず、地域の関係者、学校の関係者といった方々のご意見を賜りながら、第２版までにまとめ、改めてご報告させていただきます。

項番３「主なスケジュール」でございますが、第１版、第２版を議会報告し、ご意見を賜りながら、令和８年６月頃に統合地域協議会を設置し、令和１１年４月に学校の統合と仮校舎での学校運営、令和１５年４月に新校開校というスケジュールを考えております。

項番４「今後の方針」でございますが、関係者の理解が得られるように、引き続き丁寧に説明しながら、実施計画の成案化を目指していきたいと考えております。私からは以上です。

○教育長　次に、（９）について松本学務課長、お願いします。

学務課長。

○学務課長　資料１０８ページ、「令和７年度貧血・小児生活習慣病予防健診の実施について」です。

項番１「健診の目的」については、記載のとおり、足立区の小・中学生の肥満傾向の割合が全国や東京都の平均値よりも高いため、自らの健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身に付けることを目的としています。

項番２「健診内容」は、主に採血により行います。

項番３「対象者」は、中学２年生が全員、中学３年生は前年度で有所見者となった方が対象になります。小学生につきましては、小学５年生が全員、小学６年生は前年度で有所見者となった方が対象になります。特に、小学５年生のうち身体測定で肥満傾向又は痩せの計測結果であった方については、養護教諭から受診勧奨を行っていただいております。

資料１０９ページ、項番４「健診日時・場所」ですが、中学生は１０月中旬から実施が始まっており、小学校は年明けになる予定です。

項番５「生活習慣病予防の取組」としまして、昨年から始めた出前教室のほか、健康のきっかけになるような予防講演会ですとか、ご家族でも参加できるような形で栄養相談、医師への相談といったものも実施しております。資料１１０ページ以降はチラシを付けております。以上となります。

○教育長　次に、（１０）及び（１１）について齊藤保育・入園課長、お願いします。

○保育・入園課長　まず、資料１１２ページ、「こども誰でも通園制度における規定整備について」です。

項番１（１）「利用料に関する規定」でございます。国の見解は、保育料は「教育・保育給付」であるが、こども誰でも通園制度の利用料は「支援給付」という位置付けであり、それを要綱で規定しても差し支えないというものであるため、当区としても、要綱で規定をさせていただきたいと考えております。

次に（２）「『足立区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）』のパブリックコメントの実施」です。新規条例の制定に伴い、今後パブリックコメントを実施する予定でございます。実施期間としては、令和７年１１月２１日から令和７年１２月２０日までの１か月間を予定しております。イに記載の周知方法により広くご意見を頂戴したいと考えております。その後、集約をいたしまして、令和８年足立区議会第１回定例会において、本条例を上程させていただく予定となっております。こちらのご報告については以上です。

続きまして、資料１１３ページ、「区立保育園・こども園の修繕・保全工事について」です。

区立保育施設の修繕と保全工事につきましては、主管課工事にて、また主管課工事の金額を超えてしまう部分については施設営繕部の協力を得ながら計画的に実施しているところでございます。

項番１では「主管課工事〈令和６年度の実績・令和７年度の経過及び予定〉」を、項番２では、主管課工事金額を超える契約金額の工事実績を、項番３では令和７年度実施中の営繕工事の実績をまとめておりますので、後ほどご確認ください。

資料１１４ページ、項番４「トイレ改修」です。現在、一部の保育園に和式トイレが残っており、その園に対し計画的に洋便器化の工事を進めております。項番５は「営繕工事の今後３年間の計画及び方針」を記載しております。

資料１１６ページに「中期的な公立保育園施設の修繕計画」を記載しておりますので、こちらも後ほどご確認ください。私からの報告は以上です。

○教育長　次に、（１２）について小田川幼稚園・地域保育課長、お願いします。

幼稚園・地域保育課長。

○幼稚園・地域保育課長　資料１１７ページ、「企業主導型保育施設に対する災害備蓄品購入経費補助の実施について」です。

第６号補正予算により、足立区内の保育施設及び幼稚園に対して、災害時の備蓄用品の購入経費補助を計上しました。その際に補助対象外とした企業主

導型保育施設２７施設に対し現況調査を行ったところ、項番１（１）のとおり、３日分以上の備蓄を備えている施設が１２施設にとどまっていました。

項番１（２）「施設からの意見等」といたしまして、３日分の予算確保は困難、区の補助を要望といった声をいただいております。

項番２、今後の対応としましては他の保育施設と同様に３日分の備蓄を求めてまいります。対象施設は２７施設、対象児童数が４５０人となります。費用については、国の補助金でも足りない部分は区で補助することといたします。

項番３、予算措置としましては他の保育施設と同様に１人当たり２，０００円の予算を計上しております。合計金額は９０万円の見込です。

なお、今年度分に関しましては、企業主導型保育事業の予算内で対応可能でございますので、補正予算は計上せずに予算流用で対応してまいります。私からは以上です。

○教育長　次に、（１３）について大久保中央図書館長、お願いします。

○中央図書館長　資料１１８ページ、「令和７年度第２回足立区立図書館協議会の開催結果について」です。

９月２９日に、今年度２回目となる協議会を開催いたしました。諮問事項は２点ございまして、１点目が項番３「館内のルール・マナーの見直し」について、２点目が項番４「漫画の収集について」でございます。

まず、ルールとマナーの見直しですが、項番３の表の中に「音」「館内での撮影」「電源の利用」という３つの項目があり、この項目についての意見を記載しております。特に「館内での撮影」につきましては、協議会の皆様から慎重なご意見が多数出ておりましたので、今後どこまで緩和するかについては、事務局としても慎重に検討してまいります。

続きまして、資料１１９ページ、項番４「漫画の収集について」でございますが、こちらについては、事務局の方針が概ね了承されましたので、令和８年度はこちらの方針で事務手続を進めていきたいと考えております。

（２）「収集する漫画の種別」ですが、記号ＡからＦまでを令和８年度収集対象とさせていただき、Ｇの「そのほかのストーリー漫画」については、令和９年度以降の検討課題とさせていただきたいと思います。

続きまして、資料１２０ページ（４）「収集冊数（案）」でございますが、令和８年度は足立区全体で約５，０００冊の収集を目指したいと考えております。

項番５「今後の方針」でございます。令和７年１２月１１日に最後の協議会がございますので、この中で館内ルールの緩和について結論を出していきたいと思います。私からのご報告は以上となります。

○教育長　ただいま各所管から報告事項がありました。こちらの件につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

倉橋委員。

○倉橋委員　資料９５ページ、「チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）設置に向けた検討について」です。自校のＳＳＲに通っている子がチャレンジクラスに入級する場合、制服はどうなるのでしょうか。

○教育長　不登校施策推進担当課長。

○不登校施策推進担当課長　私服での登校、元の在籍校の制服での登校といった、様々なケースが想定されますので、設置校の校長と検討を重ねてまいります。なお、視察先の江戸川区では私服での登校も可というルールでした。

○倉橋委員　分かりました。参考まで、今回設置を予定しているのは１校だけですが、もし２校設置した場合、東京都は１校ずつに正規教員を配置してくれるのでしょうか。

○教育長　不登校施策推進担当課長。

○不登校施策推進担当課長　東京都が正規職員を配置してくれるのは１校のみです。

○倉橋委員　分かりました。ありがとうございます。

○教育長　ほかはいかがでしょうか。

土肥委員。

○土肥委員　資料９５ページ、「チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）設置に向けた検討について」です。まず、チャレンジクラスの入級者は何人くらいを見込んでいるのでしょうか。設置校に５名前後の教員を配置し、利用者があまり集まらなかった場合、教員１名あたりの持ち時間数が極端に少なくなってしまうのではないでしょうか。

次に、足立区は様々な不登校支援を行っていますが、余りに種類が多いため、どの事業を利用すればよいか保護者も教員もよく分からない現状があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長　不登校施策推進担当課長。

○不登校施策推進担当課長　まず、入級者の見込数ですが１学級５人前後の予定です。現在、あすテップへ通級利用している生徒数が１桁であり、チャレンジクラスへの入級はあすテップ以上にハードルが高いことを踏まえると、５名前後になると見込んでおります。

これに関し、教員の持ち時間数が少なくなってしまうという懸念はあります。ただし、チャレンジクラスの授業形態はチームティーチングを主体としたものになる予定ですので、教員についてはＴ２、Ｔ３という形で入っていただくことになるかと思います。

また、入級者である生徒やその保護者と放課後に面談をしていただいたり、設置校の教育相談コーディネーターとして同校の不登校支援について全体調整をしていただいたり、といったことも考えております。

次に、足立区は不登校対策の種類が増え、どれを利用すればよいか分かりづらいという点について、例えば保護者については、Ｃ４ｔｈのＨｏｍｅ＆Ｓｃｈｏｏｌによる情報発信や今年度開始した不登校支援ポータルサイトの活用により、しっかりと周知をしてまいります。

また、現場の教員やＳＣの中には、意外と区のこういった不登校支援施策をご存じでない方もおりますので、先日、養護教諭が集まる会に出向いて、不登校支援ポータルサイトの宣伝をさせていただきました。そういった場やＣ４ｔｈの掲示板を活用し、支援に関する情報発信を行ってまいります。

○土肥委員　チャレンジクラスへ配置された教員がＴＴや個別指導、家庭訪問、面談、校内の教育相談的な役割をすることは理解できますが、他の教員と比べ明らかに仕事量が少ないことが予想できます。その中で、校務分掌を任せてよいのか、例えば国語の先生が休んだとき、代わりにそこの授業に入れるのか、といった基準を明確にしないと、学校管理職は困るのではないでしょうか。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　チャレンジクラスに配置された教員も中学校に在籍している職員ですので、校務分掌として運動会や各行事の担当をさせることは問題ありません。授業については、通常学級の授業を担当することは基本的にはできませんが、運用として補教、臨時といった形での参加ができるよう東京都の教育委員会と調整してまいります。

配置された教員には様々な不登校対策支援に関わっていただき、また、入級者は学びなおしが多いと思いますので、彼らの習熟度に合わせて手厚い指導をしてもらいたいと考えております。

○教育長　大井委員。

○大井委員　今の話に関連し、学校管理職は配属された教員の異動条件がとても気になると思います。例えば、チャレンジクラスの担当として赴任した教員を次年度に同教科の他の教員と入れ替えることができるのか、異動年数は通常どおり６年なのか、異動先はチャレンジクラスなのか、そういったものが現時点で示されているのかを教えてください。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　昨日、東京都のヒアリングがございましたが、このチャレンジクラスが新規事業ということもあり、まだ明確な基準ができていないということでした。詳細を決定次第、各自治体へ要綱が示

されますので、それを確認し改めてご報告いたします。以上です。

○教育長　よろしいですか。

○大井委員　ありがとうございます。

○教育長　ほかはいかがでしょうか。

久保田委員。

○久保田委員　資料４５ページ、日程第６、第９１号議案「『令和７年度足立区一般会計第７号補正予算（案）』に関する教育委員会の意見について」です。

ＩＣＴ支援業務を今年から入札にしたということですが、今年の事業者は昨年の事業者から変更になったのでしょうか。

○教育長　学校ＩＣＴ推進課長。

○学校ＩＣＴ推進課長　今年の事業者は昨年の事業者から変更になりました。

○久保田委員　事業者が変更になると、各学校は今まで慣れ親しんだ方に来てもらえなくなりますが、それに関する対応や対策について何かお考えかをお聞かせください。

○教育長　学校ＩＣＴ推進課長。

○学校ＩＣＴ推進課長　おっしゃるとおり、事業者が変わりましたので、ＩＣＴ支援員は入替になりました。ただし、新しい事業者に再度雇用されている方もいるため、私の感覚ですが入替になったＩＣＴ支援員は約半分程度です。

○久保田委員　人の配置は非常に大切な問題ですので学校の声も聞きながらＩＣＴ支援員の入替や継続について検討していただければと思います。

○教育長　よろしいですね。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。ほかにないようですので、報告事項は終了いたします。

その他、何かございますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第１１回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後　４時　９分閉会

令　和　７　年　第　１　１　回
足　立　区　教　育　委　員　会　定　例　会

日　　時　　令和７年１１月１２日　水曜日　午後３時００分開議
会　　場　　教育委員会室

１　議　事　日　程

			頁
日程第１	第８６号議案	足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例の送付について……	３
日程第２	第８７号議案	足立区地域学習センターの指定管理者の指定の送付について	１６
日程第３	第８８号議案	足立区立図書館の指定管理者の指定の送付について……	２６
日程第４	第８９号議案	令和７年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について……	３６
日程第５	第９０号議案	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会からの答申の受理について……	４０
日程第６	第９１号議案	「令和７年度足立区一般会計第７号補正予算（案）」に関する教育委員会の意見について	４４
日程第７	第９２号議案	「児童・生徒用Chromebook等の購入について」に関する教育委員会の意見について……	５１
日程第８		教育長報告	

２　報　告　事　項

（１）旅館業営業許可に関する教育委員会の意見に係る足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の規定に基づく処理の報告について　《秋元　教育政策課長》　５５
（２）令和７年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学習意識調査部分）について　《蜂谷　学力定着推進課長》　８２
（３）いじめ対策に係る教育委員会附属機関の改編について　《大平　教育指導課長》　９２
（４）訴訟（応訴）について　《大平　教育指導課長》　９４
（５）チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）設置に向けた検討について　《毛利　不登校施策推進担当課長》　９５
（６）学校の暑さ対策における小・中学校普通教室の温度測定の結果について　《小木曽　学校施設管理課長》　９９
（７）学校の暑さ対策における小・中学校最上階普通教室への遮熱カーテン・ロールスクリーン設置に伴う効果検証結果について　《小木曽　学校施設管理課長》　103
（８）竹の塚地区の適正規模・適正配置実施計画案（第１版）策定について　《武内　学校適正配置担当課長》　107
（９）令和７年度貧血・小児生活習慣病予防健診の実施について　《松本　学務課長》　108
(10) こども誰でも通園制度における規定整備について　《齊藤　保育・入園課長》　112
(11) 区立保育園・こども園の修繕・保全工事について　《齊藤　保育・入園課長》　113

（12）企業主導型保育施設に対する災害備蓄品購入経費補助の実施について
《小田川　幼稚園・地域保育課長》 117
（13）令和７年度第２回足立区立図書館協議会の開催結果について
《大久保　中央図書館長》 118

３　情 報 連 絡 事 項

（１）文部科学省「リーディングDXスクール事業」による足立区GIGAスクール推進研究校の授業公開の実施について　[学校 ICT 推進課] 124
（２）令和７年度第１回不登校支援連絡会の開催について　[不登校施策推進担当課] 126
（３）医療的ケア児支援保護者オンライン交流会開催報告について　[支援管理課] 128
（４）事業実施報告・実施予定　[青少年課] 129
（５）令和７年度「足立区民ふれあい計算フェスティバル」の実施結果について　[青少年課] 131
（６）令和７年度「あだち子ども将棋大会」の実施について　[青少年課] 132
（７）事業実施報告・実施予定　[生涯学習振興公社] 133

第８６号議案

足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例の送付について

上記の議案を提出する。

令和７年１１月１２日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例

（設置）

第１条　いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第２８条第１項に規定する重大事態等の調査を的確に実施するため、法第１４条第３項の規定に基づき、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

２　調査委員会は、第３条各項に規定するいじめ等の事案ごとに設置するものとする。

（定義）

第２条　この条例において「いじめ等」とは、いじめ並びに体罰及び不適切な行為をいう。

２　この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する区立学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

３　この条例において「体罰」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１１条に規定する懲戒のうち、児童等の身体に直接的又は間接的に肉体的苦痛を与える行為をいう。

４　この条例において「不適切な行為」とは、教職員等による不適切な指導（児童等の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使をいう。）、暴言等（児童等に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える言動をいう。）及び行き過ぎた指導（運動部活動、スポーツ指導等において、児童等の現況に適合していない過剰な指導をいう。）をいう。

５　この条例において「区立学校」とは、足立区立学校設置条例（昭和３９年足立区条例第９号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。

６　この条例において「児童等」とは、区立学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（所掌事項）

第３条　調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をし、教育委員会に答申する。

（１）　区立学校において法第２８条第１項各号に規定する重大事態に該当するいじめが発生した場合における当該いじめの実態

（２）　区立学校において体罰又は不適切な行為が発生した場合における当該体罰又は不適切な行為の実態

２　教育委員会は、区立学校においていじめが認められる場合、当該いじめが法第２８条第１項各号に規定する重大事態に該当しないものであっても、当該いじめの事実を調査し、当該いじめに適切に対処するため、調査委員会に諮問することができる。

（組織）

第４条　調査委員会は、教育委員会が委嘱する委員５人以内で組織する。

（委員長及び副委員長）

第５条　調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が

欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　調査委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見聴取等）

第７条　調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年１月１日から施行する。

（足立区いじめ等問題対策委員会設置条例の一部改正）

２　足立区いじめ等問題対策委員会設置条例（平成２６年足立区条例第４１号）の一部を次のように改正する。

題名中「足立区」の次に「教育委員会」を加える。

第１条中「いじめ防止対策推進法」を「区立学校におけるいじめ等の防止等のための対策を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法」に、「足立区いじめ等問題対策委員会」を「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」に改める。

第３条第１項第３号及び第４号を削り、同項第５号中「当該いじめ又は当該体罰等」を「区立学校におけるいじめ等」に改め、同号を同項第３号とし、同項第６号中「当該いじめ又は当該体罰等」を「区立

学校におけるいじめ等」に改め、同号を同項第４号とし、同条第２項を削る。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

３　足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和３９年足立区条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部足立区いじめ等問題対策委員会の項中「足立区いじめ等問題対策委員会」を「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」に改め、同項の次に次のように加える。

足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会	日額　２万１，０００円

（足立区いじめ等問題対策委員会設置条例の一部改正に伴う経過措置）

４　この条例の施行の際現に改正前の足立区いじめ等問題対策委員会設置条例第４条に規定する委員である者は、改正後の足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会設置条例第４条に規定する委員とみなす。

（提案理由）

いじめ対策を法に則り的確に遂行するために、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第８６号議案説明資料

令和７年１１月１２日

件　　名	**足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例の送付について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	**１　条例の制定理由** 文部科学省が令和６年８月に改訂した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、調査の公平性・中立性を確保するために、普段から自治体のいじめ対策等への答申等を行う附属機関とは別に、いじめの重大事態の調査に特化した附属機関を新設する必要があるため。 **２　主な制定内容（詳細は、Ｐ８～１０新旧対照表参照）** （１）設置する附属機関の名称 足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会（以下「調査委員会」という。） （２）附属機関の所掌事項 いじめ重大事態等が発生した際の調査 （３）附属機関の組織 教育委員会が委嘱する委員５人以内で組織する。 **３　一部改正する条例の内容概要（詳細は、Ｐ１１～１５新旧対照表参照）** 本条例制定（附属機関の設置）に伴い、次の各号に掲げる条例を本条例の付則により改正する。主な改正内容は、当該各号に定めるとおりである。 （１）足立区いじめ等問題対策委員会設置条例 ア　改正後の附属機関の名称の変更 足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会 イ　改正後の附属機関の所掌事務の変更 教育委員会、学校のいじめの防止策への助言、答申等 ※　「調査」に関する規定を削除することにより、調査委員会の所掌事項との重複がないことを明確にする。 （２）足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 ア　調査委員会委員の報酬額の設定 当該条例別表に「日額　２万１，０００円」を規定する。 **４　施行年月日** 令和８年１月１日から施行する。 **５　今後の方針** 本議案が可決されたならば、令和７年第４回区議会定例会に本条例案を提出する予定である。

足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例（制定案）

（設置）

第１条　いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第２８条第１項に規定する重大事態等の調査を的確に実施するため、法第１４条第３項の規定に基づき、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

２　調査委員会は、第３条各項に規定するいじめ等の事案ごとに設置するものとする。

（定義）

第２条　この条例において「いじめ等」とは、いじめ並びに体罰及び不適切な行為をいう。

２　この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する区立学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

３　この条例において「体罰」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１１条に規定する懲戒のうち、児童等の身体に直接的又は間接的に肉体的苦痛を与える行為をいう。

４　この条例において「不適切な行為」とは、教職員等による不適切な指導（児童等の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使をいう。）、暴言等（児童等に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える言動をいう。）及び行き過ぎた指導（運動部活動、スポーツ指導等において、児童等の現況に適合していない過剰な指導をいう。）をいう。

５　この条例において「区立学校」とは、足立区立学校設置条例（昭和３９年足立区条例第９号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。

６　この条例において「児童等」とは、区立学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（所掌事項）

第３条　調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をし、教育委員会に答申する。

（１）　区立学校において法第２８条第１項各号に規定する重大事態に該当するいじめが発生した場合における当該いじめの実態

（２）　区立学校において体罰又は不適切な行為が発生した場合における当該体罰又は不適切な行為の実態

２　教育委員会は、区立学校においていじめが認められる場合、当該いじめが法第２８条第１項に規定する重大事態に該当しないものであっても、当該いじめの事実を調査し、当該いじめに適切に対処するため、調査委員会に諮問することができる。

（組織）

第４条　調査委員会は、教育委員会が委嘱する委員５人以内で組織する。

（委員長及び副委員長）

第５条　調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　調査委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見聴取等）

第７条　調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年１月１日から施行する。

（足立区いじめ等問題対策委員会設置条例の一部改正）

２　足立区いじめ等問題対策委員会設置条例（平成２６年足立区条例第４１号）の一部を次のように改正する。

題名中「足立区」の次に「教育委員会」を加える。

第１条中「いじめ防止対策推進法」を「区立学校におけるいじめ等の防止等のための対策を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法」に、「足立区いじめ等問題対策委員会」を「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」に改める。

第３条第１項第３号及び第４号を削り、同項第５号中「当該いじめ又は当該体罰等」を「区立学校におけるいじめ等」に改め、同号を同項第３号とし、同項第６号中「当該いじめ又は当該体罰等」を「区立学校におけるいじめ等」に改め、同号を同項第４号とし、同条第２項を削る。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

３　足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和３９年足立区条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部足立区いじめ等問題対策委員会の項中「足立区いじめ等問題対策委員会」を「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」に改め、同項の次に次のように加える。

足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会	日額　２万１，０００円

（足立区いじめ等問題対策委員会設置条例の一部改正に伴う経過措置）

４　この条例の施行の際現に改正前の足立区いじめ等問題対策委員会設置条例第４条に規定する委員である者は、改正後の足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会設置条例第４条に規定する委員とみなす。

足立区いじめ等問題対策委員会設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）（新制定条例（案）の付則による改正）

改正前	改正後
○足立区＿＿＿＿いじめ等問題対策委員会設置条例 平成26年３月28日条例第41号 （設置） 第１条　＿＿＿＿

改正前	改正後
足立区条例第９号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。	足立区条例第９号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。
６　この条例において「児童等」とは、区立学校に在籍する児童又は生徒をいう。	６　この条例において「児童等」とは、区立学校に在籍する児童又は生徒をいう。
（所掌事項）	（所掌事項）
第３条　対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、教育委員会に答申する。	第３条　対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、教育委員会に答申する。
（１）　いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うための施策の検討	（１）　いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うための施策の検討
（２）　体罰又は不適切な行為の防止等のための対策を実効的に行うための施策の検討	（２）　体罰又は不適切な行為の防止等のための対策を実効的に行うための施策の検討
（３）　区立学校において法第28条第１項に規定する重大事態に該当するいじめが発生した場合における当該いじめの実態調査	（削除）
（４）　区立学校において体罰又は不適切な行為が発生した場合における当該体罰又は不適切な行為（以下この項において「当該体罰等」という。）の実態調査	（削除）
（５）　当該いじめ又は当該体罰等に適切に対処するための助言に関すること。	（３）　区立学校におけるいじめ等に適切に対処するための助言に関すること。
（６）　当該いじめ又は当該体罰等と同種の事態の再発防止に関すること。	（４）　区立学校におけるいじめ等と同種の事態の再発防止に関すること。
２　教育委員会は、区立学校においていじめが認められる場合、当該いじめが法第28条第１項に規定する重大事態に該当しないものであっても、当該いじめの事実を調査し、当該いじめに適切に対処するため、対策委員会に諮問することができる。	（削除）
（組織）	（組織）
第４条　対策委員会は、教育委員会が委嘱する委員５人以内で組織する。	第４条　対策委員会は、教育委員会が委嘱する委員５人以内で組織する。
（委員長及び副委員長）	（委員長及び副委員長）
第５条　対策委員会に委員長及び副委員長を置く。	第５条　対策委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。	２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
３　委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。	３　委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

改正前	改正後
4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。	4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）	（会議）
第６条　対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。	第６条　対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
２　対策委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。	２　対策委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。	３　対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（意見聴取等）	（意見聴取等）
第７条　対策委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。	第７条　対策委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（委任）	（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。	第８条　この条例に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
付　則　省略	付　則　改正前のとおり

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）（制定条例（案）の付則による改正）

改正前

○足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例

昭和39年３月31日条例第17号

第１条から第４条まで　省略

付　則　省略

別表

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	構成員の報酬
区長	省略	省略
教育委員会	足立区社会教育委員	日額　7,000円
	足立区文化財保護審議会	日額　１万5,000円
	足立区立校外施設指定管理者選定審査会	日額　２万1,000円
	足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会	日額　8,000円
	足立区ギャラクシティ指定管理者選定審査会	日額　8,000円
	足立区学校開放事業審議会	日額　7,000円
	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会	日額　7,000円
	足立区子ども施設指定管理者等選定審査会	日額　8,000円

改正後

○足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例

昭和39年３月31日条例第17号

第１条から第４条まで　改正前のとおり

付　則　改正前のとおり

別表

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	構成員の報酬
区長	改正前のとおり	改正前のとおり
教育委員会	足立区社会教育委員	日額　7,000円
	足立区文化財保護審議会	日額　１万5,000円
	足立区立校外施設指定管理者選定審査会	日額　２万1,000円
	足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会	日額　8,000円
	足立区ギャラクシティ指定管理者選定審査会	日額　8,000円
	足立区学校開放事業審議会	日額　7,000円
	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会	日額　7,000円
	足立区子ども施設指定管理者等選定審査会	日額　8,000円

改正前			改正後		
	足立区子ども施設指定管理者評価委員会	日額　8,000円		足立区子ども施設指定管理者評価委員会	日額　8,000円
	足立区ギャラクシティ運営評価委員会	日額　8,000円		足立区ギャラクシティ運営評価委員会	日額　8,000円
	足立区　　いじめ等問題対策委員会	日額　２万1,000円		足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会	日額　２万1,000円
	（新設）	（新設）		足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会	日額　２万1,000円
	足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会	日額　8,000円		足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会	日額　8,000円
	足立区立校外施設指定管理者評価委員会	日額　２万1,000円		足立区立校外施設指定管理者評価委員会	日額　２万1,000円
	足立区プロポーザル選定委員会	日額　7,000円		足立区プロポーザル選定委員会	日額　7,000円
	足立区立郷土博物館協議会	日額　２万1,000円		足立区立郷土博物館協議会	日額　２万1,000円
	足立区立図書館協議会	日額　8,000円		足立区立図書館協議会	日額　8,000円
	足立区立学童保育室指定管理者選定審査会	日額　8,000円		足立区立学童保育室指定管理者選定審査会	日額　8,000円
	足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会	日額　8,000円		足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会	日額　8,000円
	足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会	日額　8,000円		足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会	日額　8,000円

備考

1　各附属機関の長（足立区社会教育委員の会議の議長を含む。）の報酬は、2,000円を加算した額とする。

2　附属機関に部会等を設置した場合における部会等の長の報酬は、当該部会等の開催ごとに1,000円を加算した額とする。

備考

1　各附属機関の長（足立区社会教育委員の会議の議長を含む。）の報酬は、2,000円を加算した額とする。

2　附属機関に部会等を設置した場合における部会等の長の報酬は、当該部会等の開催ごとに1,000円を加算した額とする。

第８７号議案

足立区地域学習センターの指定管理者の指定の送付について

上記の議案を提出する。

令和７年１１月１２日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

足立区地域学習センターの指定管理者の指定の送付について

足立区地域学習センターの指定管理者を下記のとおり指定する。

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
足立区竹の塚 地域学習 センター	住所　東京都足立区足立四丁目２８番１０号 名称　ヤオキン商事株式会社 （代表者　伊藤　治光）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで
足立区中央本町 地域学習 センター	住所　東京都足立区足立四丁目２８番１０号 名称　ヤオキン商事株式会社 （代表者　伊藤　治光）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで
足立区東和 地域学習 センター	住所　東京都足立区足立四丁目２８番１０号 名称　ヤオキン・ＡＳＣＣ共同事業体 （２社共同事業体） 代表企業　ヤオキン商事株式会社 （代表者　伊藤　治光）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで
足立区佐野 地域学習 センター	住所　東京都足立区千住河原町９番７号 名称　株式会社グランディオサービス （代表者　林　秀樹）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで
足立区江北 地域学習 センター	住所　東京都足立区江北一丁目３３番２２号 名称　株式会社ティー・エム・エンタープライズ （代表者　川名　康仁）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで

足立区新田 地域学習 センター	住所　東京都足立区江北一丁目３３番２２号 名称　株式会社ティー・エム・エンタープライズ （代表者　川名　康仁）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで
足立区興本 地域学習 センター	住所　東京都足立区江北一丁目３３番２２号 名称　株式会社ティー・エム・エンタープライズ （代表者　川名　康仁）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで
足立区伊興 地域学習 センター	住所　東京都足立区千住河原町９番７号 名称　株式会社グランディオサービス （代表者　林　秀樹）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで
足立区鹿浜 地域学習 センター	住所　東京都足立区足立四丁目２８番１０号 名称　ヤオキン商事株式会社 （代表者　伊藤　治光）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで

（提案理由）

足立区地域学習センターの指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、この案を提出いたします。

第８７号議案説明資料

令和７年１１月１２日

件　　名	**足立区地域学習センターの指定管理者の指定の送付について**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課

内　　容

足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会における選定審査の結果、以下のとおり候補者を選定したので、令和７年第４回足立区議会定例会における議決を経て指定管理者として指定する。

１　対象施設

	施設名	所在地
1	足立区竹の塚地域学習センター	足立区竹の塚二丁目２５番１７号
2	足立区中央本町地域学習センター	足立区中央本町三丁目１５番１号
3	足立区東和地域学習センター	足立区東和三丁目１２番９号
4	足立区佐野地域学習センター	足立区佐野二丁目４３番５号
5	足立区江北地域学習センター	足立区江北三丁目３９番４号
6	足立区新田地域学習センター	足立区新田二丁目２番２号
7	足立区興本地域学習センター	足立区興野一丁目１８番３８号
8	足立区伊興地域学習センター	足立区伊興二丁目４番２２号
9	足立区鹿浜地域学習センター	足立区鹿浜六丁目８番１号

２　指定管理料

	施設名	指定管理料（見積金額）
1	足立区竹の塚 地域学習センター	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　１９９，８２２，０００円（税込） ②　要精算（光熱水費、小破修繕費） １２，８００，０００円（税込） 合計（①＋②）　２１２，６２２，０００円（税込）
2	足立区中央本町地域 学習センター	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　１５９，７８３，０００円（税込） ②　要精算（光熱水費、小破修繕費） ９，２６０，０００円（税込） 合計（①＋②）　１６９，０４３，０００円（税込）
3	足立区東和地域学習 センター	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　１８４，３３１，０００円（税込） ②　要精算（光熱水費、小破修繕費） ８，３６７，０００円（税込） 合計（①＋②）　１９２，６９８，０００円（税込）

4	足立区佐野地域学習センター	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　１５０，３６０，３２０円（税込） ②　要精算（光熱水費、小破修繕費） ５，５０７，０００円（税込） 合計（①＋②）　１５５，８６７，３２０円（税込）
5	足立区江北地域学習センター	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　１５６，９５０，４２０円（税込） ②　要精算（光熱水費、小破修繕費） ４，４７３，０００円（税込） 合計（①＋②）　１６１，４２３，４２０円（税込）
6	足立区新田地域学習センター	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　１３４，４５１，２４０円（税込） ②　要精算（光熱水費、小破修繕費） ２，５７６，０００円（税込） 合計（①＋②）　１３７，０２７，２４０円（税込）
7	足立区興本地域学習センター	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　１５４，２３８，０４０円（税込） ②　要精算（光熱水費、小破修繕費） ４，２２５，０００円（税込） 合計（①＋②）　１５８，４６３，０４０円（税込）
8	足立区伊興地域学習センター	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　１６０，１０９，１８０円（税込） ②　要精算（光熱水費、小破修繕費） ２，６３５，０００円（税込） 合計（①＋②）　１６２，７４４，１８０円（税込）
9	足立区鹿浜地域学習センター	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　１５４，３０６，０００円（税込） ②　要精算（光熱水費、小破修繕費） ４，１１５，０００円（税込） 合計（①＋②）　１５８，４２１，０００円（税込）

※　中央本町・東和・佐野・江北・興本・伊興・鹿浜地域学習センターは、図書館・体育館分を含む。竹の塚・新田地域学習センターは、図書館分を含む

（参考）令和２年度選定時指定管理料（令和３年度協定金額）

足立区竹の塚地域学習センター	１７０，９５７，８００円（税込）
足立区中央本町地域学習センター	１４６，３１５，４９２円（税込）
足立区東和地域学習センター	１５２，５５３，８００円（税込）
足立区佐野地域学習センター	１２６，４９７，２５４円（税込）
足立区江北地域学習センター	１２２，７８３，２６２円（税込）
足立区新田地域学習センター	１１３，５６６，５６０円（税込）
足立区興本地域学習センター	１２０，６８４，３３０円（税込）
足立区伊興地域学習センター	１３５，０６７，０３６円（税込）
足立区鹿浜地域学習センター	１１３，６９９，０７５円（税込）

※　図書館・体育館分含む。

※　主な増加理由は、物価高騰に伴う施設管理費および事業費の上昇、労働報酬下限額改定に伴う人件費の上昇である。

３　指定の期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで（５年間）

４　指定管理者の候補者

	施設名	事業者名	所在地
1	足立区竹の塚 地域学習センター	ヤオキン商事株式会社 （代表者　伊藤　治光）	東京都足立区足立四丁目２８番１０号
2	足立区中央本町 地域学習センター	ヤオキン商事株式会社 （代表者　伊藤　治光）	東京都足立区足立四丁目２８番１０号
3	足立区東和 地域学習センター	ヤオキン・ＡＳＣＣ共同事業体 【代表団体】ヤオキン商事株式会社 （代表者　伊藤　治光） 【構成団体】特定非営利活動法人ＡＳＣＣ	東京都足立区足立四丁目２８番１０号
4	足立区佐野 地域学習センター	株式会社グランディオサービス （代表者　林　秀樹）	東京都足立区千住河原町９番７号
5	足立区江北 地域学習センター	株式会社ティー・エム・エンタープライズ （代表者　川名　康仁）	東京都足立区江北一丁目３３番２２号
6	足立区新田 地域学習センター	株式会社ティー・エム・エンタープライズ （代表者　川名　康仁）	東京都足立区江北一丁目３３番２２号
7	足立区興本 地域学習センター	株式会社ティー・エム・エンタープライズ （代表者　川名　康仁）	東京都足立区江北一丁目３３番２２号
8	足立区伊興 地域学習センター	株式会社グランディオサービス （代表者　林　秀樹）	東京都足立区千住河原町９番７号
9	足立区鹿浜 地域学習センター	ヤオキン商事株式会社 （代表者　伊藤　治光）	東京都足立区足立四丁目２８番１０号

５　応募事業者数

（１）足立区竹の塚地域学習センター　　１事業者
（２）足立区中央本町地域学習センター　１事業者
（３）足立区東和地域学習センター　　２事業者
（４）足立区佐野地域学習センター　　１事業者
（５）足立区江北地域学習センター　　２事業者
（６）足立区新田地域学習センター　　２事業者
（７）足立区興本地域学習センター　　１事業者
（８）足立区伊興地域学習センター　　１事業者
（９）足立区鹿浜地域学習センター　　１事業者

６　現在の指定管理者

以下のセンターを除き、候補者と同じ。

施設名	事業者名	所在地
足立区新田 地域学習センター	株式会社グランディオサービス （代表者　林　秀樹）	東京都足立区 千住河原町９番 ７号
足立区東和 地域学習センター	みんなでつくるあだちの未来共同事業体 【代表団体】 株式会社小学館集英社プロダクション （代表者　松井　聡）	東京都千代田区 神田神保町二丁 目３０番地

７　候補者となった理由・ポイント

	施設名	候補者となった理由・ポイント
1	足立区竹の塚 地域学習センター	老朽化した施設を「昭和レトロ」な装飾や演出を加えることで、懐かしさと親しみのある施設イメージを創出したいという前向きな姿勢を評価する。
2	足立区中央本町 地域学習センター	施設周辺住民は２０代・３０代の若者世代の居住割合が高いと分析し、若者世代の「やりたいことがかなう」事業を展開していこうとする姿勢が的確である。
3	足立区東和 地域学習センター	地域連携において、実行性の高い具体的な提案がなされた。統括責任者が自らの言葉で的確に応えており、今後の運営に期待が持てる。
4	足立区佐野 地域学習センター	三方が河川に囲まれる地域特性による水害リスクを踏まえ、「さの防災プロジェクト」を主要事業に据えた点は地域防災ネットワーク構築に資すると認められる。
5	足立区江北 地域学習センター	江北地域のエリアデザインの中核である「健康」に即した事業提案と、これまでの地域連携の実績を更に発展させていく姿勢が評価できる。
6	足立区新田 地域学習センター	居住年数５年未満や子育て世代の住民が多い地域特性に着目し、住民自ら地域の魅力を発見し交流を深めるため、自転車を主要事業に据えた発想は独自性がある。提案通りの事業実現に期待する。
7	足立区興本 地域学習センター	主要事業の「インクルーシブ音楽祭」は地域の声を基に企画されており、これまでの地域連携の取組が着実に積み重ねられている。また、実現可能性の高い事業が提案されていた。
8	足立区伊興 地域学習センター	「緑・食・アート」という身近な分野を主要事業に据え、施設未利用者を取り込もうという意図が明確である。加えて、これまでの運営実績も安定している。
9	足立区鹿浜 地域学習センター	個人利用のニーズ増加を踏まえた今後のビジョン「みんなのリビング」が的確であり、更にその実現に向けた事業も現実的かつ一貫性がある。

８　候補者となった経過

（１）公募

令和７年４月１日から同年５月３０日まで

（２）財務状況調査の結果

税理士による財務状況調査を実施し、結果は以下のとおりとなった。

事業者名		財務状況調査結果
ヤオキン商事株式会社		「最適合」 税理士コメント：借入金があるため自己資本比率は他の最適評価各社の中で、下位になっているが、売上規模は９社中の３位である。
ヤオキン・ＡＳＣＣ共同事業体	【代表団体】 ヤオキン商事株式会社	同上
	【構成団体】 特定非営利活動法人 ＡＳＣＣ	「適合」 税理士コメント：３年間見ると、事業活動は非常に小規模なものである。貸借対照表に自己資本がそのまま現預金になっている。これからの活動に期待を込めて、適合評価とする。
株式会社ティー・エム・エンタープライズ		「最適合」 税理士コメント:売上規模は９社中４位、自己資本比率は９社中トップになっている。比較３年間すべて増収、増益である。
株式会社グランディオサービス		「最適合」 税理士コメント：売上規模は最適評価の中の下位ではあるが､自己資本は1億円超で現金預金にあり、借入金も少額なため財務の安全性は高いといえる。

※　共同事業体の場合は、代表団体の調査結果で判断する。

※　応募事業者全９社の財務状況調査を実施した。

（３）選定委員会

ア　委員会開催状況

開催	開催日	内容	審査事業者数
第１回	令和７年５月１３日	選定方法や評価項目等の確認	
第２回	令和７年７月　８日 ９日	第一次審査（書類審査）	６事業者
第３回	令和７年７月２９日 ３０日 ３１日 ８月　５日	第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	６事業者

イ　委員構成（計６名）

種別	氏名	役職等
学識経験者	【会長】 井川　憲太郎	法律事務所イガワ　弁護士
	岩崎　久美子	放送大学　教養学部　教授
	原田　隆史	八洲学園大学　生涯学習学部　生涯学習学科 教授 岐阜女子大学　特任教授
	松井　高光	帝京科学大学　教育人間科学部 学校教育学科　講師
区内関係団体	田中　ひろ子	足立区スポーツ協会　会長
区職員	臺　富士夫	足立区　建築防災課長 （都市建設部参事　事務取扱）

ウ　審査項目及び審査結果

別添資料１「教育委員会議案説明別添資料　指定管理者の指定について」を参照。

（４）労働条件審査等

東和地域学習センターの候補者となった「ヤオキン・ＡＳＣＣ共同事業体」の構成団体である「特定非営利活動法人ＡＳＣＣ」に対して、社会保険労務士２名による労働条件審査を実施し、合格となった。

その他の事業者については、「足立区の指定管理者選考における労働条件審査の実施に関する要綱」に基づき、令和４年度および５年度に実施した労働条件審査の結果、合格となっており、令和７年度の実施は省略する。

（参考）足立区の指定管理者選考における労働条件審査の実施に関する要綱第２条第２項

選定候補者が、選定候補者となった日の４年前の日の属する年度の初日から当該労働条件審査を実施するまでの間に同様の審査を受けて適正であったことを確認できる場合は、労働条件審査を省略することができる

【参考】　候補者の職員平均勤続年数及び平均給与

ア　平均勤続年数

事業者名	平均勤続年数（令和２年参考）	平均勤続年数（令和７年）
ヤオキン商事株式会社	約７年２か月	約１０年７か月
特定非営利活動法人ＡＳＣＣ	－	約１２年
株式会社グランディオサービス	約７年１１か月	約９年
株式会社ティー・エム・エンタープライズ	約５年７か月	約６年５か月

イ　平均給与（月額）

事業者名	区分	平均給与（月額）（令和２年参考）	平均給与（月額）（令和７年）
ヤオキン商事株式会社	管理職	３２４，０００円	４５４，２５４円
	常勤職員	２３１，０００円	２６５，２３３円
	非常勤職員（月額制）	対象労働者なし	１２２，６３５円
	短時間労働者（時給制）	１，０６０円	１，３５０円
特定非営利活動法人ＡＳＣＣ	管理職	－	０円
	常勤職員	－	対象労働者なし
	非常勤職員（月額制）	－	対象労働者なし
	短時間労働者（時給制）	－	１，３００円
株式会社グランディオサービス	管理職	２９５，５０９円	４３８，４５８円
	常勤職員	２１８，０６３円	３０５，３２９円
	非常勤職員（月額制）	対象労働者なし	対象労働者なし
	短時間労働者（時給制）	１，０６０円	１，３５０円
株式会社ティー・エム・エンタープライズ	管理職	３７１，１３２円	４１２，６５９円
	常勤職員	２５２，０７１円	２７７，４９２円
	非常勤職員（月額制）	対象労働者なし	対象労働者なし

	短時間労働者（時給制）	１，２０９円	１，３８６円

※　東京都の最低賃金基準は令和２年１０月１日時点で１，０１３円、令和７年１０月３日時点で１，２２６円。
　足立区公契約条例における令和２年度労働報酬下限額は１，０６０円、令和７年度労働報酬下限額は１，３５０円。

※　特定非営利活動法人ＡＳＣＣについては、令和８年度より公契約条例適用となり、労働報酬下限額を遵守する。

９　添付資料

別添資料１「教育委員会議案説明別添資料　指定管理者の指定について」

10　今後の方針

本議案が可決されたならば、令和７年第４回足立区議会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出する。当該議案が区議会において可決されたならば、教育長と指定管理者との間で協定書を締結し、令和８年４月１日から指定管理者による管理運営業務を実施する。

なお、東和地域学習センター及び新田地域学習センターにおいては、指定管理者が変更となるため、以下のとおり引継ぎを行う。

（１）スケジュール

区職員が立ち会いの上で、次のスケジュールにて引継ぎを実施する。

①　令和８年１月　初旬：新規・現行事業者顔合わせ
②　令和８年１月～３月：引継ぎ定例会（月２回実施）
③　令和８年４月　１日：新指定管理者による運営開始

（２）臨時休館

引継ぎ及び新年度準備のため、３月３０日（月）・３１日（火）の２日間を臨時休館とする。

※　本議案及び令和７年第４回足立区議会定例会における本件に係る議案が可決されたならば、速やかに登録団体へ周知するほか、館内掲示やホームページ、あだち広報にて利用者へ広く周知する。

第８８号議案

足立区立図書館の指定管理者の指定の送付について

上記の議案を提出する。

令和７年１１月１２日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

足立区立図書館の指定管理者の指定の送付について

足立区立図書館の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
足立区竹の塚図書館	住所　東京都足立区足立四丁目２８番１０号 名称　ヤオキン商事株式会社 （代表者　伊藤　治光）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで
足立区やよい図書館	住所　東京都足立区足立四丁目２８番１０号 名称　ヤオキン商事株式会社 （代表者　伊藤　治光）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで
足立区東和図書館	住所　東京都足立区足立四丁目２８番１０号 名称　ヤオキン・ＡＳＣＣ共同事業体 （２社共同事業体） 代表企業　ヤオキン商事株式会社 （代表者　伊藤　治光）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで
足立区佐野図書館	住所　東京都足立区千住河原町９番７号 名称　株式会社グランディオサービス （代表者　林　秀樹）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで
足立区江北図書館	住所　東京都足立区江北一丁目３３番２２号 名称　株式会社ティー・エム・エンタープライズ （代表者　川名　康仁）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで

足立区立江南 コミュニティ 図書館	住所　東京都足立区江北一丁目３３番２２号 名称　株式会社ティー・エム・エンタープライズ （代表者　川名　康仁）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで
足立区新田 コミュニティ 図書館	住所　東京都足立区江北一丁目３３番２２号 名称　株式会社ティー・エム・エンタープライズ （代表者　川名　康仁）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで
足立区興本 図書館	住所　東京都足立区江北一丁目３３番２２号 名称　株式会社ティー・エム・エンタープライズ （代表者　川名　康仁）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで
足立区伊興 図書館	住所　東京都足立区千住河原町９番７号 名称　株式会社グランディオサービス （代表者　林　秀樹）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで
足立区鹿浜 図書館	住所　東京都足立区足立四丁目２８番１０号 名称　ヤオキン商事株式会社 （代表者　伊藤　治光）	令和　８年４月　１日から 令和１３年３月３１日まで

（提案理由）

足立区立図書館の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、この案を提出いたします。

第８８号議案説明資料

令和７年１１月１２日

件　　名	**足立区立図書館の指定管理者の指定の送付について**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館

内　　容

足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会における選定審査の結果、以下のとおり候補者を選定したので、令和７年第４回足立区議会定例会における議決を経て指定管理者として指定する。

１　対象施設

	施設名	所在地
1	足立区立竹の塚図書館	足立区竹の塚二丁目２５番１７号
2	足立区立やよい図書館	足立区中央本町三丁目１５番１号
3	足立区立東和図書館	足立区東和三丁目１２番９号
4	足立区立佐野図書館	足立区佐野二丁目４３番５号
5	足立区立江北図書館	足立区江北三丁目３９番４号
6	足立区立江南コミュニティ図書館	足立区小台二丁目４番１８号
7	足立区立新田コミュニティ図書館	足立区新田二丁目２番２号
8	足立区立興本図書館	足立区興野一丁目１８番３８号
9	足立区立伊興図書館	足立区伊興二丁目４番２２号
10	足立区立鹿浜図書館	足立区鹿浜六丁目８番１号

２　指定管理料

	施設名	指定管理料（見積金額）
1	足立区立 竹の塚図書館	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　１９９，８２２，０００円（税込） ②　要精算（光熱水費、小破修繕費） １２，８００，０００円（税込） 合計（①＋②）　２１２，６２２，０００円（税込）
2	足立区立 やよい図書館	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　１５９，７８３，０００円（税込） ②　要精算（光熱水費、小破修繕費） ９，２６０，０００円（税込） 合計（①＋②）　１６９，０４３，０００円（税込）
3	足立区立 東和図書館	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　１８４，３３１，０００円（税込） ②　要精算（光熱水費、小破修繕費） ８，３６７，０００円（税込） 合計（①＋②）　１９２，６９８，０００円（税込）

4	足立区立 佐野図書館	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　１５０，３６０，３２０円（税込） ②　要精算（光熱水費、小破修繕費） ５，５０７，０００円（税込） 合計（①＋②）　１５５，８６７，３２０円（税込）
5	足立区立 江北図書館	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　１５６，９５０，４２０円（税込） ②　要精算（光熱水費、小破修繕費） ４，４７３，０００円（税込） 合計（①＋②）　１６１，４２３，４２０円（税込）
6	足立区立江南 コミュニティ図書館	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　５４，２９８，０００円（税込） ②　要精算　　０円 合計（①＋②）　５４，２９８，０００円（税込）
7	足立区立新田 コミュニティ図書館	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　１３４，４５１，２４０円（税込） ②　要精算（光熱水費、小破修繕費） ２，５７６，０００円（税込） 合計（①＋②）　１３７，０２７，２４０円（税込）
8	足立区立 興本図書館	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　１５４，２３８，０４０円（税込） ②　要精算（光熱水費、小破修繕費） ４，２２５，０００円（税込） 合計（①＋②）　１５８，４６３，０４０円（税込）
9	足立区立 伊興図書館	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　１６０，１０９，１８０円（税込） ②　要精算（光熱水費、小破修繕費） ２，６３５，０００円（税込） 合計（①＋②）　１６２，７４４，１８０円（税込）
10	足立区立 鹿浜図書館	令和８年度から令和１２年度の各年度 ①　非精算　　１５４，３０６，０００円（税込） ②　要精算（光熱水費、小破修繕費） ４，１１５，０００円（税込） 合計（①＋②）　１５８，４２１，０００円（税込）

※　やよい・東和・佐野・江北・興本・伊興・鹿浜図書館は、学習センター・体育館分を含む。竹の塚・新田コミュニティ図書館は、学習センター分を含む。

（参考）令和３年度協定金額

足立区立竹の塚図書館	１７０，９５７，８００円（税込）
足立区立やよい図書館	１４６，３１５，４９２円（税込）
足立区立東和図書館	１５２，５５３，８００円（税込）
足立区立佐野図書館	１２６，４９７，２５４円（税込）
足立区立江北図書館	１２２，７８３，２６２円（税込）
足立区立江南コミュニティ図書館	４９，７７３，０００円（税込）
足立区立新田コミュニティ図書館	１１３，５６６，５６０円（税込）
足立区立興本図書館	１２０，６８４，３３０円（税込）
足立区立伊興図書館	１３５，０６７，０３６円（税込）

足立区立鹿浜図書館　　１１３，６９９，０７５円（税込）

※　江南コミュニティ図書館以外は学習センター・体育館分含む

※　主な増加理由は、労働報酬下限額改定に伴う人件費の上昇物価高騰に伴う施設管理費及び事業費の上昇、である。

３　指定の期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで（５年間）

４　指定管理者の候補者

	施設名	事業者名	所在地
1	足立区立 竹の塚図書館	ヤオキン商事株式会社 （代表者　伊藤　治光）	東京都足立区 足立四丁目２８ 番１０号
2	足立区立 やよい図書館	ヤオキン商事株式会社 （代表者　伊藤　治光）	東京都足立区 足立四丁目２８ 番１０号
3	足立区立 東和図書館	ヤオキン・ＡＳＣＣ共同事業体 【代表団体】ヤオキン商事株式会社 （代表者　伊藤　治光） 【構成団体】特定非営利活動法人ＡＳＣＣ	東京都足立区 足立四丁目２８ 番１０号
4	足立区立 佐野図書館	株式会社グランディオサービス （代表者　林　秀樹）	東京都足立区 千住河原町９番 ７号
5	足立区立 江北図書館	株式会社ティー・エム・エンタープライズ （代表者　川名　康仁）	東京都足立区 江北一丁目３３ 番２２号
6	足立区立江南 コミュニティ 図書館	株式会社ティー・エム・エンタープライズ （代表者　川名　康仁）	東京都足立区 江北一丁目３３ 番２２号
7	足立区立新田 コミュニティ 図書館	株式会社ティー・エム・エンタープライズ （代表者　川名　康仁）	東京都足立区 江北一丁目３３ 番２２号
8	足立区立 興本図書館	株式会社ティー・エム・エンタープライズ （代表者　川名　康仁）	東京都足立区 江北一丁目３３ 番２２号
9	足立区立 伊興図書館	株式会社グランディオサービス （代表者　林　秀樹）	東京都足立区 千住河原町９番 ７号
10	足立区立 鹿浜図書館	ヤオキン商事株式会社 （代表者　伊藤　治光）	東京都足立区 足立四丁目２８ 番１０号

５　応募事業者数

（１）足立区立竹の塚図書館　　１事業者
（２）足立区立やよい図書館　　１事業者
（３）足立区立東和図書館　　２事業者
（４）足立区立佐野図書館　　１事業者
（５）足立区立江北図書館　　２事業者
（６）足立区立江南コミュニティ図書館　１事業者
（７）足立区立新田コミュニティ図書館　２事業者
（８）足立区立興本図書館　　１事業者
（９）足立区立伊興図書館　　１事業者
（10）足立区立鹿浜図書館　　１事業者

６　現在の指定管理者

以下の図書館を除き、候補者と同じ。

施設名	事業者名	所在地
足立区立新田 コミュニティ図書館	株式会社グランディオサービス （代表者　林　秀樹）	東京都足立区 千住河原町９番 ７号
足立区立東和図書館	みんなでつくるあだちの未来共同事業体 【代表団体】 株式会社小学館集英社プロダクション （代表者　松井　聡）	東京都千代田区 神田神保町二丁 目３０番地

７　候補者となった理由・ポイント

＼	施設名	候補者となった理由・ポイント
1	足立区立 竹の塚図書館	老朽化した施設を「昔ながら」と捉え、心温まる雰囲気を演出し、また、図書館スペースを整理して親子でくつろげる空間作りを進めていく姿勢を評価する。
2	足立区立 やよい図書館	「図書館ってなんだか楽しい」と思ってもらえるように、まずは、「おもしろそう」と興味を持ってもらえる様々な事業を提案されていることに期待を持てる。
3	足立区立 東和図書館	親子連れの利用者が多いことや独立した児童コーナーがある施設の特色を生かした、居心地の良い環境づくりの提案がなされていた。
4	足立区立 佐野図書館	主要事業である「さの防災プロジェクト」に関連して、防災おはなし会など図書館発進の防災事業展開により、特に子供たちの防災意識向上に資すると認められる。
5	足立区立 江北図書館	地域の特性を生かした「健康」をテーマとした図書館づくりや、「つながり」「居場所」を意識した事業展開に期待する。

6	足立区立江南 コミュニティ図書館	比較的新しい施設であり、子どもも利用しやすい雰囲気がある点を評価した。これまでの安定した運営実績を踏まえつつ、待ちの姿勢にとどまらず、アウトリーチなど積極的な事業展開の実現にも期待する。
7	足立区立新田 コミュニティ図書館	分析に基づいた地域に根ざした提案がされており、幅広い年齢層に対する企画や連携事業も多く、情報発信を含めた事業実現に期待できる。
8	足立区立 興本図書館	これまでの事業実績に加え、地域の特性やニーズを的確に捉え、更にブラッシュアップした事業展開により、人と本、人と人をつなぐきっかけとなるような図書館づくりに期待が持てる。
9	足立区立 伊興図書館	テーブルゲームやおはなし会をきっかけに多世代・多文化交流を図るなど、図書館を利用したことがない層へのアプローチや読書推進に対する姿勢が評価できる。
10	足立区立 鹿浜図書館	日常に本がなじむ環境作りというコンセプトの基、施設内のいたるところに本棚を設置する「ブックリビング」は、実現に向けて期待できる。

８　候補者となった経過

（１）公募

令和７年４月１日から同年５月３０日まで

（２）財務状況調査の結果

税理士による財務状況調査を実施し、結果は以下のとおりとなった。

事業者名		財務状況調査結果
ヤオキン商事株式会社		「最適合」 税理士コメント：借入金があるため自己資本比率は他の最適評価各社の中で、下位になっているが、売上規模は９社中の３位である。
ヤオキン・ＡＳＣＣ共同事業体	【代表団体】 ヤオキン商事株式会社	同上
	【構成団体】 特定非営利活動法人 ＡＳＣＣ	「適合」 税理士コメント：３年間見ると、事業活動は非常に小規模なものである。貸借対照表に自己資本がそのまま現預金になっている。これからの活動に期待を込めて、適合評価とする。
株式会社ティー・エム・エンタープライズ		「最適合」 税理士コメント:売上規模は９社中４位、自己資本比率は９社中トップになっている。比較３年間すべて増収、増益である。

株式会社グランディオサービス	「最適合」 税理士コメント：売上規模は最適評価の中の下位ではあるが､自己資本は1億円超で現金預金にあり、借入金も少額なため財務の安全性は高いといえる。

※　共同事業体の場合は、代表団体の調査結果で判断する。
※　応募事業者全９社の財務状況調査を実施した。

（３）選定委員会

ア　委員会開催状況

開催	開催日	内容	審査事業者数
第１回	令和７年５月１３日	選定方法や評価項目等の確認	
第２回	令和７年７月　８日 ９日	第一次審査（書類審査）	６事業者
第３回	令和７年７月２９日 ３０日 ３１日 ８月　５日	第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	６事業者

イ　委員構成（計６名）

種別	氏名	役職等
学識経験者	【会長】 井川　憲太郎	法律事務所イガワ　弁護士
	岩崎　久美子	放送大学　教養学部　教授
	原田　隆史	八洲学園大学　生涯学習学部　生涯学習学科 教授 岐阜女子大学　特任教授
	松井　高光	帝京科学大学　教育人間科学部 学校教育学科　講師
区内関係団体	田中　ひろ子	足立区スポーツ協会　会長
区職員	臺　富士夫	足立区　建築防災課長 （都市建設部参事　事務取扱）

ウ　審査項目及び審査結果

別添資料１「教育委員会議案説明別添資料　指定管理者の指定について」を参照。

（４）労働条件審査等

東和図書館の候補者となった「ヤオキン・ＡＳＣＣ共同事業体」の構成団体である「特定非営利活動法人ＡＳＣＣ」に対して、社会保険労務士２名による労働条件審査を実施し、合格となった。

その他の事業者については、「足立区の指定管理者選考における労働条件審査の実施に関する要綱」に基づき、令和４年度および５年度に実施した労働条件審査の結果、合格となっており、令和７年度の実施は省略する。

（参考）足立区の指定管理者選考における労働条件審査の実施に関する要綱第２条第２項

選定候補者が、選定候補者となった日の４年前の日の属する年度の初日から当該労働条件審査を実施するまでの間に同様の審査を受けて適正であったことを確認できる場合は、労働条件審査を省略することができる

【参考】　候補者の職員平均勤続年数及び平均給与

ア　平均勤続年数

事業者名	平均勤続年数（令和２年参考）	平均勤続年数（令和７年）
ヤオキン商事株式会社	約７年２か月	約１０年７か月
特定非営利活動法人ＡＳＣＣ	－	約１２年
株式会社グランディオサービス	約７年１１か月	約９年
株式会社ティー・エム・エンタープライズ	約５年７か月	約６年５か月

イ　平均給与（月額）

事業者名	区分	平均給与（月額）（令和２年参考）	平均給与（月額）（令和７年）
ヤオキン商事株式会社	管理職	３２４，０００円	４５４，２５４円
	常勤職員	２３１，０００円	２６５，２３３円
	非常勤職員（月額制）	対象労働者なし	１２２，６３５円
	短時間労働者（時給制）	１，０６０円	１，３５０円
特定非営利活動法人ＡＳＣＣ	管理職	－	０円
	常勤職員	－	対象労働者なし
	非常勤職員（月額制）	－	対象労働者なし
	短時間労働者（時給制）	－	１，３００円

株式会社 グランディオ サービス	管理職	２９５，５０９円	４３８，４５８円
	常勤職員	２１８，０６３円	３０５，３２９円
	非常勤職員 （月額制）	対象労働者なし	対象労働者なし
	短時間労働者 （時給制）	１，０６０円	１，３５０円
株式会社 ティー・エム・ エンタープライズ	管理職	３７１，１３２円	４１２，６５９円
	常勤職員	２５２，０７１円	２７７，４９２円
	非常勤職員 （月額制）	対象労働者なし	対象労働者なし
	短時間労働者 （時給制）	１，２０９円	１，３８６円

※　東京都の最低賃金基準は令和２年１０月１日時点で１，０１３円、令和７年１０月３日時点で１，２２６円。
　足立区公契約条例における令和２年度労働報酬下限額は１，０６０円、令和７年度労働報酬下限額は１，３５０円。

※　特定非営利活動法人ＡＳＣＣについては、令和８年度より公契約条例適用となり、労働報酬下限額を遵守する。

９　添付資料

別添資料１「教育委員会議案説明別添資料　指定管理者の指定について」

10　今後の方針

本議案が可決されたならば、令和７年第４回足立区議会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出する。当該議案が区議会において可決されたならば、教育長と指定管理者との間で協定書を締結し、令和８年４月１日から指定管理者による管理運営業務を実施する。

なお、東和地域学習センター及び新田地域学習センターにおいては、指定管理者が変更となるため、以下のとおり引継ぎを行う。

（１）スケジュール

区職員が立ち会いの上で、次のスケジュールにて引継ぎを実施する。

①　令和８年１月　初旬：新規・現行事業者顔合わせ
②　令和８年１月～３月：引継ぎ定例会（月２回実施）
③　令和８年４月　１日：新指定管理者による運営開始

（２）臨時休館

引継ぎ及び新年度準備のため、通常休館日の３月３１日（火）に加え、３月３０日（月）を臨時休館とする。

※　本議案及び令和７年第４回足立区議会定例会における本件に係る議案が可決されたならば、館内掲示やホームページ、あだち広報にて利用者へ広く周知する。

第８９号議案

令和７年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

上記の議案を提出する。

令和７年１１月１２日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

令和７年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

令和７年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、下記のとおり議決に付す。

記

１　点検及び評価の内容について

別添資料２のとおり

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行う必要があるので、この案を提出いたします。

第８９号議案説明資料

令和７年１１月１３日

件　　名	**令和７年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について**
所管部課名	教育指導部教育政策課
内　　容	地教行法第２６条の規定に基づき、令和７年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を実施し、報告書（別添資料２）を作成したので、議案として提出する。 **１　目的** 法に基づき、点検・評価を実施し、その結果を公表することで、区民への説明責任を果たすとともに、効果的な教育行政を推進する。 **２　点検・評価の概要** （１）評価対象 今年度は、以下施策３が評価対象

	R4	R5	R6	R7
施策１　児童・生徒の心身の健全な発達の支援	○	○		
施策２　確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取り組み		○	○	
施策３　不登校児など子どもの状況に応じた支援の充実		○		○
施策４　快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実	○	○		
施策５　子ども・若者が社会と関わる力を育むための成長支援		○	○	

（２）実施時期：令和７年４月から７月にかけて評価を実施
（３）評価方法
ア　自己評価
各所管は、戦略毎に成果指標及び活動指標の達成状況や課題の分析、今後の方向性について自己評価を行った。
イ　外部評価
点検・評価委員は、各所管による自己評価やヒアリングを通して、戦略毎に、観点別評価（３つの観点について７段階）及びこれに基づく全体評価（ＡからＥまでの７段階）を行った。
（４）令和７年度点検・評価委員
米川　和雄（名古屋市立大学大学院　准教授）

３　計画の進捗状況
「目標通りできた」（達成度 100％以上）となった成果指標は約３割、活動指標は約５割だったが、「おおむね目標通りできた」（90％以上）以上では、成果指標・活動指標ともに約７割の達成率となった。

4　点検・評価委員による令和７年度評価概要

（１）全体評価

ア　４戦略中２戦略が７段階中上から２番目のＢ⁺評価、残り２戦略はそれぞれ、Ｂ評価とＣ評価であった。

イ　今回の評価ではＣ⁻以下の評価はなかった。

（２）観点別評価（７段階評価）

ア　観点１「助言や今後の期待・要望への反映率」
　　昨年度の点検・評価では施策３を対象としていないため、観点１の評価はなし

イ　観点２「目標・成果の達成状況」
　　平均 5.5 と、昨年度より 0.5 ポイント上がった。

ウ　観点３「各取り組みが戦略の方向性に沿ったものか」
　　平均5.25と、昨年度より0.25ポイント上がった。

エ　観点４「児童・生徒にとって真に効果的か」
　　平均4.5と、昨年度より0.2ポイント上がった。

表1　令和7年度観点別評価及び全体評価一覧

観点：7から1までの7段階評価
全体：AからEまでの7段階評価

施策名･戦略名	観点1 反映率	観点2 達成状況	観点3 方向性	観点4 効果的	全体
【施策3】 不登校児など子どもの状況に応じた支援の充実					
戦略1　不登校や発達支援等の課題を抱える子どもの心のケア･悩み相談	－	6	6	5	B⁺
戦略2　不登校の未然防止と学校復帰･社会的自立の支援	－	5	4	4	C
戦略3　切れ目のない特別支援教育の推進	－	5	5	4	B
戦略4　いじめの早期発見･早期対応	－	6	6	5	B⁺
平均	－	5.5	5.25	4.5	／

表2　令和7年度全体評価集計

評価	全体評価（戦略数）	割合（%）
A	0(0)	0(0)
B⁺	2(0)	50.0(0)
B	1(3)	25.0(50.0)
C	1(3)	25.0(50.0)
C⁻	0(0)	0(0)
D	0(0)	0(0)
E	0(0)	0(0)
合計	4(6)	100(100)

（ ）内は昨年度の数値

	５　点検・評価委員からの主な意見 （１）全体評価 ア　各指標の達成率について、事業の特質上、120%（B^{+}）以上の評価をすることができないものがあるため、指標そのものに限界がある点は改善すべきである（戦略１・３）。 （例）特別支援学級（固定学級）の設置校数（戦略３-活動指標７） イ　各事業の本質的な成果を挙げていくためには、単に人員や回数を上げるだけではなく、支援の質を担保・向上させる戦略が付随している必要がある（戦略１）。 （例）家庭や生活環境も踏まえた支援を行う SSW により、不登校等が解決または改善した割合（戦略１-成果指標３） ウ　不登校の要因が「やる気がでないことや不安、抑うつ、生活リズム」とのことであるが、そのような状態になる前段にも対応できる戦略になっていない（戦略２）。 エ　それぞれの成果に対する課題が示されているものの概ね成果指標における目標達成に近い水準であり、学校規模数が多いにもかかわらず、各校の取組の結果が出ていると思われる（戦略４）。 （２）今後の期待・要望 ア　教員の働き方改革における負の側面としての、多機関と教員が連携していく時間の確保の困難さ、及び専門職の人員確保等の課題を踏まえ、現状の展望や創意工夫への検証を行い、持続可能な事業運用となることを期待したい（戦略１）。 イ　不登校児童・生徒の学校復帰等の事後的な対応だけではない予防的な対応へのさらなる着目を期待したい（戦略２）。 ウ　いじめの対応について、担当課は、各指標における課題を捉えており、今後の進展が期待できる（戦略４）。 **６　今後の方針** （１）本議案が可決されたならば、文教委員会に報告するとともに、区 HP において公開する。 （２）今回の評価結果は各所管へフィードバックし、次年度の事業展開や改善に反映させる。

第９０号議案

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会からの答申の受理について

上記の議案を提出する。

令和７年１１月１２日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会からの答申の受理について

下記のとおり足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会からの答申を受理する。

記

答申内容

こども誰でも通園制度等の利用料について

１　答申

こども誰でも通園制度の利用料は、子ども１人あたり１時間 300 円を標準とするが、都補助金の活用により、実質無償とすべきである。

２　要望事項

（１）こども誰でも通園制度の利用可能時間

制度開始時は、全ての子どもが等しく利用できる制度とする観点から、子ども一人あたり月 10 時間までとし、それ以降は、子どもの育ちや保育提供体制の状況等を踏まえ、制度の効果を最大限発揮できるよう、10 時間にこだわらず、最適な時間を設定すること。

（２）一時保育事業

公平な利用者負担や財源の持続可能性等を勘案しつつ、支援を必要とする世帯が円滑に利用できるよう、類似するこども誰でも

通園制度開始後の利用実績も見ながら、制度設計を検討すること。

（提案理由）

令和８年４月開始のこども誰でも通園制度の利用料のほか、同制度の利用可能時間及び類似する一時保育事業に関する要望事項について、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会からの答申を受理する必要があるので、この案を提出いたします。

第９０号議案説明資料

令和７年１１月１２日

件　　名	**足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会からの答申の受理について**
所管部課名	子ども家庭部　子ども政策課 保育・入園課、私立保育園課、幼稚園・地域保育課
内　　容	**１　諮問事項** こども誰でも通園制度等の利用料について **２　審議経過** （下表） **３　答申内容** Ｐ４３答申書のとおり **４　答申書以外の「こども誰でも通園制度」に関する主な意見** ア　国の保育指針では、０歳児であっても教育的価値はあると考えているため、養育者以外の大人との関わりなどの教育的な意義も含め、より幅広い視点で是非考えていただきたい。 イ　現在は本制度が開始する過渡期で、運用面の色々な課題が出てくる時期にある。すべての子どもたちが健やかに育ち、子育てをしている方へのサポートを長い目で見て運用するスタートだと思い、温かい目で見守っていただきたい。

	開　催　日	主な議題
第１回	令和７年９月２６日	①　委嘱状の交付 ②　審議会へ諮問(諮問書の交付) ③　審議会の公開・非公開について ④　こども誰でも通園制度及び一時保育の利用料に関する審議
第２回	令和７年１０月２４日	①　意見、要望等の集約 ②　答申内容の検討 ③　こども誰でも通園制度の利用可能時間に関する意見交換

令和７年１０月２４日

足立区教育委員会　様

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会
会長　齊藤　多江子

答　申

令和７年９月２６日付、７足教委発第３９号にて諮問のあった、こども誰でも通園制度等の利用料について、下記のとおり答申する。また、以下の点を併せて要望する。

記

１　答申

こども誰でも通園制度の利用料は、子ども１人あたり１時間 300 円を標準とするが、都補助金の活用により、実質無償とすべきである。

２　要望事項

（１）こども誰でも通園制度の利用可能時間

制度開始時は、全ての子どもが等しく利用できる制度とする観点から、子ども一人あたり月 10 時間までとし、それ以降は、子どもの育ちや保育提供体制の状況等を踏まえ、制度の効果を最大限発揮できるよう、10 時間にこだわらず、最適な時間を設定すること。

（２）一時保育事業

公平な利用者負担や財源の持続可能性等を勘案しつつ、支援を必要とする世帯が円滑に利用できるよう、類似するこども誰でも通園制度開始後の利用実績も見ながら、制度設計を検討すること。

第９１号議案

「令和７年度足立区一般会計第７号補正予算（案）」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和７年１１月１２日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

「令和７年度足立区一般会計第７号補正予算（案）」に関する教育委員会の意見について

「令和７年度足立区一般会計第７号補正予算（案）」について、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第９１号議案説明資料

令和７年１１月１２日

件　　名	**「令和７年度足立区一般会計第７号補正予算（案）」に関する教育委員会の意見について**
所管部課名	教育指導部教育政策課
内　　容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、予算案の作成にあたり足立区長より意見を求められた。内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 **１　予算名** 令和７年度足立区一般会計第７号補正予算（案） **２　主な内容** Ｐ４６～４９のとおり

参考資料

令和７年度教育関係第７号補正予算（案）について

（１）一般会計（歳入）

科目		補正前の額	補正額	補正後の額
款	項	（千円）	（千円）	（千円）
13　分担金及び負担金		605,176	0	605,176
	1　負担金	605,176	0	605,176
14　使用料及び手数料		361,919	1,446	363,365
	1　使用料	361,919	1,446	363,365
15　国庫支出金		10,955,534	0	10,955,534
	1　国庫負担金	9,715,207	0	9,715,207
	2　国庫補助金	1,233,055	0	1,233,055
	3　国庫委託金	7,272	0	7,272
16　都支出金		12,819,841	259,210	13,079,051
	1　都負担金	4,213,859	0	4,213,859
	2　都補助金	8,604,768	257,699	8,862,467
	3　都委託金	1,214	1,511	2,725
17　財産収入		284,474	0	284,474
	1　財産運用収入	283,974	0	283,974
	2　財産売払収入	500	0	500
18　寄付金		58,867	0	58,867
	1　寄付金	58,867	0	58,867
19　繰入金		7,982,482	0	7,982,482
	1　基金繰入金	7,982,482		7,982,482
21　諸収入		168,616	0	168,616
	3　貸付金元利収入	58,392	0	58,392
	5　雑入	110,224	0	110,224
22 特別区債		0	0	0
	2 教育債	0	0	0
歳　入　合　計		**33,236,909**	**260,656**	**33,497,565**

（２）一般会計（歳出）

科目		補正前の額	補正額	補正後の額
款	項	（千円）	（千円）	（千円）
2　総務費		1,409,745	0	1,409,745
	1　総務管理費	1,409,745	0	1,409,745
3　民生費		38,745,663	42,520	38,788,183
	2　児童福祉費	38,745,663	42,520	38,788,183
7　教育費		48,006,808	△ 228,722	47,778,086
	1　教育総務費	10,227,955	△ 129,526	10,098,429
	2　小学校費	18,213,382	△ 161,296	18,052,086
	3　中学校費	9,781,967	△ 42,766	9,739,201
	4　校外施設費	160,455	0	160,455
	5　幼稚園費	4,717,956	104,797	4,822,753
	6　社会教育費	3,502,436	69	3,502,505
	7　社会体育費	1,402,657	0	1,402,657
歳出合計		**88,162,216**	**△ 186,202**	**87,976,014**

（3）債務負担行為

1　追加

No.	事　　項　　名	期　間	限　度　額
1	部活動の地域展開に向けた実証事業	令和7年度から 令和8年度まで	78,298千円
2	渕江小学校大規模改修工事(第二期)設計委託	令和7年度から 令和8年度まで	30,000千円
3	梅島第一小学校大規模改修工事(第一期)設計委託	令和7年度から 令和8年度まで	25,000千円
4	西新井第二小学校大規模改修工事(第二期)設計委託	令和7年度から 令和8年度まで	25,000千円
5	鹿浜第一小学校大規模改修工事(第二期)設計委託	令和7年度から 令和8年度まで	25,000千円
6	梅島第二小学校増圧給水設備改修その他工事設計委託	令和7年度から 令和8年度まで	3,500千円
7	弘道第一小学校外4校給排水関連設備改修その他工事	令和7年度から 令和8年度まで	210,000千円
8	弘道第一小学校サッシ改修工事	令和7年度から 令和8年度まで	175,000千円
9	青井小学校外壁改修工事	令和7年度から 令和8年度まで	170,000千円
10	六木小学校大規模改修工事(第三期)	令和7年度から 令和8年度まで	100,000千円
11	青井中学校大規模改修工事(第三期)設計委託	令和7年度から 令和8年度まで	30,000千円
12	伊興中学校大規模改修工事(第二期)設計委託	令和7年度から 令和8年度まで	30,000千円
13	入谷中学校大規模改修工事(第四期)設計委託	令和7年度から 令和8年度まで	18,000千円
14	第六中学校外壁改修その他工事設計委託	令和7年度から 令和8年度まで	15,000千円
15	六月中学校大規模改修工事(第二期)設計委託	令和7年度から 令和8年度まで	10,000千円
16	東綾瀬中学校駐輪場増築その他工事設計委託	令和7年度から 令和8年度まで	5,000千円

（３）債務負担行為

１　追加

No.	事　　項　　名	期　間	限　度　額
17	第六中学校増圧給水設備改修その他工事設計委託	令和7年度から 令和8年度まで	3,500千円
18	青井中学校大規模改修工事（第二期）	令和7年度から 令和8年度まで	480,000千円
19	入谷中学校大規模改修工事（第二期）	令和7年度から 令和8年度まで	350,000千円
20	蒲原中学校外2校給排水関連設備改修その他工事	令和7年度から 令和8年度まで	225,000千円
21	谷中中学校サッシ改修工事（第二期）	令和7年度から 令和8年度まで	156,000千円
22	花保中学校学校大規模改修工事（第四期）	令和7年度から 令和8年度まで	150,000千円
23	第十二中学校電灯設備改修工事	令和7年度から 令和8年度まで	86,000千円
24	小・中学校用務委託	令和7年度から 令和10年度まで	2,309,001千円

７足政財発第６３５号
令和７年１１月　　日
（ 公 印 省 略 ）

足立区教育委員会
　教育長　中村　明慶　様

足立区長
　近　藤　弥　生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和７年第４回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

（議案名）
１　令和７年度足立区一般会計第７号補正予算（案）

第９２号議案

「児童・生徒用Chromebook等の購入について」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和７年１１月１２日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

「児童・生徒用Chromebook等の購入について」に関する教育委員会の意見について

「児童・生徒用Chromebook等の購入について」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第９２号議案説明資料

令和７年１１月１２日

件　　名	**「児童・生徒用 Chromebook 等の購入について」に関する教育委員会の意見について**
所管部課名	教育指導部教育政策課
内　　容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 **１　契約の相手方** リコージャパン株式会社　公共事業部　第四営業部 部長　鳥居　久仁広 東京都港区芝浦三丁目４番１号 **２　契　約　金　額** ２，８３８，１２５，８４０円（落札率８９．７０％） **３　契　約　方　法** 公募型指名競争入札 **４　入　札　番　号** 第１００４号 **５　予　定　価　格** ３，１６４，１５６，６００円（事後公表） **６　指名業者数** ２者 入札１者 辞退１者 ※辞退理由　契約期間満了までに納入が困難なため。 **７　入札日・開札日** 令和７年１０月２３日 **８　納　期　限** 令和８年４月２４日 **９　納　入　場　所** 学校ＩＣＴ推進課指定場所 **10　契　約　内　容** 足立区立小中学校の児童・生徒用 Chromebook 等を購入する。 （１）Chromebook（Dynabook Chromebook C70 Wi-Fiモデル　46,816台 （２）Chromebook（Dynabook Chromebook C70 LTE-SIMモデル　1,500台 （３）液晶保護フィルム　50,700枚 （４）持ち帰り用ACアダプタ　24,000個 （５）予備用タッチペン（Dynabook Chromebook C70用）　6,300本 （６）モバイルバッテリー　4,500個 （７）児童・生徒用端末管理ライセンス　48,316個 （８）教員用端末管理ライセンス　6,000個 ※　契約金額、予定価格には消費税を含む。

第　　号議案

児童・生徒用Chromebook等の購入について

上記の議案を提出する。

令和７年　月　日

提出者　足立区長　　近　藤　弥　生

児童・生徒用Chromebook等の購入について

下記のとおり物品を買入れる。

記

１	契約の内容	足立区立小中学校の児童・生徒用Chromebook等を購入する。
２	契約の方法	公募型指名競争入札
３	契約金額	２，８３８，１２５，８４０円
４	契約の相手方	東京都港区芝浦三丁目４番１号 リコージャパン株式会社　公共事業部 第四営業部 部長　鳥居　久仁広
５	納期限	令和８年４月２４日

（提案理由）

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和３９年足立区条例第１号）第３条の規定に基づき、この案を提出いたします。

７足総契発第１６１３号
令和７年１１月７日

足立区教育委員会
教育長　　中　村　明　慶　様

足立区長
近　藤　弥　生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和７年第４回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

（議案名）
1　児童・生徒用 Chromebook 等の購入について

以上

足立区教育委員会 収受 7.11.-7

教　育　委　員　会　報　告

令和７年１１月１２日

件　　名	**旅館業営業許可に関する教育委員会の意見に係る足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の規定に基づく処理の報告について**
所管部課名	教育指導部教育政策課
内　　容	標記の件について、旅館業法第３条第４項の規定に基づき、足立保健所長から旅館業営業許可申請についての照会があった。当該照会は、教育委員会としての意見を求められているところ、足立区教育委員会の権限の委任に関する規則第２条第１項の規定（教育長への委任）に基づき、以下のとおり回答を行った。 ついては、同規則第４条第１項の規定に基づき、本事案の処理について報告する。 **１　千寿桜堤中学校周辺での申請について** （１）照会に対する回答について ア　教育委員会の意見　※　Ｐ５９のとおり 児童・生徒や近隣住民に対する安全性の確保について配慮を求める。 イ　学校長の意見（参考） 意見を付するに当たっては、千寿桜堤中学校長の以下の意見（令和７年１０月６日聴取）を踏まえた。 児童・生徒や近隣住民に対する安全性の確保について配慮を求める。 ※　児童福祉施設（保育所等）については、保健所長から都知事に対して意見照会がなされている。 ウ　保健所の見解（参考） 令和７年８月２５日付で申請のあった施設について、令和７年１０月３日に実地検査を行い、申請書どおりの構造設備であることを確認した。 書類審査及び実地検査において、関係衛生法規に適合し、旅館業営業の許可をするにあたり支障なきものと判断する。 （２）照会概要 旅館業の営業許可について、旅館業法第３条第１項の規定により特別区においては区長が行うこととされている。【足立区保健所長委任規則（昭和５０年規則第２９号）で足立保健所長に委任】 この許可を行うに当たり、当該施設から約１００メートルの位置に千寿桜堤中学校が存在するため、旅館業法第３条第４項の規定に基づき、足立保健所長より教育委員会の意見を求められたもの である。 ※　旅館業法第３条第４項（要約）

区長は、旅館業の営業許可を与える際、当該施設の周囲おおむね１００メートルの区域内に学校等があるときは、その施設の設置によって環境が著しく害されるおそれがないかどうか、学校を設置する教育委員会の意見を求めなければならない。

（３）営業許可申請対象施設概要

ア　所在地　　東京都足立区日ノ出町９番８号
イ　申請者　　法人
ウ　営業種別　旅館・ホテル営業
エ　名称　　ＡＩＥＳ北千住
オ　間取り、施設の外形　Ｐ６２～６６のとおり
カ　当該学校までの距離　約１００メートル

２　栗原小学校周辺での申請について

（１）照会に対する回答について

ア　教育委員会の意見　※　Ｐ６７のとおり

① 児童・生徒や近隣住民に対する安全性の確保について配慮を求める。

② 衛生面の維持管理について配慮を求める。

イ　学校長の意見（参考）

意見を付するに当たっては、栗原小学校長の以下の意見（令和７年１０月１４日聴取）を踏まえた。

① 児童・生徒や近隣住民に対する安全性の確保について配慮を求める。

② 衛生面の維持管理について配慮を求める。

ウ　保健所の見解（参考）

令和７年９月１６日付で申請のあった施設について、令和７年１０月９日に実地検査を行い、申請書どおりの構造設備であることを確認した。

書類審査及び実地検査において、関係衛生法規に適合し、旅館業営業の許可をするにあたり支障なきものと判断する。

（２）照会概要

旅館業の営業許可について、旅館業法第３条第１項の規定により特別区においては区長が行うこととされている。【足立区保健所長委任規則（昭和５０年規則第２９号）で足立保健所長に委任】

この許可を行うに当たり、当該施設から約１００メートルの位置に栗原小学校が存在するため、旅館業法第３条第４項の規定に基づき、足立保健所長より教育委員会の意見を求められたもの である。

※　旅館業法第３条第４項（要約）

区長は、旅館業の営業許可を与える際、当該施設の周囲おおむね１００メートルの区域内に学校等があるときは、その施設の設置に

よって環境が著しく害されるおそれがないかどうか、学校を設置する教育委員会の意見を求めなければならない。

（３）営業許可申請対象施設概要

ア　所在地　　東京都足立区西新井栄町二丁目１５番１５号
　　コーワレジデンス

イ　申請者　　法人

ウ　営業種別　旅館・ホテル営業

エ　名称　　コーワレジデンス

オ　間取り、施設の外形　Ｐ７０～７４のとおり

カ　当該学校までの距離　約１００メートル

３　千寿常東小学校周辺での申請について

（１）照会に対する回答について

ア　教育委員会の意見　※　Ｐ７５のとおり

衛生面の維持管理や騒音対策について配慮を求める。

イ　学校長の意見（参考）

意見を付するに当たっては、千寿常東小学校長の以下の意見（令和７年１０月２３日聴取）を踏まえた。

衛生面の維持管理や騒音対策について配慮を求める。

ウ　保健所の見解（参考）

令和７年９月１０日付で申請のあった施設について、令和７年１０月１６日に実地検査を行い、申請書どおりの構造設備であることを確認した。

書類審査及び実地検査において、関係衛生法規に適合し、旅館業営業の許可をするにあたり支障なきものと判断する。

（２）照会概要

旅館業の営業許可について、旅館業法第３条第１項の規定により特別区においては区長が行うこととされている。【足立区保健所長委任規則（昭和５０年規則第２９号）で足立保健所長に委任】

この許可を行うに当たり、当該施設から約６０メートルの位置に千寿常東小学校が存在するため、旅館業法第３条第４項の規定に基づき、足立保健所長より教育委員会の意見を求められたもの である。

※　旅館業法第３条第４項（要約）

区長は、旅館業の営業許可を与える際、当該施設の周囲おおむね１００メートルの区域内に学校等があるときは、その施設の設置によって環境が著しく害されるおそれがないかどうか、学校を設置する教育委員会の意見を求めなければならない。

（３）営業許可申請対象施設概要

ア　所在地　　東京都足立区千住旭町１４番１０号

	イ　申請者　　個人 ウ　営業種別　旅館・ホテル営業 エ　名称　　刻の邸　北千住 オ　間取り、施設の外形　Ｐ７８～８１のとおり カ　当該学校までの距離　約６０メートル

７足教委収第４０号
令和７年１０月８日

足立区足立保健所長

足立区教育委員会
教育長　中村　明慶

旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について（回答）

令和７年９月１６日付７足足保生収第１８１２号で照会のあった標記の件について、足立区教育委員会の権限の委任に関する規則第２条の規定により足立区教育委員会の権限を委任された同教育長から、下記のとおり回答いたします。

記

１　「旅館業営業許可申請」に関して、足立区足立保健所長より意見を求められた件について、以下の意見を付す。

（１）児童・生徒や近隣住民に対する安全性の確保について配慮を求める。

以上

７足足保生収第１８１２号
令 和 ７ 年 ９ 月 １ ６ 日

足 立 区 教 育 委 員 会　様

足立区足立保健所長
増田　和貴

旅館業営業許可申請について（照会）

貴職の所管する、足立区立千住桜堤中学校（住所：足立区柳原二丁目４９番１号）付近で下記のとおり旅館業営業許可申請がありました。つきましては、旅館業法第３条第４項の規定により、当該施設の許可について貴職のご意見を回答願います。

記

１　申請地　　東京都足立区日ノ出町９番８号

２　申請者　　[redacted]

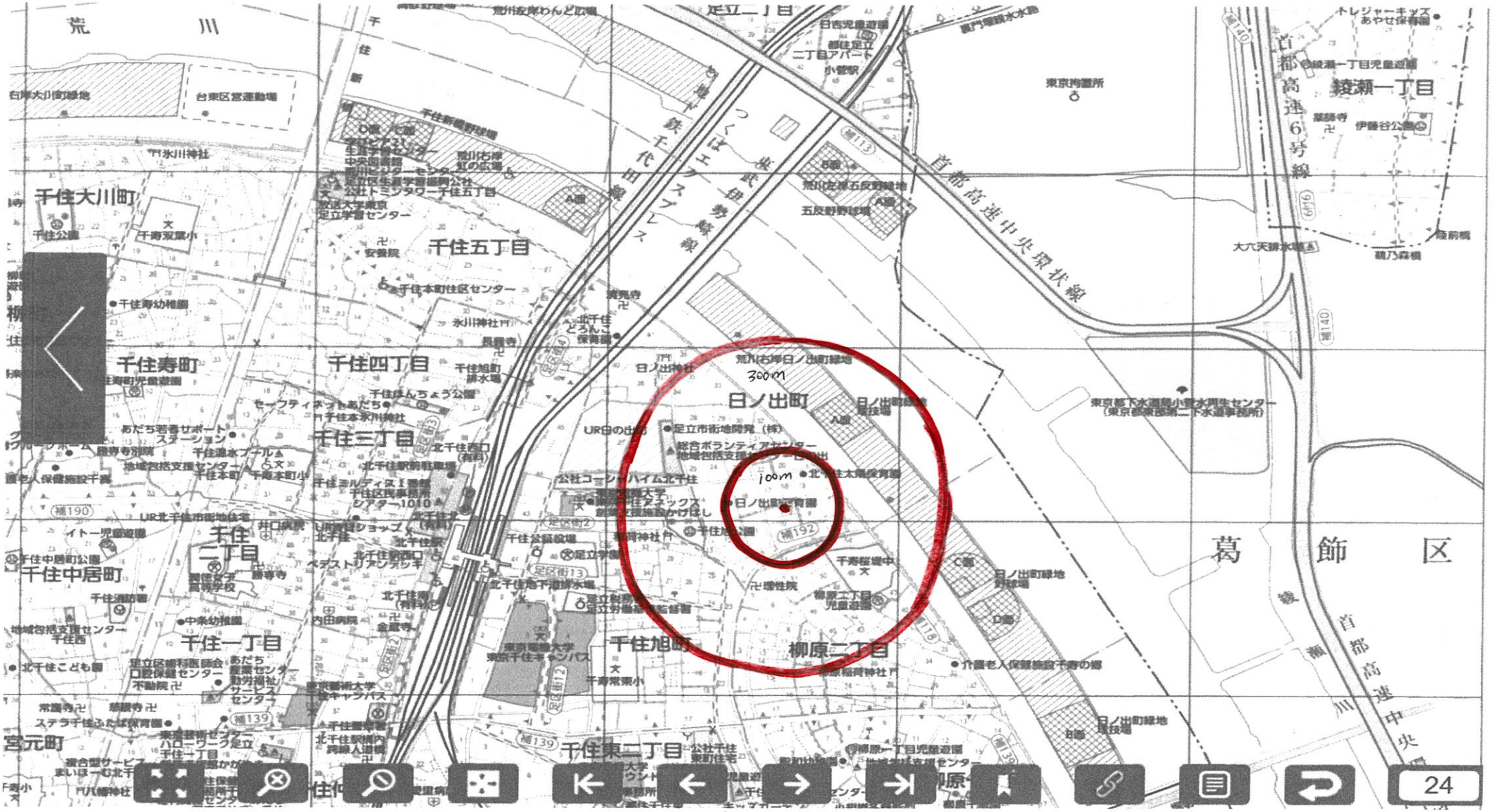
３　営業種別及び名称　　旅館・ホテル営業　ＡＩＥＳ北千住

４　新設・譲渡の別　　新設

５　施設概要　　別図のとおり（付近見取図、構造設備の概要、平面図、立面図）

６　施設との距離　　約１００メートル

７　参　　考
許可後すぐに営業開始予定



足立区日ノ出町 9-8 A2S北千住

見取り図

旅館業構造設備の概要（１）

幼稚園、学校、児童福祉施設、社会教育に関する施設、その他の施設からの距離

区立千寿桜堤中学校 の敷地から営業施設の敷地まで 100 m

日出町保育園、北千住太陽保育園 の敷地から営業施設の敷地まで 70、50m

面積		敷地面積 49.67 ㎡	建築面積 39.66 ㎡	延べ面積 95.84 ㎡	旅館業該当面積 ~~97.67~~ ~~96.01~~ 76.01 ㎡
建築物の構造等種類		RC造・S造・SRC造・木造モルタル・その他（ ） 地上 3 階、地下 0 階建て・使用部分 1、2 階			
出入口		玄関帳場（フロント） 0 ㎡	ロビー 0 ㎡	下駄箱 （有）（玄関）・室内）・なし	
客室	階 / 寝台等	※各客室の面積・有効面積・トイレの数・浴室の面積・洗面の数・定員数等の一覧表は別に添付すること			
		1～2階	~~2~~ 階	階	階
	寝台（有・無）ソファベッド	~~76.9174~~ 68.2943 ㎡	(35.0576+33.2368) ㎡	㎡	㎡
	個室・~~共用~~	~~5×11×3.5+2.72×0.45~~ 1室 ~~2~~ 6名	室 名	室 名	室 名
68.2943 ~~81.624~~ ㎡	寝台（有・無）	㎡	~~9.32~~ ㎡	㎡	㎡
	個室・共用	室 名	~~4×1.83~~ 室 ~~2~~ 名	室 名	室 名
1室	寝台（有・無）	㎡	~~9.11~~ ㎡	㎡	㎡
	個室・共用	室 名	~~4×1.85~~ 室 ~~2~~ 名	室 名	室 名
6名	寝台（有・無）	㎡	㎡	㎡	㎡
	個室・共用	室 名	室 名	室 名	室 名
	寝台（有・無）	㎡	㎡	㎡	㎡
	個室・共用	室 名	室 名	室 名	室 名
	各階合計	68.2943 ㎡ 1室 6名	㎡ 室 名	㎡ 室 名	㎡ 室 名
便所	階数	1 階	2 階	階	階
	共用	男 か所 大 個 小 個	男 か所 大 個 小 個	男 か所 大 個 小 個	男 か所 大 個 小 個
		男女 1 か所 1 個	男女 1 か所 1 個	女 か所 個	女 か所 個
	個室専用	1 個	1 個	個	個
	~~だれでもトイレ~~	~~階~~		~~か所~~	

有効面積

68.2943（構造面積）－1.0902（1Fトイレ）－1.3013（2Fトイレ）－1.44（1-2F階段）－（キッチンカウンター）2.8884－3.026（冷蔵）－3.4（脱衣場）＝55.1484 m²

旅館業構造設備の概要（2）

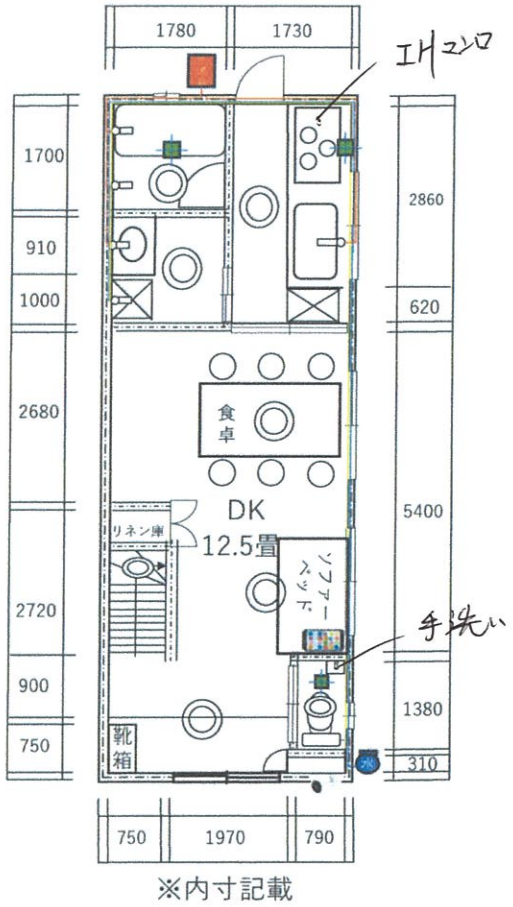
共用洗面所	階数	1 階	階	階	階
	か所数	1 か所	か所	か所	か所
	混合水栓	1 個	個	個	個
	湯栓	0 個	個	個	個
	水栓	0 個	個	個	個
個室洗面所	階数	1 階	階	階	階
	か所数	1 か所	か所	か所	か所
	混合水栓	1 個	個	個	個
	湯栓	0 個	個	個	個
	水栓	0 個	個	個	個
浴室	~~共用（浴槽：有・無）~~			個室専用（浴槽：有・無）	
	同時に複数人使用（可・不可）	1 階（男・女） 3.026 ㎡ 1.78×1.7 混合水栓 1 個 湯栓 1 個 水栓 1 個 脱衣室面積 3.4 ㎡ 1.91×1.78 階（男・女） ㎡ 混合水栓 個 湯栓 個 水栓 個 脱衣室面積 ㎡		1 階 1 か所 脱衣所（有・無） 階 か所 脱衣所（有・無） 階 か所 脱衣所（有・無） 階 か所 脱衣所（有・無） ※面積は別紙のとおり	

その他の室	調理場	食堂	事務室	従業員室
	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡

暖房の種類	エアコン・その他（ ）
ガス設備	ガス設備がある客室 0 室　客室専用の元栓がある客室 0 室
寝具格納設備	1 か所（ 1 階、 階、 階）
営業所	名称：（株）Y020　所在地：東京都千代田区神田淡路町2-4-6 2ヨオビル10号　電話：03-5944-5368
玄関帳場の代替設備	別紙のとおり
照明設備系統	別紙図面のとおり
給排水設備系統	別紙図面のとおり
機械換気設備系統	別紙図面のとおり
調理・飲料用の使用水	上水・直結・専用水道・簡易専用水道・小規模給水施設） 貯水槽有効容量 ㎥
調理・飲用以外の井戸の使用	有（用途： ）・無 井水用貯水槽 有・無　貯水槽有効容量 ㎥ 消毒薬使用 有・無　自動滅菌機 有・無
その他の設備	貯湯槽 有（設定温度 ℃）・無 循環式風呂 有※・無　循環式浴槽の表示 有・無 浴槽循環系統数（ 0 ）系統 気泡発生装置 有（ か所）・無　露天風呂 有・無 ※循環式風呂がある場合は、系統図を添付
建築基準法関係	☑ 建築基準法関係規定に適合しています。

Millific建築事務所に確認済. 一級建築士 堀江祐介様

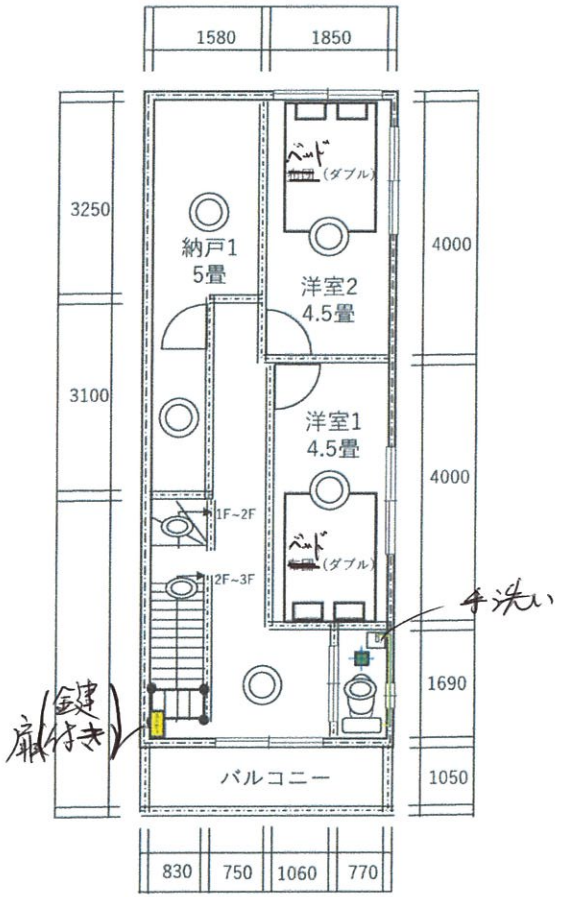
照明
給水線
給湯線
排水線
換気扇
ビデオカメラ
連絡用スマートフォン
立入禁止標識



※内寸記載

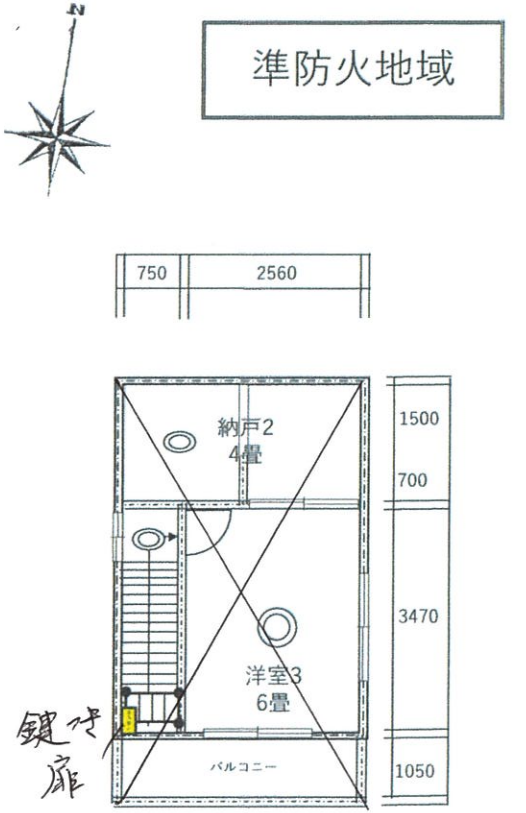
1階平面図　S＝1/100

~~1階床面積　39.66㎡~~
~~建築面積　38.55㎡~~



2階平面図　S＝1/100

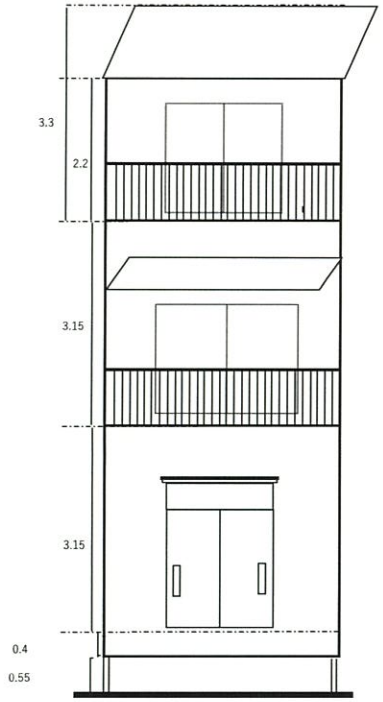
~~2階床面積　36.35㎡~~
~~建築面積　40.37㎡~~



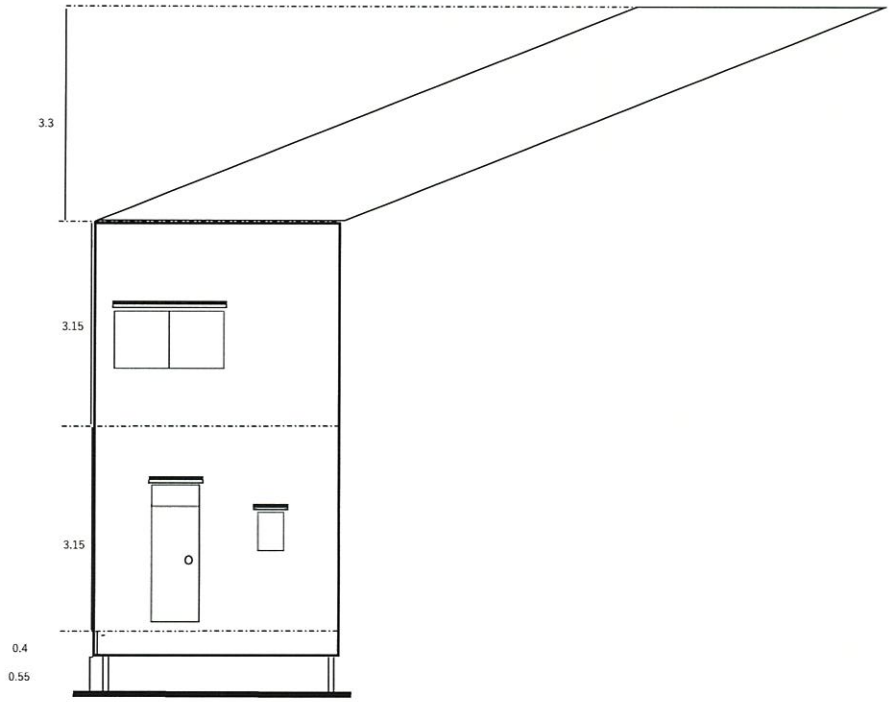
3階平面図　S＝1/100

~~1階床面積　19.83㎡~~
~~建築面積　23.77㎡~~

足立区日ノ出町9-8　AIES四つ木



南側　立面図　S：1/100

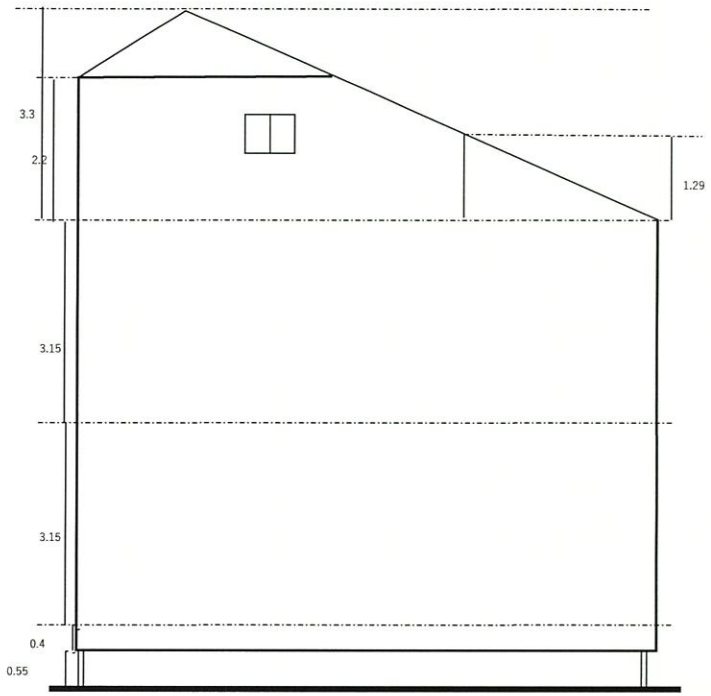


北側　立面図　S：1/100

足立区日ノ出町 9-8　AIES北千住



東側　立面図　S：1/100



西側　立面図　S：1/100

足立区日ノ出町 9-8　AIES 北千住

７足教委収第４２号
令和７年１０月１５日

足立区足立保健所長

足立区教育委員会
教育長　中村　明慶

旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について（回答）

令和７年９月２２日付７足足保生収第１８９５－１号で照会のあった標記の件について、足立区教育委員会の権限の委任に関する規則第２条の規定により足立区教育委員会の権限を委任された同教育長から、下記のとおり回答いたします。

記

１　「旅館業営業許可申請」に関して、足立区足立保健所長より意見を求められた件について、以下の意見を付す。
（１）児童・生徒や近隣住民に対する安全性の確保について配慮を求める。
（２）衛生面の維持管理について配慮を求める。

以上

７足足保生収第１８９５－１号
令 和 ７ 年 ９ 月 ２ ２ 日

足 立 区 教 育 委 員 会　様

足立区足立保健所長
増田　和貴

旅館業営業許可申請について（照会）

貴職の所管する、足立区立栗原小学校（住所：足立区西新井栄町二丁目１０番１８号）付近で下記のとおり旅館業営業許可申請がありました。つきましては、旅館業法第３条第４項の規定により、当該施設の許可について貴職のご意見を回答願います。

記

１　申請地　　東京都足立区西新井栄町二丁目１５番１５号
コーワレジデンス

２　申請者　　[redacted]

３　営業種別及び名称　　旅館・ホテル営業　　コーワレジデンス

４　新設・譲渡の別　　新設

５　施設概要　　別図のとおり（付近見取図、構造設備の概要、平面図、立面図）

６　施設との距離　　約１００メートル

7　参　　考
許可後すぐに営業開始予定


西新井二丁目
栗原中央公園
西新井駅竹ノ塚駅間跨線人道橋
軽費老人ホームケアハウス足立万葉苑
特別養護老人ホーム足立万葉苑
西新井さくら公園
くりはら愛育保育園
栗原二丁目
都住島根四丁目第3アパート
都住島根四第2アパ
島根中堀公園
URフレール西新井第二
あいあいサービスセンター西新井ひまわり工房
UR栗原団地
栗原町公園
石塚公園
普門寺
徳寿院
氷川神社
島根四丁目
栗原四丁目排水場
中堀公園
URフレール西新井第一
特別養護老人ホームピオーネ西新井
UR栗原団地
栗原一丁目児童遊園
島根みどり公園
西新井一丁目
栗原つくし保育園
勝田堀公園
井堀北公園
島根小
西新井大師総持寺
URフレール西新井第一
栗原三丁目
栗原一丁目
来迎寺
大師前(有料)
西新井蓮沼公園
ギャラクシティ(こども未来創造館)西新井文化ホール子育てサロン西新井
島根西公園
島根三丁
西新井区民事務所(R5.11から)
西新井住区センター(R5.11から)
東武大師線
栗原排水場
都住栗原一丁目アパート
西新井税務署
大師前駅
栗原三丁目児童遊園
満願寺幼稚園
満願寺
西新井西(有料)
西新井東(有料)
住宅供給公社西新井窓口センター
こだま幼稚園
足立都税事務所
西新井本町一丁目
西新井栄町三丁目
西新井栄町二丁目
施設
足立区障がい福祉センターあしすと
西新井本町一丁目児童遊園
栗原小
西新井駅
第十中
梅島三丁
ちゃいれっく西新井駅前保育園
西新井病院
梅島三丁目児童遊園
西新井南(有料)
西新井本町一丁目にこにこ児童遊園
都住西新井本町一丁目アパート
西新井本町公園
西新井栄町一丁目児童遊園
西新井公園
こども支援センターげんき
西新井栄町住区センター
西新井栄町(有料)
梅島三丁
西新井小
西新井きらきら保育園
東京洪誠病院
西新井きらきら第二保育園
URアーバンライフ西新井
足立ひまわり保育園
西新井(有料)
西新井栄町一丁目
亀田トレイン公園
西新井さかえ公園
ミアヘルサ保育園ひびき西新井
西新井本町五丁目
西新井警察署
いづみ保育園
第七中
興野北公園
認知症高齢者グループホームすずめのお宿西新井
亀田小
都住梅田八丁目アパート
橋幼稚園
たんぽぽ保育所西新井南園
梅田
足立西郵便局
梅田亀田公園
西新井本町五丁目児童遊園
関原公園
関原三丁目公園
梅田五丁目第二児童遊園
関原三丁目
関三ひがし児童遊園
興野保育園
関三児童遊園
関原防災ふれあいの森公園
梅田五フレン
興野一丁目
専念寺幼稚園
関原小
梅田五丁目
興野公園
関原中央公園
都住関原二丁目アパート
稲荷神社
興本体育館
興本公園
梅田五丁目児童遊園
興本地域学習センター
興本図書館
興本災害備蓄倉庫
関原分校跡公園
中部地域会議室
地域包括支援センター関原
子育てサロン関原
東京朝鮮第四初中級学校
本木東公園
興本住区センター
梅田稲荷神社

旅館業構造設備の概要（１）

幼稚園、学校、児童福祉施設、社会教育に関する施設、その他の施設からの距離

足立区立栗原小学校 の敷地から営業施設の敷地まで ~~120~~ 175 m

の敷地から営業施設の敷地まで m

面積		敷地面積 126.30 ㎡	建築面積 72.45 ㎡	延べ面積 216.63 ㎡	旅館業該当面積 128.39 ㎡
建築物の構造等種類		ＲＣ造・(Ｓ造)・ＳＲＣ造・木造モルタル・その他（ ） 地上 3 階、地下 0 階建て・使用部分 1～3 階			
出入口		玄関帳場（フロント） 0 ㎡	ロビー 0 ㎡	下駄箱 有（玄関・室内）・(なし)	
客室 68.24㎡ 8室 16名	階 / 寝台等	※各客室の面積・有効面積・トイレの数・浴室の面積・洗面の数・定員数等の一覧表は別に添付すること 2 階	3 階	階	階
	寝台(有)・無	7.81 ㎡	7.81 ㎡	㎡	㎡
	(個室)・共用	1室 2 名	1室 2 名	室 名	室 名
	寝台(有)・無	8.55 ㎡	8.55 ㎡	㎡	㎡
	(個室)・共用	1室 2 名	1室 2 名	室 名	室 名
	寝台(有)・無	8.85 ㎡	8.85 ㎡	㎡	㎡
	(個室)・共用	1室 2 名	1室 2 名	室 名	室 名
	寝台(有)・無	8.91 ㎡	8.91 ㎡	㎡	㎡
	(個室)・共用	1室 2 名	1室 2 名	室 名	室 名
	寝台(有・無)	㎡	㎡	㎡	㎡
	個室・共用	室 名	室 名	室 名	室 名
	各階合計	34.12 ㎡ 4室 8 名	34.12 ㎡ 4室 8 名	㎡ 室 名	㎡ 室 名
便所	階数	2 ~~2~~ 階	3 階	階	階
	共用	男 か所 大 個 小 個	男 か所 大 個 小 個	男 か所 大 個 小 個	男 か所 大 個 小 個
		女 か所 個	女 か所 個	女 か所 個	女 か所 個
	個室専用	4 個	4 個	個	個
	~~だれでもトイレ 階 か所~~				

旅館業構造設備の概要（２）

共用洗面所	階数	階	階	階	階
	か所数	か所	か所	か所	か所
	混合水栓	個	個	個	個
	湯栓	個	個	個	個
	水栓	個	個	個	個
個室洗面所	階数	2 階	3 階	階	階
	か所数	4 か所	4 か所	か所	か所
	混合水栓	4 個	4 個	個	個
	湯栓	0 個	0 個	個	個
	水栓	0 個	0 個	個	個

浴室	~~共用（浴槽：有・無）~~		個室専用（浴槽：(有)・無）
	同時に複数人使用（可・不可）	2 階(男・女) 各1.40㎡ 混合水栓各1 個 湯栓 0 個 水栓 0個 脱衣室面積 0 ㎡	2 階 4か所 脱衣所（有・(無)） 3 階 4か所 脱衣所（有・(無)） 階 か所 脱衣所（有・無） 階 か所 脱衣所（有・無） ※面積は別紙のとおり
		3 階(男・女) 各1.40㎡ 混合水栓各1 個 湯栓 0 個 水栓 0 個 脱衣室面積 0 ㎡	

その他の室	調理場 0 ㎡	食堂 0 ㎡	事務室 0 ㎡	従業員室 0 ㎡

暖房の種類	(エアコン)・その他（　　）
ガス設備	ガス設備がある客室 0 室　客室専用の元栓がある客室 0 室
寝具格納設備	1か所（1階、　階、　階）
営業所	~~名称：コーカレンテンス　所在地：足柄西郷中栄町2-15-5　電話：~~
玄関帳場の代替設備	別紙のとおり
照明設備系統	別紙図面のとおり
給排水設備系統	別紙図面のとおり
機械換気設備系統	別紙図面のとおり
調理・飲料用の使用水	上水（(直結)・専用水道・簡易専用水道・小規模給水施設） 貯水槽有効容量　　㎡
調理・飲用以外の井戸の使用	有（用途：　　）・(無) 井水用貯水槽　有・(無)　貯水槽有効容量　　㎥ 消毒薬使用　有・(無)　自動滅菌機　有・(無)
その他の設備	貯湯槽　有（設定温度　　℃）・(無) 循環式風呂　有※・(無)　循環式浴槽の表示　有・(無) 浴槽循環系統数　（　　）系統 気泡発生装置　有（　　か所）・(無)　露天風呂　有・(無) ※循環式風呂がある場合は、系統図を添付
建築基準法関係	☑ 建築基準法関係規定に適合しています。

1F平面図

面積

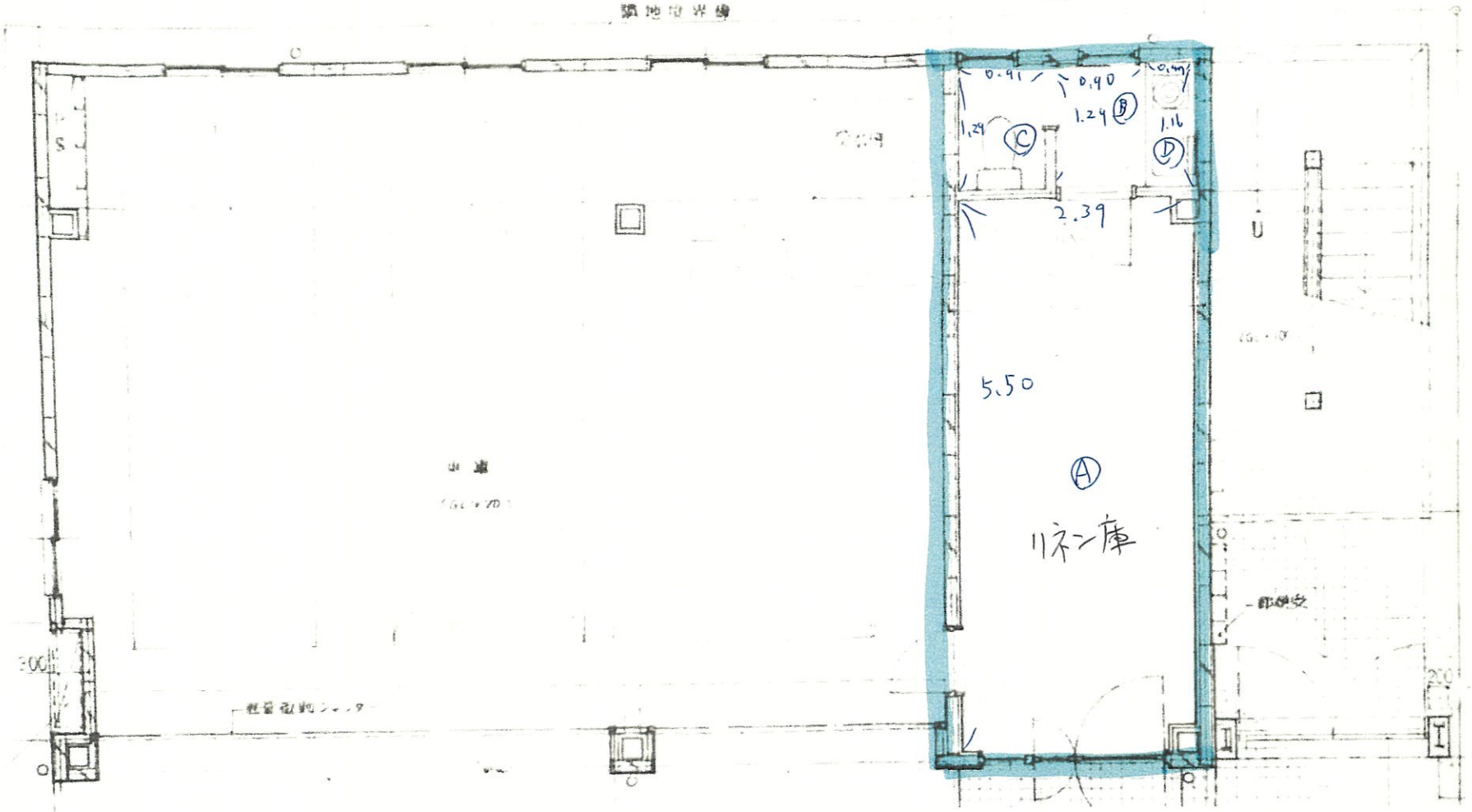
Ⓐ 5.50 × 2.39 = 13.14

Ⓑ 1.29 × 0.90 = 1.16

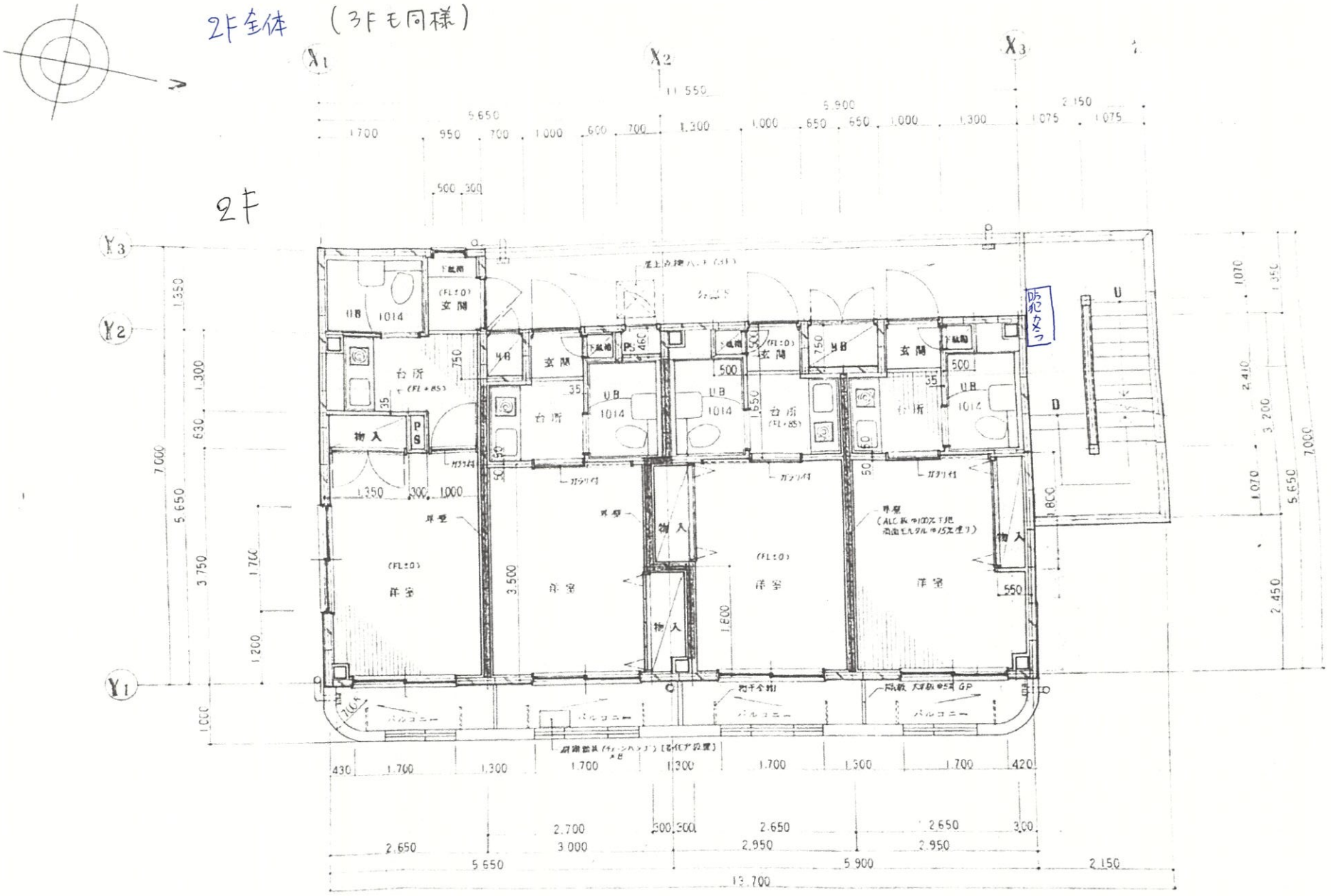
Ⓒ 1.29 × 0.91 = 1.17

Ⓓ 1.16 × 0.47 = 0.54

Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ+Ⓓ = 16.01 m²



2F全体　（3Fも同様）



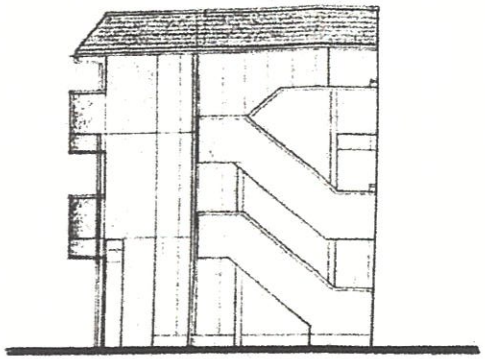
2 ~~3~~階平面図

SCALE 1/50



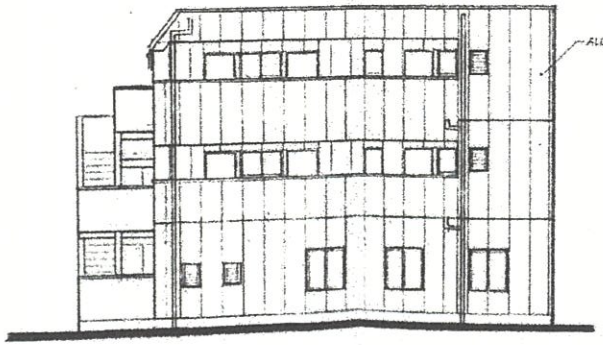
東側 立面図

SCALE 1/100



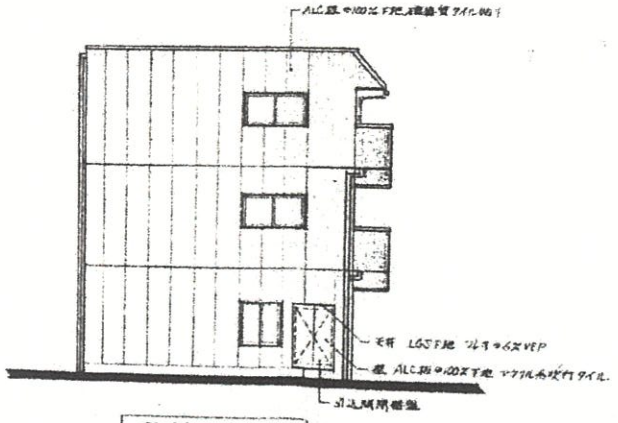
北側 立面図

SCALE 1/100



西側 立面図

SCALE 1/100



南側 立面図

SCALE 1/100

名称	（仮称）興和ビル新築工事	承認	検査	図面	図面名称 立面図	種別	図面番号
建築士事務所	中野建築設計事務所 一級建築士登録第692629号 中野博元 〒114 東京都北区栄町38番地8号 TEL 03(911)0000 FAX 03(911)0000				尺度 1/100	意匠	6

７足教委収第４４号
令和７年１０月２４日

足立区足立保健所長

足立区教育委員会
教育長　中村　明慶

旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について（回答）

令和７年９月１６日付７足足保生収第１８１８号で照会のあった標記の件について、足立区教育委員会の権限の委任に関する規則第２条の規定により足立区教育委員会の権限を委任された同教育長から、下記のとおり回答いたします。

記

１　「旅館業営業許可申請」に関して、足立区足立保健所長より意見を求められた件について、以下の意見を付す。

（１）衛生面の維持管理や騒音対策について配慮を求める。

以上

７足足保生収第１８１８号
令和７年９月１６日

足立区教育委員会　様

足立区足立保健所長
増田　和貴

旅館業営業許可申請について（照会）

貴職の所管する、足立区立千寿常東小学校（住所：足立区千住旭町１０番３１号）付近で下記のとおり旅館業営業許可申請がありました。つきましては、旅館業法第３条第４項の規定により、当該施設の許可について貴職のご意見を回答願います。

記

１　申請地　　東京都足立区千住旭町１４番１０号

２　申請者　　[redacted]

３　営業種別及び名称　　旅館・ホテル営業　　刻の邸　北千住

４　新設・譲渡の別　　新設

５　施設概要　　別図のとおり（付近見取図、構造設備の概要、平面図、立面図）

６　施設との距離　　約６０メートル

７　参　　考
許可後すぐに営業開始予定



付近見取り図 300m四方



付近見取り図 100m四方

工事名 「時を旅する宿」リフォーム工事計画	有限会社 外舘工務店 東京都あきる野市網間701-1 TEL：042-550-5385 FAX：042-550-5429 建設業許可：東京都知事許可(般-5)第131236号 一級建築士事務所：第58171号 一級建築士 遠辺治 大臣登録第281747号	管理者	設計者 W	担当者	図面名 付近見取り図	SCALE	No.
場所 東京都 足立区 千住旭町14-10		日付 2025. 08. 20	日付	日付			

旅館業構造設備の概要（１）

幼稚園、学校、児童福祉施設、社会教育に関する施設、その他の施設からの距離

区立千寿常東小学校　の敷地から営業施設の敷地まで　60 m

千寿常東学童保育室　の敷地から営業施設の敷地まで　60 m

面積		敷地面積 50.15㎡	建築面積 34.18㎡	延べ面積 80.32㎡	旅館業該当面積 67.08㎡
建築物の構造等種類		RC造・S造・SRC造・(木造モルタル)・その他（　） 地上 2 階、地下 0 階建て・使用部分 1－2 階			
出入口		玄関帳場（フロント） 0㎡	ロビー 0㎡	下駄箱 (有)（玄関・室内）・なし	
客室 67.08㎡ / 室 8 名	階 ／ 寝台等	1～2 階	階	階	階
	寝台(有)無	67.08㎡	㎡	㎡	㎡
	(個室)・共用	1 室 8 名	室 名	室 名	室 名
	寝台（有・無）	㎡	㎡	㎡	㎡
	個室・共用	室 名	室 名	室 名	室 名
	寝台（有・無）	㎡	㎡	㎡	㎡
	個室・共用	室 名	室 名	室 名	室 名
	寝台（有・無）	㎡	㎡	㎡	㎡
	個室・共用	室 名	室 名	室 名	室 名
	寝台（有・無）	㎡	㎡	㎡	㎡
	個室・共用	室 名	室 名	室 名	室 名
	各階合計	67.08㎡ 1 室 8 名	㎡ 室 名	㎡ 室 名	㎡ 室 名
便所	階数	1 階	2 階	階	階
	共用	男 か所 大 個 小 個	男 か所 大 個 小 個	男 か所 大 個 小 個	男 か所 大 個 小 個
		女 か所 個	女 か所 個	女 か所 個	女 か所 個
	個室専用	1 個	1 個	個	個
	だれでもトイレ	階	か所		

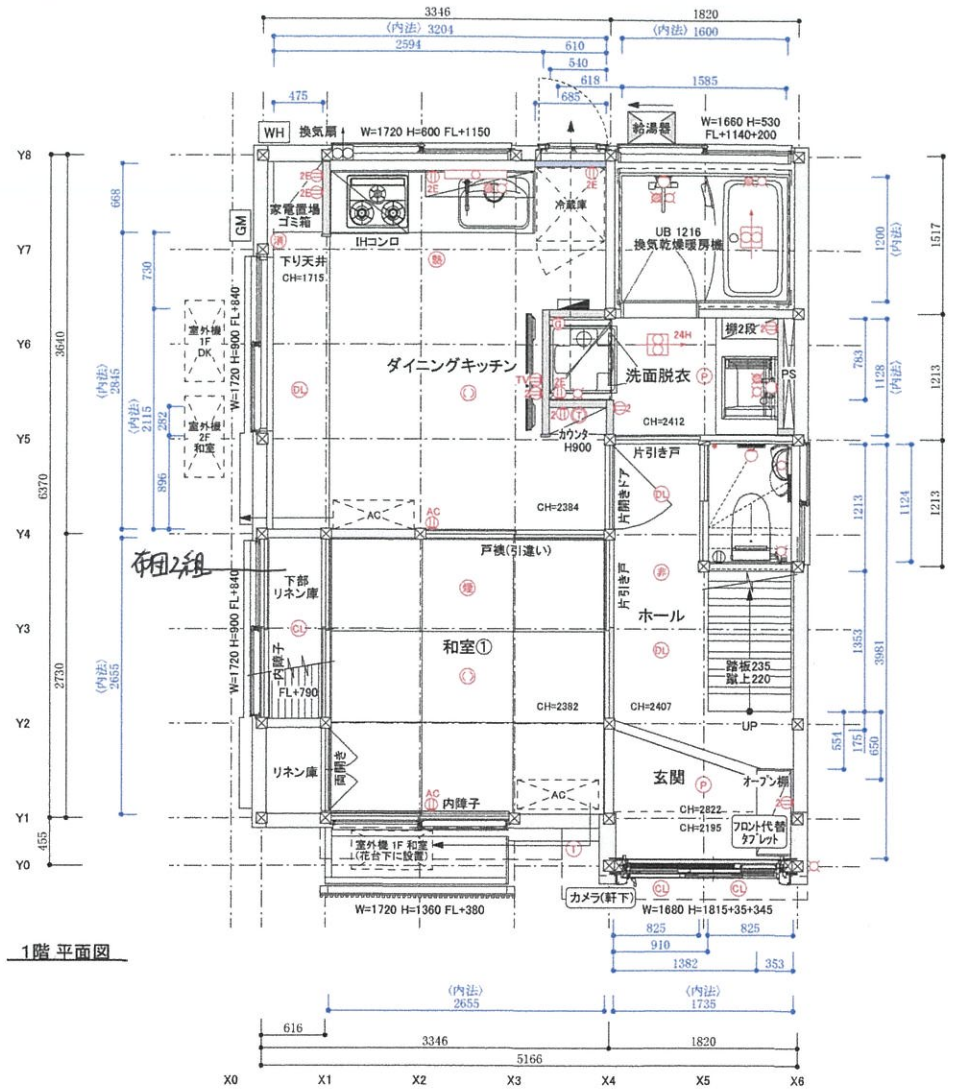
旅館業構造設備の概要（2）

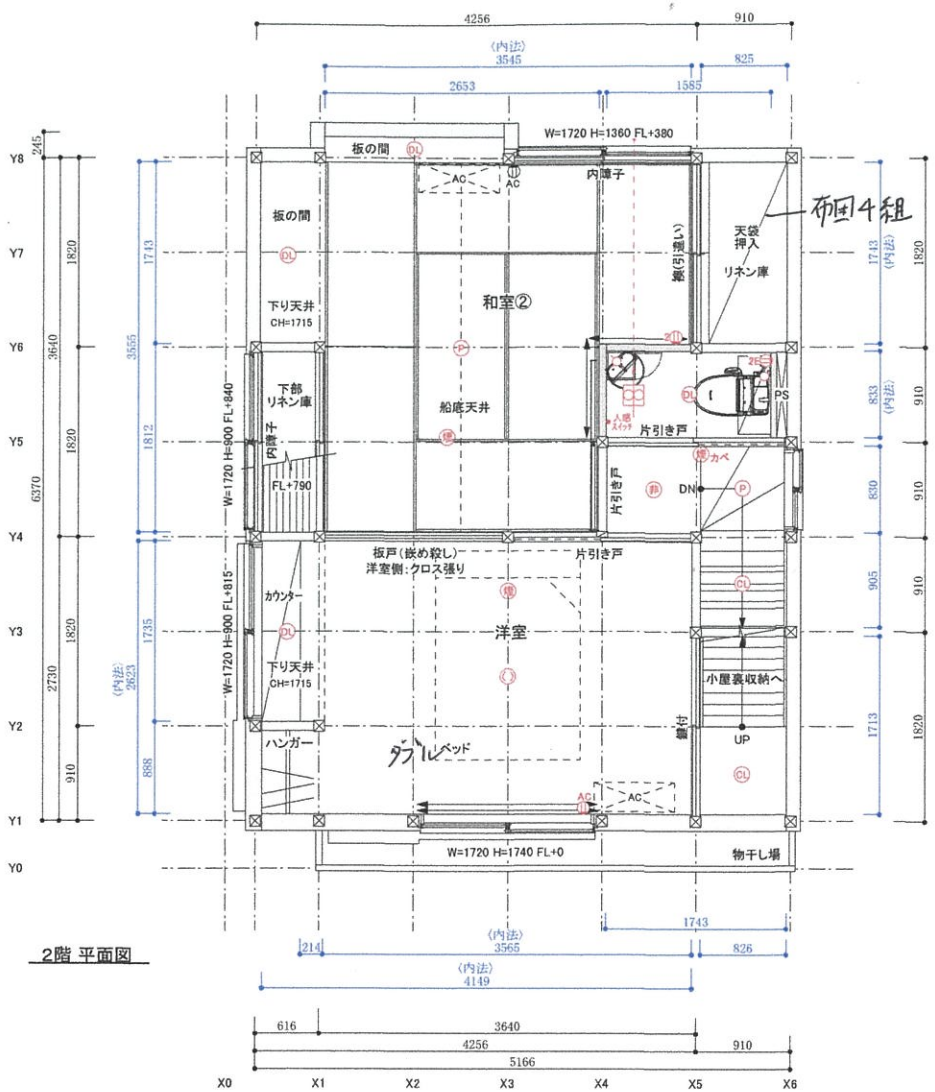
共用洗面所	階数	階	階	階	階
	か所数	か所	か所	か所	か所
	混合水栓	個	個	個	個
	湯栓	個	個	個	個
	水栓	個	個	個	個
個室洗面所	階数	1 階	階	階	階
	か所数	1 か所	か所	か所	か所
	混合水栓	1 個	個	個	個
	湯栓	0 個	個	個	個
	水栓	0 個	個	個	個

浴室	共用（浴槽：有・無）		個室専用（浴槽：(有)・無）
	同時に複数人使用（可・(不可)）	1 階（男・女） 1.92 ㎡ 混合水栓 1 個 湯栓 0 個 水栓 0 個 脱衣室面積 1.8 ㎡	1 階 1 か所 脱衣所 (有)・無） 階 か所 脱衣所（有・無） 階 か所 脱衣所（有・無） 階 か所 脱衣所（有・無） ※面積は別紙のとおり
		階（男・女） ㎡ 混合水栓 個 湯栓 個 水栓 個 脱衣室面積 ㎡	

その他の室	調理場	食堂	事務室	従業員室
	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡

暖房の種類	(エアコン)・その他（ ）
ガス設備	ガス設備がある客室 0 室　客室専用の元栓がある客室 0 室
寝具格納設備	4 ~~2~~ か所（ 1 階、 2 階、 階）
営業所	名称： 所在地： 電話：
玄関帳場の代替設備	別紙のとおり
照明設備系統	別紙図面のとおり
給排水設備系統	別紙図面のとおり
機械換気設備系統	別紙図面のとおり
調理・飲料用の使用水	(上水)（(直結)・専用水道・簡易専用水道・小規模給水施設） 貯水槽有効容量 ㎥
調理・飲用以外の井戸の使用	有（用途： ）・(無) 井水用貯水槽 有・(無) 貯水槽有効容量 ㎥ 消毒薬使用 有・(無) 自動滅菌機 有・(無)
その他の設備	貯湯槽 有（設定温度 ℃）・(無) 循環式風呂 有※・(無) 循環式浴槽の表示 有・(無) 浴槽循環系統数 （ ）系統 気泡発生装置 有（ か所）・(無) 露天風呂 有・(無) ※循環式風呂がある場合は、系統図を添付
建築基準法関係	☑ 建築基準法関係規定に適合しています。



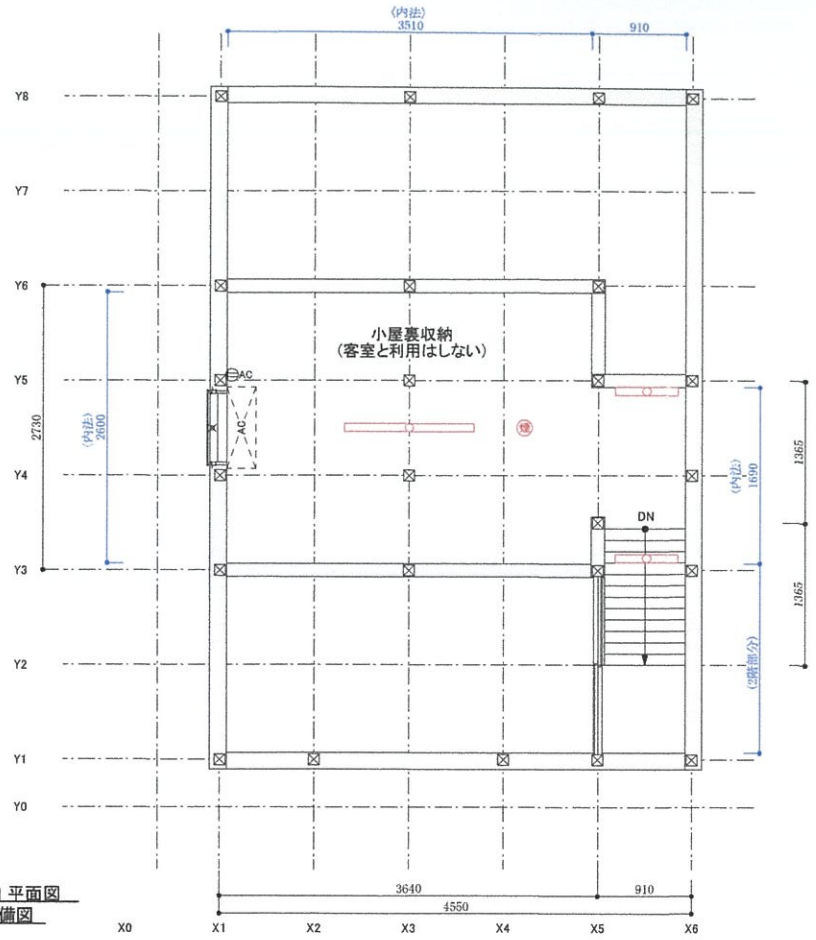


□全体面積(壁芯)
建築面積 :34.18㎡
1階床面積 :33.73㎡
2階床面積 :33.35㎡
小屋裏収納 :13.24㎡
延べ床面積 :80.32㎡ (小屋裏収納含む)

□凡例
- 換気扇
- 混合栓(湯・水):キッチン 1ヶ所／洗面 1ヶ所／浴室 2ヶ所
- 単水栓(水):トイレ 1階2階 各1ヶ所／洗濯機 1ヶ所／外部 1ヶ所
- 排水口

凡例					
(C)	引掛けシーリング	2	2口コンセント(FL+300)	(T)	インターホン親機(FL+1400)
(DL)	ダウンライト	E	アース付コンセント	(T)	インターホン子機(FL+1400)
(CL)	シーリングライト	WP	防水コンセント	(R)	給湯リモコン
(P)	シーリングライト	AC	エアコン用		分電盤
	ブラケット	TV	テレビ端子(FL+300)	(非)	非常用照明
	ペース照明・流し元灯	TEL	電話端子(FL+300)		換気扇

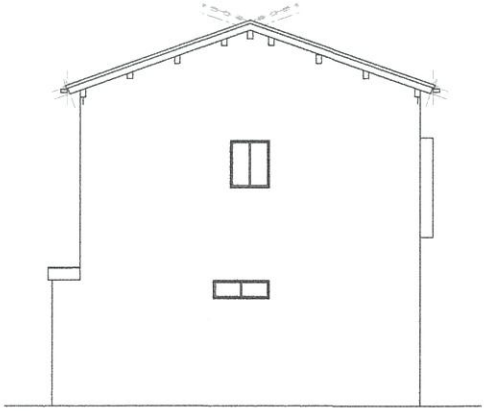
工事名	「時を旅する宿」リフォーム工事計画	有限会社 外舘工務店	管理者	設計者 W	担当者	図面名	SCALE	No.
備考	東京都 足立区 千住旭町14-10	東京都あきる野市雨間701-1 TEL：042-550-5385 FAX：042-550-5439 建設業許可：東京都知事許可(般-5)第131236号 一級建築士事務所：第56171号 一級建築士 渡辺治 大臣登録第28174号	日付 2025. 08. 20 2025. 08. 29	日付	日付	1階・2階 平面図・電気換気設備	1/50	



小屋裏収納 平面図
消防設備図



南側 立面図



東側 立面図



北側 立面図



西側 立面図

□全体面積(壁芯)
建築面積　：34.18㎡
1階床面積　：33.73㎡
2階床面積　：33.35㎡
小屋裏収納　：13.24㎡
延べ床面積　：80.32㎡（小屋裏収納含む）

○有効面積(壁の内側の面積)
小屋裏収納：3.510×2.60＋0.91×1.69＝10.66㎡

□凡例
換気扇
お湯
水

工事名 「時を旅する宿」リフォーム工事計画	有限会社　外舘工務店 東京都あきる野市雨間701-1　TEL：042-550-5385　FAX：042-550-5439 建設業許可：東京都知事許可(般-5)第131236号 一級建築士事務所：第56171号 一級建築士 渡辺治 大臣登録第28174	管理者	設計者 W	担当者	図面名 小屋裏収納 平面図・有効面積・電気換気設備 立面図	SCALE 1/50 1/100	No.
備考 東京都 足立区 千住旭町14-10		日付 2025. 08. 20	日付	日付			

教　育　委　員　会　報　告

令和７年１１月１２日

件　　名	**令和７年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学習意識調査部分）について**
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内　　容	令和７年４月１１日（金）に実施した、令和７年度「足立区学力定着に関する総合調査」のうち、意識調査の結果について、以下のとおり報告する。

１　調査実施人数

（１）小学校　　単位：人

２年	３年	４年	５年	６年	計
4,244	4,287	4,512	4,655	4,597	22,295

（２）中学校　　単位：人

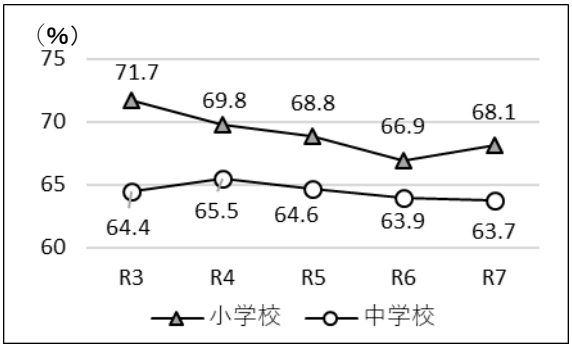
１年	２年	３年	計
4,198	4,041	3,916	12,155

２　調査結果（肯定的回答の割合）と結果の分析

（１）学びに向かう力

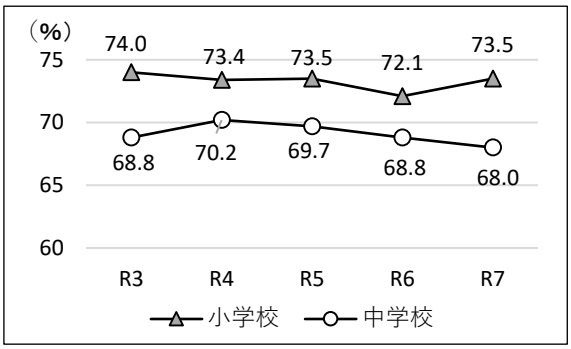
質問　授業で学習したことを振り返る活動を通じて、学習内容に対する興味や関心が深まったり、広がったりしたと思う

【学習に関する自己調整】



小中ともに、「子ども主体の授業」への転換を進めてきた効果が定着してきている。今後は、児童・生徒の振り返りの精度を上げ、興味・関心の深まりを自己認知させていく必要がある。

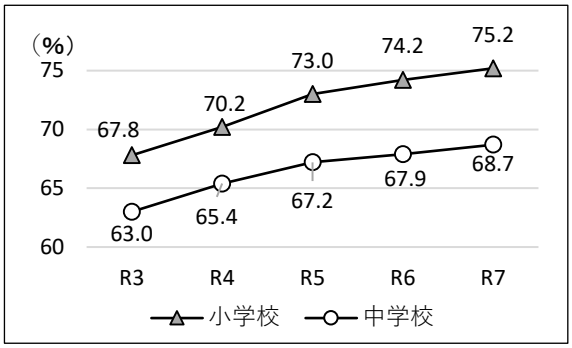
質問　わからないことはそのままにせず、わかるまで努力している【粘り強さ】



問題解決・課題解決に向けての「見通し」をもって粘り強く学習できるよう、授業改善を進めてきたことで、小・中ともに 70%前後で推移しているが、今後は、自己の課題を追究し、学習の成果を自己認知できるようにしていく必要があると考える。

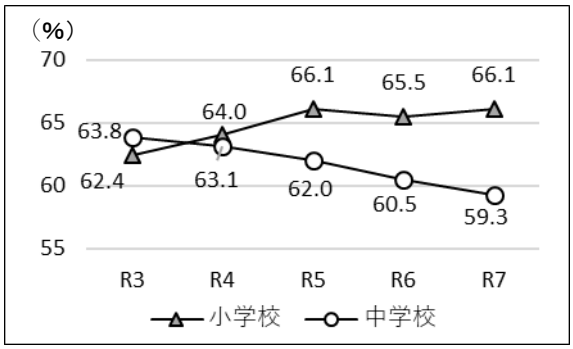
（2）学習の基盤となる資質・能力

質問　自分の意見や考えを相手にわかりやすく伝えることができる【言語能力】



足立スタンダードに基づく授業において、自らの考えを述べる、他者の意見を聞くといった活動場面を多く設定してきたことで、小・中ともに上昇傾向にある。また、タブレット端末の効果的な活用について教員の理解が深まり、多様な表現方法を実現できる状況が整っていることが上昇の要因であると考える。

質問　先生から示された課題や自分で立てた課題について、インターネットや図書等から必要な情報を集め、整理することができる【情報活用能力】



小学校については、「探究的な学び」を着実に実践している成果と考える。一方、中学校は下降傾向であり、「探究的な学び」の機会が減少している可能性がある。今後は、足立スタンダードの推進とともに、図書の活用を含め、情報活用の機会を効果的に設定していく必要がある。

※　その他の主要項目の結果は、Ｐ８６～９１参照

３　今後の対応

	今後の対応
学びに向かう力	ア　各校の学校経営計画の柱のひとつに「授業の充実」を位置づけさせ、「子ども主体の授業」へと組織的に改善を図ることのできる体制を整える。 イ　足立スタンダードに基づく授業の実践事例集を作成し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けての授業改善を推進することで、自らの学びを調整し、粘り強く追究する「学びに向かう力」のさらなる向上を目指す。
学習の基礎となる資質・能力	ア　各教科等の学習において、言語活動の機会の充実を図り、目的や相手に応じてわかりやすく伝える等の「言語能力」を育成する。 イ　各教科や総合的な学習の時間等の教科等の横断的な学習において、**タブレット端末や学校図書館を利活用する機会を意図的・計画的に設定し、子どもたちの「情報活用能力」を育成する**。

４　分析の視点

学力を支える非認知能力について、「学習指導要領において育成を目指す資質・能力」及び「学習の基盤となる資質・能力」に着目して『**４項目**（①学習に関する自己調整（※）、②粘り強さ、③言語能力、④情報活用能力）』の経年比較を行った。

> ※　自ら学習の目標を持ち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たに学習につなげること。

５　周知方法・時期

（１）調査結果の詳細及び各学校の学力向上への主な取組等を、「調査結果報告書」（冊子）にとりまとめ、１２月下旬に関係機関に配付予定（ただし学校別ページについては、学校選択の参考資料となることから、すでに区ホームページに掲載済）。

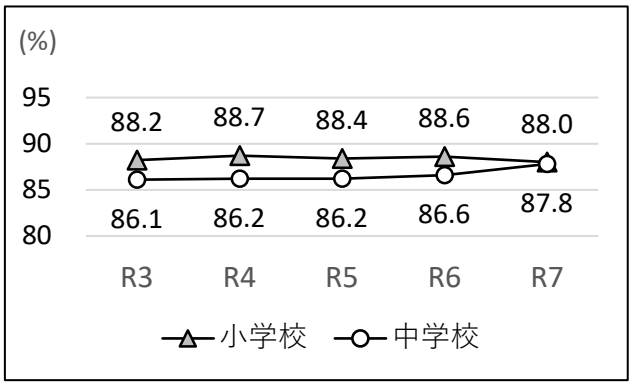
（２）報告書の「概要版」（リーフレット）を保護者に配付する。

主要項目の学習意識調査結果（小中別・経年変化）

※　各設問の数値は、肯定的な回答の割合を表す。

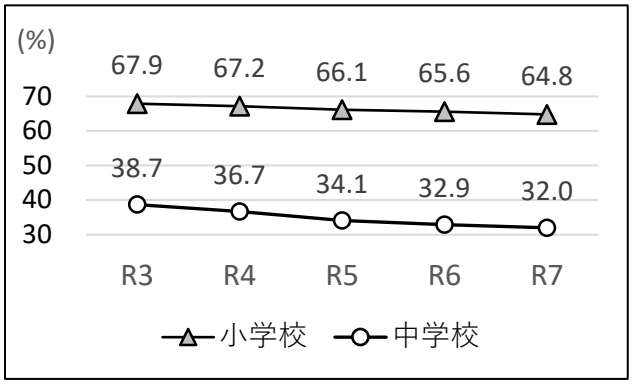
（１）学校への意識についての設問

ア　学校に行くのが楽しい

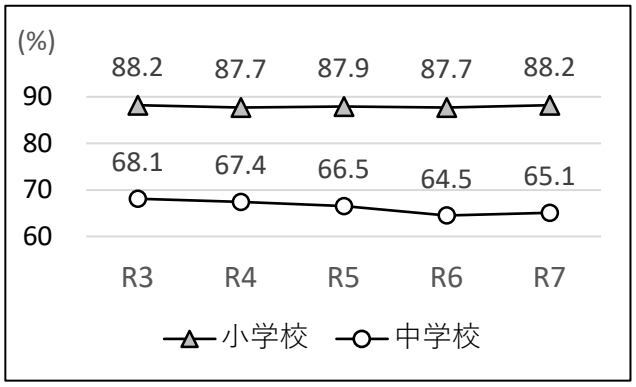


（２）勉強・教科に関する意識についての設問

ア　勉強は好きだ

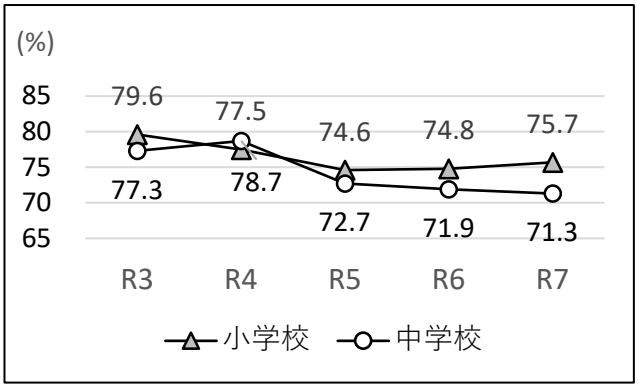


イ　学校の授業はどの程度分かるか

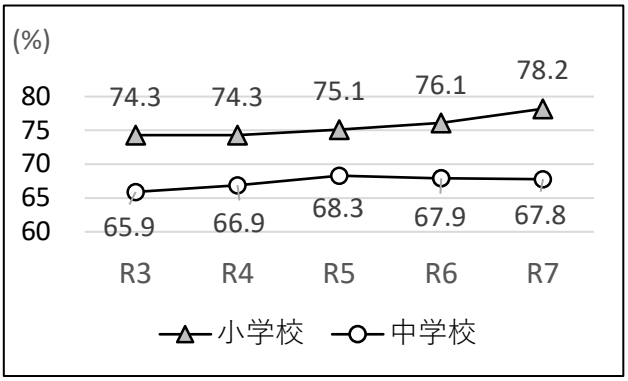


（３）授業における学びの状況についての設問

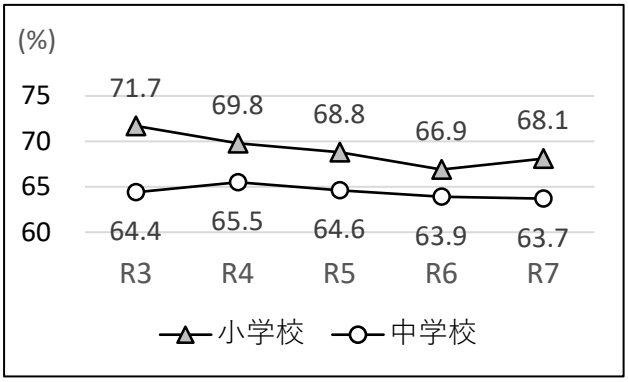
ア　授業のはじめに示された目標（めあて・ねらい）を理解し、見通しをもって学習に取り組んだと思う



イ　グループ活動やペア活動では、自分から積極的に発言したり、みんなで意見を出し合うことができたと思う

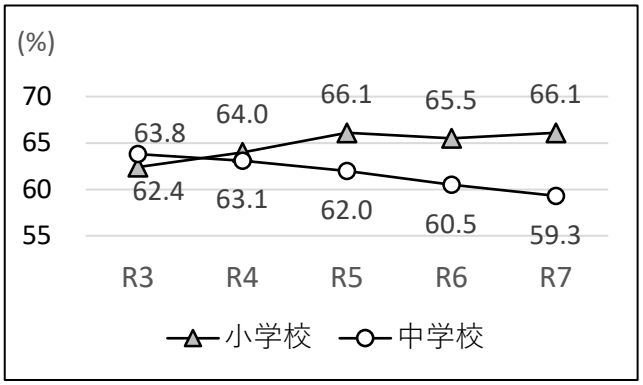


ウ　授業で学習したことを振り返る活動を通じて、学習内容に対する興味や関心が深まったり、広がったりしたと思う

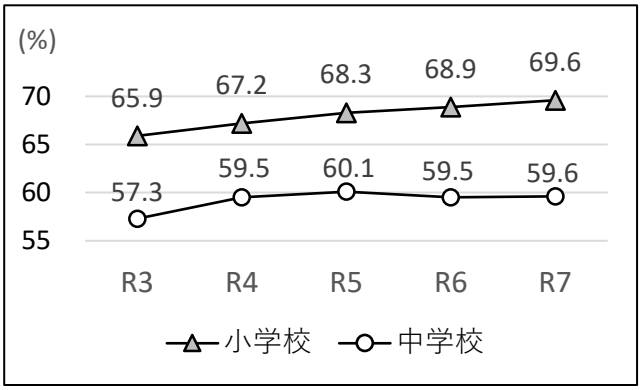


（４）自ら学ぶ力についての設問

ア　先生から示された課題や自分で立てた課題について、インターネットや図書等から必要な情報を集め、整理することができる

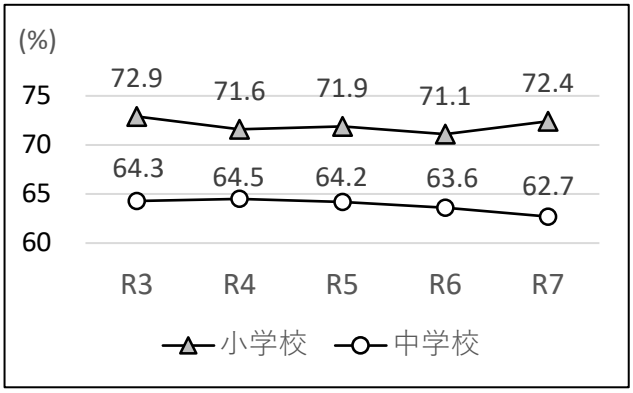


イ　これまで学習したことを使って新しい問題を工夫して解決している

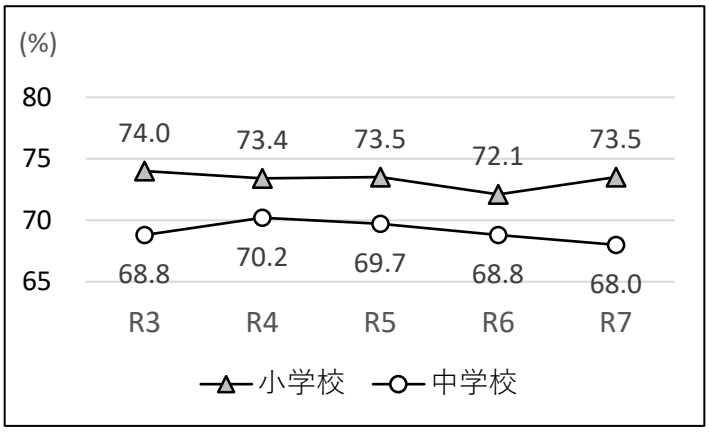


（５）学びを律する力についての設問

ア　不得意なことや苦手なことでも、自ら進んで取り組もうとしている

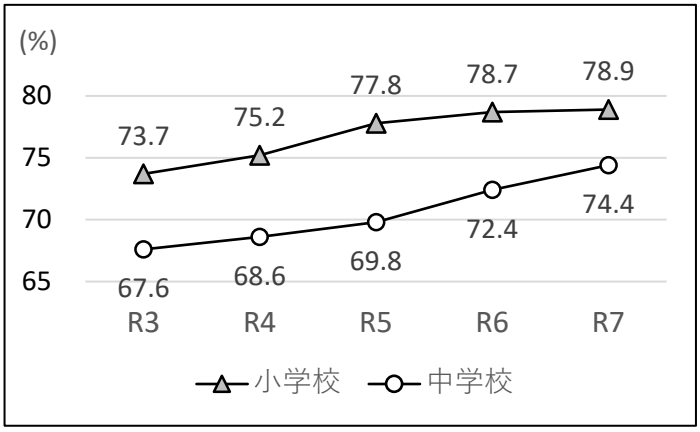


イ　わからないことはそのままにせず、わかるまで努力している

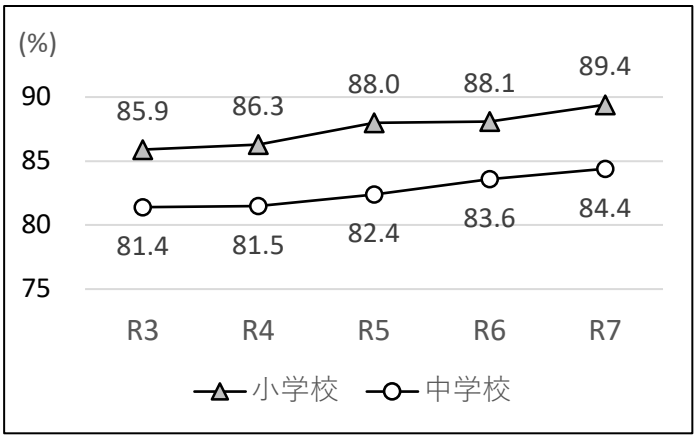


（６）自己肯定感についての設問

ア　自分にはよいところがあると思う

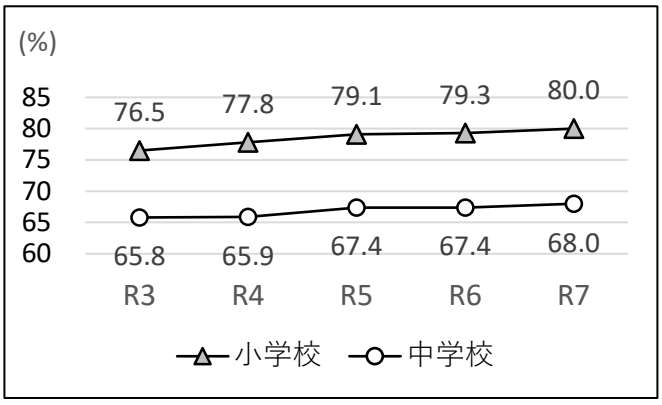


イ　努力をすれば、自分もたいていのことはできると思う

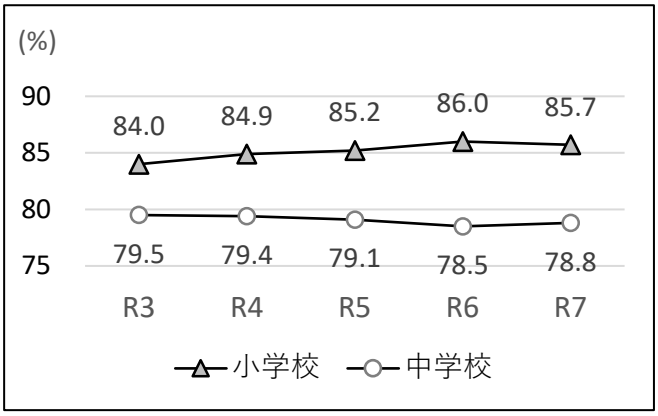


（７）自制心・勤勉性についての設問

ア　難しいことでも、失敗をおそれないで、取り組んでいる

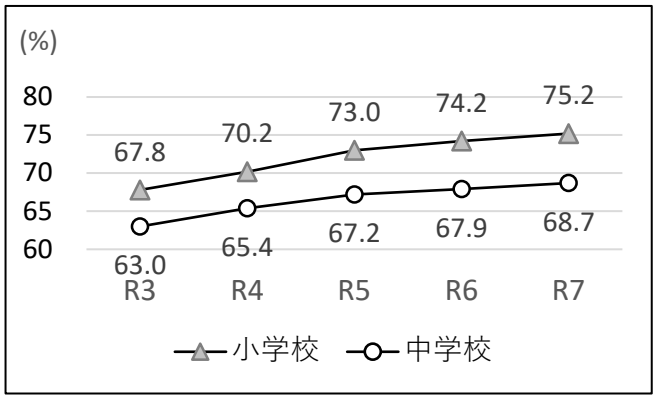


イ　自分がやらなければならないことは、やりたくないときでも、きちんとやりぬくことができる

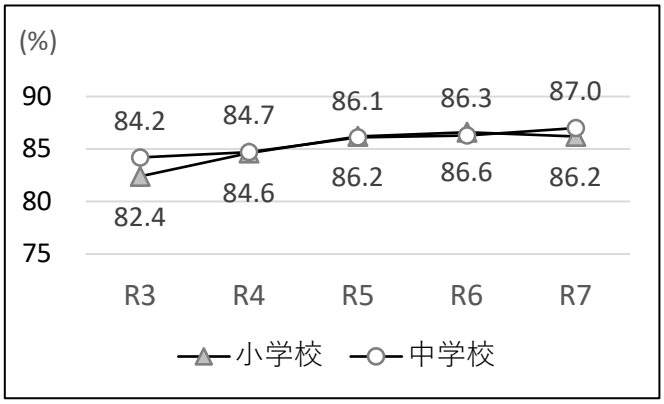


（８）他者理解・協調性についての設問

ア　自分の意見や考えを相手にわかりやすく伝えることができる

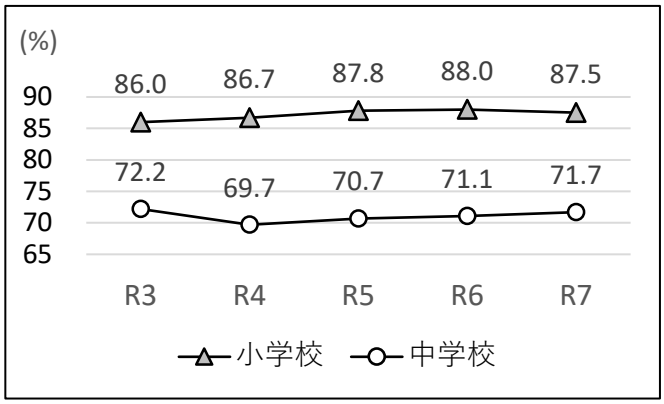


イ　自分の果たすべき役割や分担を考え、周囲の人と力を合わせて行動しようとしている

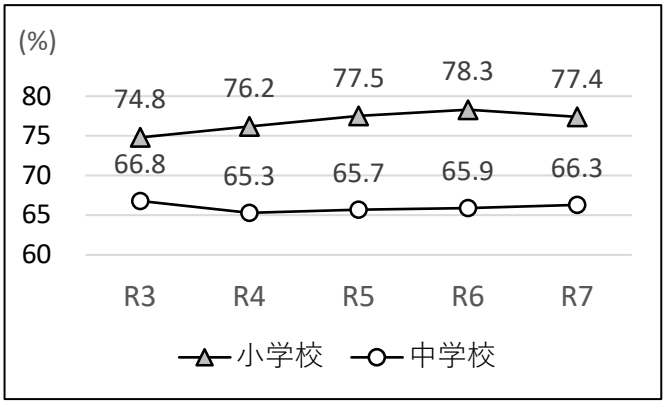


（９）キャリア形成意欲についての設問

ア　将来の夢や目標を持っている



イ　自分の将来の夢や目標の実現に向かって努力したり、その方法を工夫・改善したりしている



教　育　委　員　会　報　告

令和７年１１月１２日

件　　名	**いじめ対策に係る教育委員会附属機関の改編について**
所管部課名	教育指導部教育指導課

内　　容

１　改編の背景

文部科学省が令和６年８月に改訂した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」における以下の趣旨を踏まえ、いじめ対策に係る教育委員会附属機関について、より確実に第三者性を保つとともに、公平かつ中立的な立場での審議とするため、見直しを行う。

（１）「いじめ重大事態」が発生した際は、公平性・中立性確保の観点から、第三者性が確保された組織による調査となることが望ましい。

（２）上記（１）の第三者組織は、平時から学校設置者のいじめ防止策等について助言を行う組織とは別組織とすることが望ましい。

２　改編の内容

ガイドラインの趣旨に則り、現行委員会の所掌事項をいじめ防止策等に係る助言等に特化し、新たにいじめ重大事態等の調査に特化した附属機関を設置する。

現行	附属機関	足立区いじめ等問題対策委員会
	所掌事項	・平時のいじめ防止策に係る助言等 ・いじめ重大事態等が発生した際の調査

▼

改編後	附属機関	足立区教育委員会 いじめ等問題対策委員会	（新設）足立区教育委員会 いじめ重大事態等調査委員会 （以下「調査委員会」という。）
	所掌事項	・平時のいじめ防止策に係る **助言等**	・いじめ重大事態等が発生した際の **調査**

３　調査委員会の構成等（予定）

（１）設置について

常設とするが、委員は、調査案件発生の都度、選任する。

（２）委員構成（１案件ごと）

平時からの当区との関わりが無い、次の委員５名以内で構成する。

ア　弁護士

イ　調査する事案に応じて、心理や医学、福祉など、各職能団体より推薦された専門家

ウ　対象児童・生徒や保護者が要望する職域の専門家

	４　今後の方針 本定例会において、「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例の送付について」に係る議案が可決されたならば、令和７年第４回足立区議会定例会に条例及び補正予算の議案を提出し、区議会の承認が得られれば、令和８年１月から調査委員会を発足させる予定である。 ※　現時点で、新委員会に諮問する可能性のある案件は２件である。

教　育　委　員　会　報　告

令和７年１１月１２日

件　　名	**訴訟（応訴）について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	この度、以下２件の足立区長を被告とする訴訟が提起され、応訴したので報告する。 **１　転校を巡る訴訟** （１）提訴日 令和７年９月５日 （２）相手方（原告） 児童相談所の措置で足立区内の施設に入所し、区内の小学校に在籍していた児童と、法定代理人親権者。 （３）事案の概要 児童の両親が、両親の居住地の学校への転校を認めるよう求め、これが認められるまでの約１か月間、児童が登校できず学習権を侵害されたとして、児相を設置する東京都と、原籍校のある足立区、保護者が転校先として希望する学校設置者の自治体を提訴した。 **２　児童間トラブルを巡る訴訟（少額訴訟）** （１）提訴日 令和７年１０月１６日 （２）相手方（原告） 足立区立小学校在籍児童の保護者 （３）事案の概要 令和７年１０月、足立区立小学校で、児童が同じクラスの児童に殴打される事故が発生した。被害児童の保護者が、区が安全管理義務、加害児童への指導義務を怠ったとして、病院で取得した診断書料相当の支払を求めて提訴した。 **３　今後の方針** 両案件ともに、総務課法務係、顧問弁護士等と相談し、適切に対応していく。

教　育　委　員　会　報　告

令和７年１１月１２日

件　　名	**チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）設置に向けた検討について**
所管部課名	教育指導部不登校施策推進担当課、教育指導課 こども支援センターげんき教育相談課
内　　容	東京都教育庁から、令和６年度から都が試行的に実施（※）しているチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）（以下「チャレンジクラス」と言う。）設置の打診があった。都は令和１０年度までに、各自治体がチャレンジクラス設置校を１校設置するよう求めている。 こうした経緯から、以下のとおり **足立区でも令和８年度のチャレンジクラス設置に向け検討を進めている。** ※　令和７年度設置区（計８区、８校） 新宿区、台東区、墨田区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、江戸川区

１　チャレンジクラスとは

（１）チャレンジクラスの定義

都内公立中学校等における不登校生徒を対象として、その実態に配慮した教育を実施する学級をいう。

（２）特徴

ア　学習指導要領に準じた教育課程の作成が可能

※　チャレンジクラス単独で修学旅行や移動教室の実施が可能

イ　ゆとりある授業時数の設定が可能

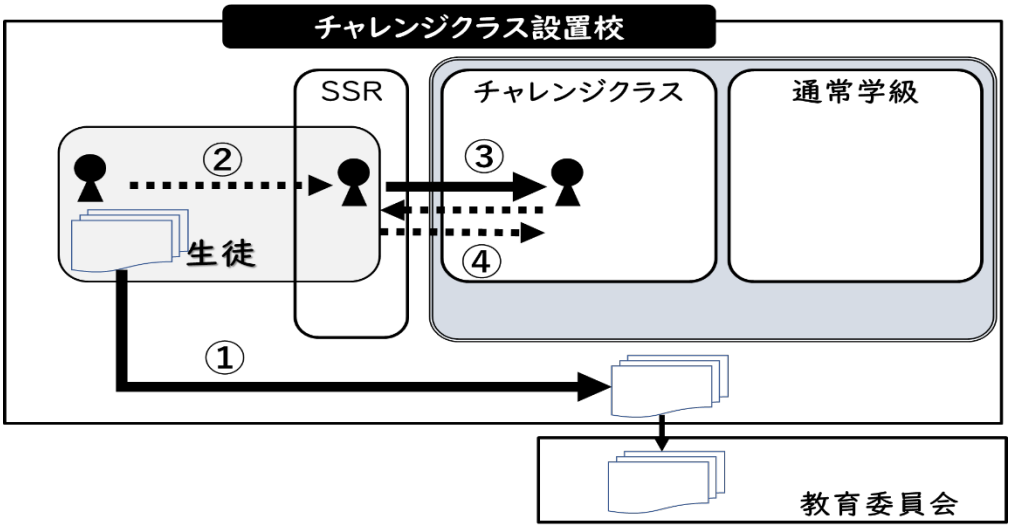
ウ　正規教員４～６名の配置

（３）足立区の既存事業との比較

	チャレンジクラス（校内型）	あすテップ ２施設（校内型）	チャレンジ学級 ３施設（校外型）
場所	設置校の教室	設置校の教室	学校外の施設
内容	**学習指導要領に準じたカリキュラムの実施（給食あり）**	学校に近い時間割で個別指導やグループ学習等を実施（給食あり）	進度に応じた学習やグループ活動等を実施（給食なし）
教員配置	**都正規教員**	教員 OB、区会計職員	教員 OB、区会計職員
在籍校	**現在の在籍校から設置校へ転校**	現在の在籍校のまま	現在の在籍校のまま
評価評定	**設置校が実施**	在籍校が実施	在籍校が実施
登校頻度（目安）	週５日程度	週３日程度	週１日程度

2　チャレンジクラスの利用について

入級希望者は学校を通じて教育委員会に利用申請を行い、審査を経て利用決定が下りればチャレンジクラスを利用できる。



※　都の設置要件としてSSR（スモール・ステップ・ルーム）の併設は必要ないが、項番６に記載の江戸川区の視察から、SSRの併設は必須であると考えている。

【大まかな利用の流れ】

①　入級希望者から申請受理。教育委員会が中心となり入級審査

②　入級希望者はSSRを活用し、体験入級

※　６割以上の登校ができるかなど審査する。

③　体験入級、審査に問題が無ければ、チャレンジクラスに入級

※　他の学校からの利用者はチャレンジクラス設置校に**転校（転籍）となる**。

④　チャレンジクラスへの登校に不安を抱えた場合は、SSRに戻り、体調や心を整えてチャレンジクラスに戻ることも可能

3　チャレンジクラス設置にかかる検討課題

課題	対応
チャレンジクラスに登校できなくなった場合など、生徒への学習保障、心理的な支援を行う「再チャレンジの場」が必須	チャレンジクラス設置校にもSSRの併設が必須
チャレンジクラスの安定的な運営のためには加配教員の人数がポイントになるが、設置校の総学級数に基づき算定されるため、設置校選定にあたっては、学校規模が重要	５教科（国、社、数、理、英）を担任させるため、加配教員５名以上の基準となる、１３学級以上の学級数を有する学校の中から選定

課題	対応
通常学級と同様に９科目を実施するためには、担当教員のみならず、通常学級の教員の協力を得ながら学校全体としてチャレンジクラスを運営する必要があるため、学校長のリーダーシップが必須	特に学校長のリーダーシップの強い学校を選定

４　チャレンジクラス設置校の選定について

生徒の動線に配慮するなど設置場所の環境面に加え、以下の条件を満たす学校をチャレンジクラス設置候補校として検討している。今後、**安定的にチャレンジクラスを運営できるかどうか学校との協議を経て設置校を選定し、設置に向けて準備する。**

（１）条件

ア　現学級数が１３学級以上であること

※　ただし、抽選校は除く

イ　令和８年度に SSR が設置されていること

ウ　対象となる生徒がいること

（２）チャレンジクラス設置候補校

候補校名	R7 学級数
第九中学校	１３学級
第十一中学校	１６学級
第十三中学校	１５学級
新田中学校	１５学級
東綾瀬中学校	１５学級
蒲原中学校	１４学級
伊興中学校	１５学級

５　今後のスケジュール（予定）

時期	内容
１１月	都へチャレンジクラス設置の申請
１２月～令和８年１月	チャレンジクラスの周知、入級者募集
２月	入級審査（面談、意思確認等）
３月	入級の確定
４月	チャレンジクラス開校 ※　開校後に物品等搬入や施設整備を順次実施

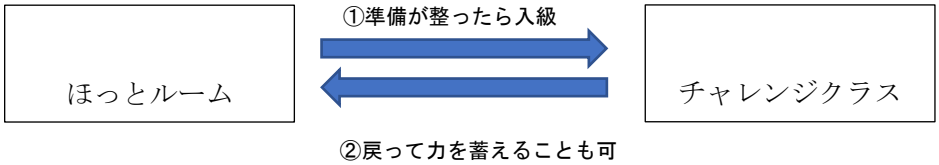
＜都補助金（令和８年度開設分）＞

都は令和７年度中に令和８年度分の補助対象経費を決定

区は令和８年度中に物品等を購入予定
※　令和７度中の購入は補助対象外となるため注意が必要
※　補助対象上限額は１，０５０万円で補助率１／２

６　（参考）江戸川区への視察

（１）ほっとルーム（校内別室）の設置（足立区の SSR に相当）
ア　チャレンジクラスの「プレクラス」の位置付け
イ　チャレンジクラス入級後、生徒の状況に応じ入級中又はチャレンジクラス退級後、ほっとルームを利用することも可（再チャレンジするための準備教室）



（２）継続利用の要件（出席率）の設定
登校して学習することを目的としているため、「概ね６割以上の出席率」を継続の要件として設定
（３）教育委員会が主体となり入級審査（決定）を実施
入級後、入級審査の条件（概ね６割以上の出席等）を満たさなくなった場合は、教育委員会による退級審査を実施
（４）特色あるカリキュラムの実施
ア　チームティーチングを活用した習熟度別自由進度学習の実施（国語、算数、数学、英語）
イ　調べる学習を中心とした探究的な学習（理科、社会）
ウ　定期考査は実施しない（所見評価のみ行い、数値による評定は行なわない。）。

教　育　委　員　会　報　告

令和７年１１月１２日

件　　名	**学校の暑さ対策における小・中学校普通教室の温度測定の結果について**
所管部課名	学校運営部学校施設管理課
内　　容	学校の断熱改修について早急な対応を求める陳情が出されており、断熱改修校と未改修校で教室の温度にどれだけ差異があるのかを把握すべきとのご意見を受け、全小・中学校の普通教室における温度を測定したので測定結果を報告する。 **１　測定期間** 令和７年９月８日（月）～同月２２日（月）※土日祝を除く **２　測定条件等** （１）測定は各階の普通教室１箇所（普通教室がない階は対象外） （２）測定する教室の向きは学校で統一 （３）エアコンやカーテンは通常どおりの使用 （４）温度計は直射日光を避け、教室内の設置箇所は学校で統一 （５）朝（８時～９時）及び昼（１２時～１３時）の時間帯で１日２回測定 **３　測定結果** （１）上階ほど室温が高い傾向にある。 （２）断熱改修校と未改修校では多少の温度差はあるが、１℃以上の温度差は見られなかった。 （３）期間中最も気温が高かった日の平均室温が２８℃を超える学校は、小・中学校全体で約２５％である。 （４）中学校の割合が高いのは、４０人学級であるため１学級あたりの生徒数が小学校に比べて多いことが起因していると推測される。 （５）普段どおりの教室利用をお願いしたため、学校によってエアコンの効きや扉の開閉状況により室温に違いがあったことも推測される。 **４　今後の方針** （１）引き続き、改築や大規模改修時に断熱改修を進めていく。 （２）現在検討中の遮熱カーテン又はロールスクリーンの設置のほか、他自体の取組事例を参考に学校の暑さ対策について模索していく。

５　集計データ

（１）断熱改修校（小学校２０校、中学校１５校）

ア　期間中のフロアごとの平均室温

単位：℃

	小学校		中学校		外気温
	温度		温度		
	朝	昼	朝	昼	
１階	25.1	24.7	26.3	26.6	30.0 期間中都内の 13 時時点の平均気温（気象庁発表）
２階	26.6	26.2	26.6	26.5	
３階	27.0	26.3	27.0	26.3	
４階	26.3	26.2	27.2	26.7	
５階	25.7	25.8	該当なし		
最上階	26.5	26.1	27.2	26.7	

イ　期間中の最高室温

	小学校	中学校（※１）
日時	９/１１（木）昼	９/８（月）朝 ９/９（火）朝 ９/１０（水）朝
階	２階	４階（最上階）
温度	室温 33.4℃ 外気温(※２)30.9℃	室温 32.0℃ ９/８外気温(※２)33.9℃ ９/９外気温(※２)32.7℃ ９/１０外気温(※２)28.1℃

※１　いずれも同一校

※２　上記日時の都内１３時時点の最高気温（気象庁発表）

（２）未改修校（小学校４７校・中学校２０校）

ア　期間中のフロアごとの平均室温

単位：℃

	小学校		中学校		外気温
	温度		温度		
	朝	昼	朝	昼	
１階	25.4	25.4	26.7	27.0	30.0 期間中都内の 13 時時点の平均気温（気象庁発表）
２階	26.0	25.8	26.5	26.3	
３階	26.9	26.4	26.7	26.8	
４階	26.5	26.3	27.0	26.8	
最上階	27.0	26.5	27.2	26.8	

イ　期間中の最高室温

	小学校	中学校
日時	９/９（火）朝	９/１６（火）朝
階	２階	４階（最上階）
温度	室温 33.1℃ 外気温(※)32.7℃	室温 34.0℃ 外気温(※) 32.7℃

※　上記日時の都内１３時時点の最高気温（気象庁発表）

（３）期間中で最も気温が高かった日（９月８日）

ア　断熱改修校（小学校２０校、中学校１５校）

（ア）９月８日のフロアごとの平均室温

単位：℃

	小学校		中学校		外気温
	温度		温度		
	朝	昼	朝	昼	
１階	26.7	24.8	28.2	28.4	34.5 都内の最高気温（気象庁発表）
２階	27.4	26.6	27.2	26.5	
３階	28.3	26.8	27.5	26.6	
４階	26.6	26.8	28.5	27.4	
５階	25.0	26.5	該当なし		
最上階	27.0	26.5	28.5	27.4	

（イ）９月８日の最高室温

単位：℃

	小学校	中学校
時間帯	朝	朝
階	３階（最上階）	４階（最上階）
室温	32.0	32.0

イ　未改修校（小学校４７校・中学校２０校）

（ア）９月８日のフロアごとの平均室温

単位：℃

	小学校		中学校		外気温
	温度		温度		
	朝	昼	朝	昼	
１階	25.3	26.0	27.3	28.8	34.5 都内の最高気温（気象庁発表）
２階	26.8	26.6	27.0	26.9	
３階	27.6	27.4	27.1	27.9	
４階	27.2	27.5	27.6	27.5	
最上階	27.7	27.5	27.7	27.6	

（イ）９月８日の最高室温

単位：℃

	小学校	中学校
時間帯	朝	昼
階	３階（最上階）	３階
室温	32.6	32.0

ウ　平均室温が２８℃を超える学校数

（　）割合

		小学校	中学校
学校数	断熱改修校 （小20校・中15校）	４校（20.0%）	５校（33.3%）
	未改修校 （小47校・中20校）	９校（19.1%）	８校（40.0%）
	計 （小67校・中35校）	１３校（19.4%）	１３校（37.1%）
最高の平均室温		30.0℃	29.8℃

※　学校環境衛生基準では室温が「１８℃以上、２８℃以下であることが望ましい」と定められている。

教　育　委　員　会　報　告

令和７年１１月１２日

件　　名	**学校の暑さ対策における小・中学校最上階普通教室への遮熱カーテン・ロールスクリーン設置に伴う効果検証結果について**
所管部課名	学校運営部学校施設管理課

内　　容

令和７年８月に学校からの暑さ対策の要望を受け、小・中学校各２校の最上階普通教室に試験設置した遮熱カーテン及びロールスクリーンの効果検証結果について報告する。

１　測定期間

令和７年８月１９日（火）～同月２５日（月）※土日含む

２　温度測定の結果等

（１）温度は期間中における１４時時点の平均温度

（２）最上階普通教室で各校同じ向きの教室を選定

（３）温度計の設置箇所は教室中央１箇所とし、空調機器は稼働させず、窓、カーテンは閉め切った状態で測定

単位：℃

学校	教室Ａ	教室Ｂ	教室Ｃ	外気温
青井小	遮熱カーテン	遮熱カーテン	設置なし (普通カーテン)	34.9 期間中都内の 14 時時点の平均気温 (気象庁発表)
	37.0	37.9	37.8	
中川小	ロールスクリーン	ロールスクリーン	設置なし (普通カーテン)	
	35.3	35.4	36.1	
青井中	ロールスクリーン	ロールスクリーン	設置なし (普通カーテン)	
	36.3	36.6	37.0	
第四中	ロールスクリーン	遮熱カーテン	設置なし (普通カーテン)	
	36.2	37.0	37.5	

３　温度測定の検証結果

（１）ロールスクリーンの方が遮熱カーテンより設置なしの教室に比べて多少室温を下げる効果が見られた。

（２）遮熱カーテンは、青井小では効果に差が出たが、第四中では室温を下げる効果が見られた。

4　今後の方針等

（１）予算単価

	遮熱カーテン	ロールスクリーン
１教室あたり	１５０千円（税込）	４５０千円（税込）

（２）全小・中学校最上階普通教室の部屋数は約５６０部屋。

（３）効果検証結果や予算単価を総合的に鑑み、令和８年度早期に全小・中学校の最上階普通教室に遮熱カーテンを設置したい。

5　学校アンケート

（１）対象者

遮熱カーテン又はロールスクリーンを設置した教室の児童・生徒、教職員（２２０人）

（２）回答数

１５７件（回答率７１．４％）

6　アンケートの検証結果

（１）遮熱カーテン、ロールスクリーン共に「暑さがやわらいだ」、「少しやわらいだ」と回答した割合が８割程度あり、体感温度を下げる効果があった。

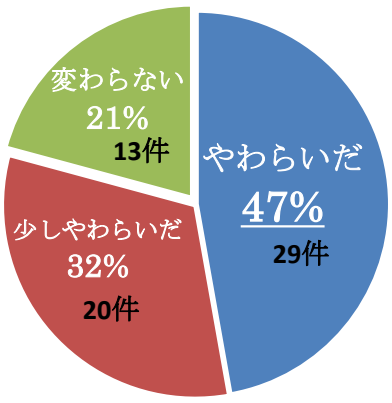
（２）カーテンは「開けやすい」、「黒板、テレビが見やすくなった」との好意的な意見があった。

（３）ロールスクリーンは「取っ手部分が壊れやすい」、「少しでも触れるとスクリーンが上に行ってしまう」といった使い勝手の点で懸念される意見があった。

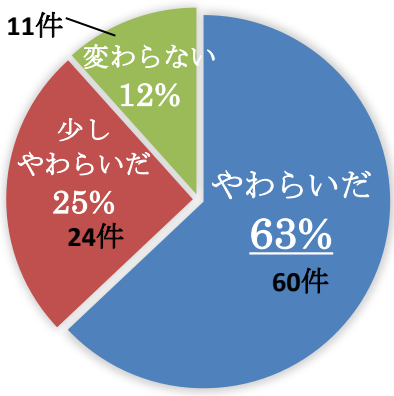
7　アンケート結果

（１）教室の暑さは設置前と比べて変わりましたか。

遮熱カーテン

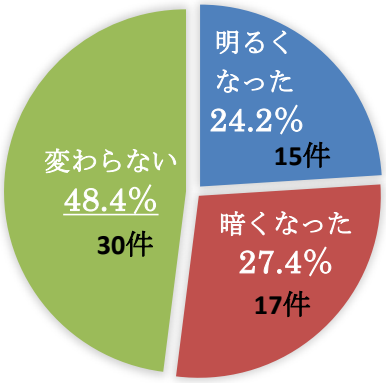


ロールスクリーン

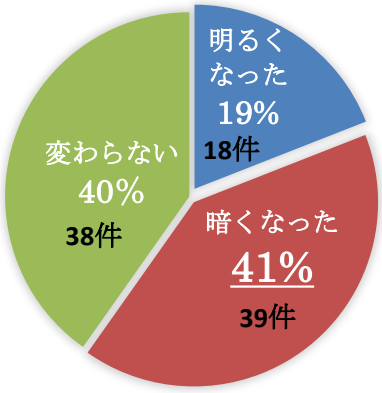


（２）教室の明るさは設置前と比べて変わりましたか。

遮熱カーテン

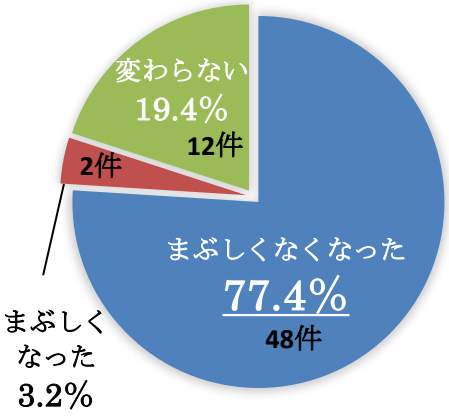


ロールスクリーン

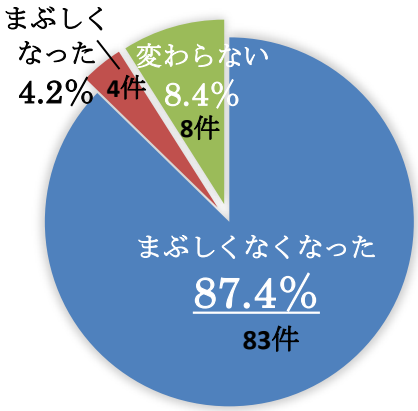


（３）窓からの日差しは設置前と比べて変わりましたか。

遮熱カーテン

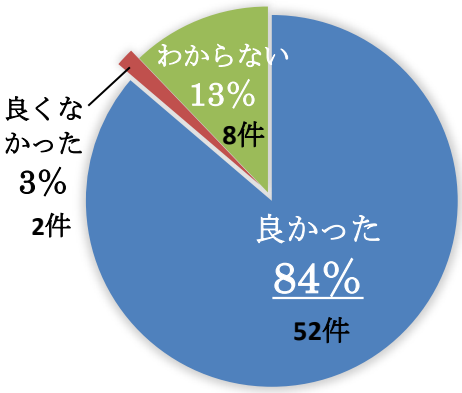


ロールスクリーン

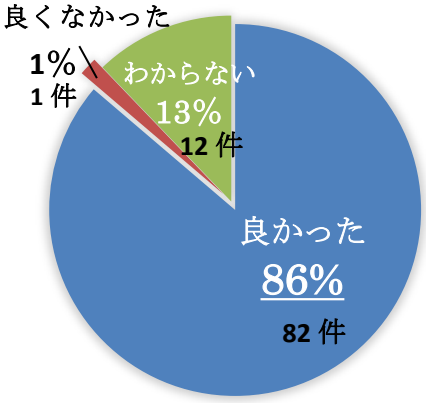


（４）遮熱カーテン又はロールスクリーンを設置して良かったですか。

遮熱カーテン



ロールスクリーン

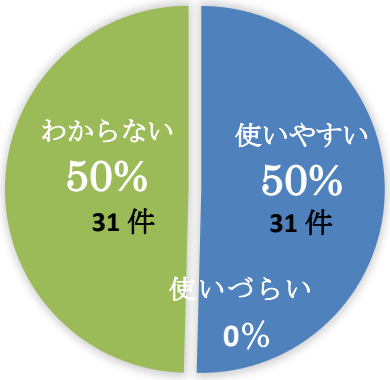


良くなかった理由

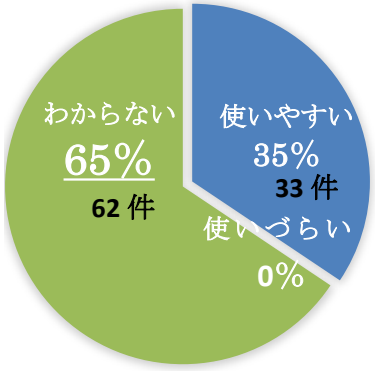
カーテン	よけい暑く感じた　変わらない
ロールスクリーン	少し寒くなった

（５）使い勝手はどうでしたか。

遮熱カーテン



ロールスクリーン



（６）自由意見（全１０件）

遮熱カーテン	窓際の席でも日が当たらないので、すごく涼しくなった。
	まぶしくなったり暑くなったりして授業に集中出来なかったので、カーテンが設置されて良かった。
	少し暗くなって黒板やテレビが見やすくなった。
	全然光が教室に入らなくなってちょうどよくなった。
ロールスクリーン	まぶしくなくなって、とても快適に過ごせる。
	窓側の人もロールスクリーンだとじゃまにならない。
	少しでも触れるとスクリーンが上に行ってしまう。取っ手部分が壊れやすい。
	ロールスクリーンよりカーテンの方が開けやすい。
	ロールスクリーンの間に隙間があって、そこからの日差しがまぶしい。
	晴れているのに曇っているみたいな感じがする。

教　育　委　員　会　報　告

令和７年１１月１２日

件　　名	**竹の塚地区の適正規模・適正配置実施計画案（第１版）策定について**
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課
内　　容	令和７年１０月に策定した「足立区立小中学校の適正規模・適正配置ガイドライン」に基づき、次のとおり竹の塚地区の計画案を報告する。

１　計画素案等

（１）適正規模・適正配置実施計画（案）（第１版）【別添資料３】

（２）資料編【別添資料４】

２　統合対象校

竹の塚中学校と渕江中学校

３　主なスケジュール（予定）

時期	内容
令和７年１１月	素案（第１版）の議会報告
	関係者説明 ①　竹の塚地区町会・自治会連合会 ②　竹の塚中学校、渕江中学校 （開かれた学校づくり協議会、保護者等）
令和８年　３月	素案（第２版）の議会報告 ※　地域等関係者のご意見を踏まえ、仮校舎や新校の配置を記載
	関係者説明 ①　竹の塚地区町会・自治会連合会 ②　竹の塚中学校、渕江中学校 （開かれた学校づくり協議会、保護者等）
６月頃	統合地域協議会（※）の設置 統合地域協議会の承認を得て計画成案化
令和１１年４月	学校統合（仮校舎で学校運営）
令和１５年４月	新校開校

※　統合対象校の「開かれた学校づくり協議会」代表者中心に構成

４　今後の方針

関係者の理解が得られるよう、引き続き丁寧に説明しながら、統合地域協議会の設置と実施計画の成案化を目指していく。

教　育　委　員　会　報　告

令和７年１１月１２日

件　　名	**令和７年度貧血・小児生活習慣病予防健診の実施について**
所管部課名	学校運営部学務課
内　　容	令和７年度の貧血・小児生活習慣病予防健診の実施について、次のとおり報告する。 **１　健診の目的** 足立区の小・中学生の肥満傾向割合が、全国や東京都の平均値よりも高いため、健診により、早期から自らの健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身につけることを目的としている。 **２　健診内容** 計測（肥満度）、血圧測定、採血（総コレステロール、HDL コレステロール、LDL コレステロール、ヘモグロビン A1c） **３　対象者（いずれも保護者同意が必要）** （１）中学生 ア　中学２年生（全員） イ　中学３年生（前年度の健診で要医学的管理、要経過観察、ヘモグロビン A1c5.6%以上と判定された者） ＜参考＞令和６年度受診者数 中学２年生　３，６１３人（対象４，３７９人　受診率８２．５％） 中学３年生　　５９８人（対象　７２７人　受診率８２．３％） （２）小学生 ア　小学５年生（全員） ※　特に、定期健康診断の身体測定で肥満傾向又は痩せの計測結果であった者については、養護教諭から受診勧奨を行う。 イ　小学６年生（前年度の健診で要医学的管理、要経過観察、ヘモグロビン A1c5.6%以上と判定された者） ＜参考＞令和６年度受診者数 小学５年生　２９０人 （対象４，９５７人　申込３６２人　受診率　５．９％） 小学６年生　　１２人 （対象　　９４人　申込　１５人　受診率１２．８％）

４　健診日時・場所

（１）中学生

１０月中旬から同月末日まで　各学校で実施

※　追加健診(欠席者対象)

令和７年１１月１５日（土）午後　足立区勤労福祉会館

（２）小学生

令和８年１月１０日（土）午前　　足立区勤労福祉会館

同月１４日（水）午後　　梅田地域学習センター

同月２４日（土）午前・午後　足立区勤労福祉会館

５　生活習慣病予防の取組

児童・生徒への指導のほか、家庭でも取り組めるよう保護者に対する啓発を実施する。

（１）事前指導・事後指導（中学生対象）

養護教諭が健診前の事前指導及び健診後の事後指導を行うとともに、要医学的管理等の所見があった者に対し、医療機関への受診勧奨を行っている。

（２）出前教室（小学生対象）

令和６年度から、区保健師と栄養士が学校を訪問し、からだによい生活習慣のきっかけづくりの授業を行っている。

（３）講演会・個別相談会（Ｐ１１０～１１１参照）

児童・生徒及びその保護者等に対し、専門医による講演会及び医師・栄養士による個別相談を実施する。

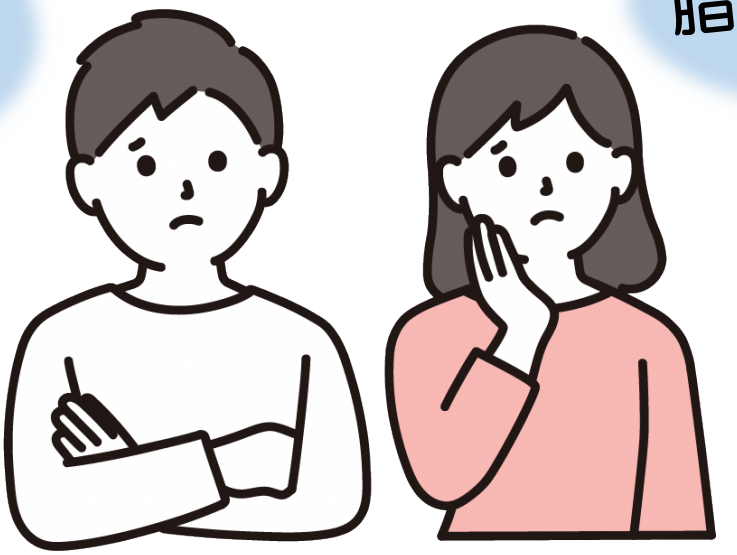
令和７年１２月２０日（土）午後１時から　足立区庁舎ホール

高血圧　メタボ　貧血

子どもだってあるんです

小児生活習慣病 予防講演会・栄養相談

糖尿病　脂質異常症



参加無料
要申込

子どものうちに、良い生活習慣を身につけることで、将来の健康リスクを減らすことができます。
お子様と一緒に是非ご参加ください。

日　時：令和７年１２月２０日（土）
講 演 会　１３：００～１４：２０（受付１２：３０～）
栄養相談　１４：３０～１６：２０
※ 栄養相談は講演会終了後、講演会の受付順に相談開始

場　所：足立区役所　庁舎ホール（足立区中央本町１－１７－１）

講　師：東京女子医科大学附属足立医療センター
小児科教授　松岡　尚史先生

申　込：申し込みフォームより
申込期限：令和７年１２月１１日（木）

＜アクセス＞
梅島駅より徒歩１２分



主催：足立区医師会、足立区教育委員会　問い合わせ：学務課学校保健係　電話：３８８０－５９７１

裏面へ続く

講演会・栄養相談　注意事項

１　講演会・栄養相談とも **申し込み制** です。
講演会・栄養相談申込フォーム へアクセスし、申込手続きを行ってください。
URL：https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/3962
申込期限：令和７年１２月１１日（木）
※ 申し込みが定員を超えた場合は、やむを得ずお断りする場合があります。

２　感染症等の状況によりやむを得ず中止または内容変更となる場合がありますので、ご了承ください。その際は、学校を通じてご連絡させていただきます。

３　申し込み後、**キャンセルする場合は、必ずご連絡ください。**
前日１７時まで　　【０３－３８８０－５９７１】（学務課学校保健係 直通）
当日１０時～１６時【０９０－３２０６－６３６５】（担当者 公用携帯 当日限り有効）

《講演会》



「小児生活習慣病予防講演会
小児生活習慣病　～肥満とコレステロール～」
講師　東京女子医科大学附属足立医療センター
小児科教授　松岡　尚史　先生

生活習慣病に関する講演です。「肥満があるとどのように健康に影響するのか」「生活習慣病を予防するにはどうするといいか」などわかりやすくお伝えします。
※　貧血検査は講演内容に含まれません。

《栄養相談》

栄養士がご家族の既往歴や生活等、プライバシーに関わる内容もお聞きします。相談は仕切りで分けられたスペースで実施し、伺った内容や問診票の回答内容を、栄養相談以外に活用することはありません。



― 栄養相談ではどんな相談ができますか？ ―

- 家族に高血圧、糖尿病の人がいます。何か影響がありますか？
- 予防のために、何をすればいいですか？
- 間食はどれくらい食べてもいいのですか？
- 一日の食事量、①ご飯　②おかず③野菜など、どれくらい食べたらいいの？目安は？
- 朝食でパンしか食べないことが多いですが、野菜を食べるにはどうしたらいいですか？

教　育　委　員　会　報　告

令和７年１１月１２日

件　　名	**こども誰でも通園制度における規定整備について**
所管部課名	子ども家庭部　保育・入園課 子ども政策課、私立保育園課、幼稚園・地域保育課
内　　容	**１　こども誰でも通園制度における規定整備** （１）利用料に関する規定 ア　国の見解 （ア）こども誰でも通園制度は、「教育・保育給付」ではなく、乳幼児等のための「支援給付」との位置づけである。 （イ）各自治体の要綱で定めることも差し支えない。 イ　今後の取扱い （ア）区立保育園での利用料に関する規定は、区立園でのこども誰でも通園制度の取扱いを定める要綱の中で規定する。 （イ）東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を活用して利用料は無償とする。 ※　私立保育園や幼稚園などの利用料については、区立保育園と同様に国基準を標準とし各施設が独自に定める。 （２）「足立区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）」のパブリックコメントの実施 ア　募集期間 令和７年１１月２１日(金)から同年１２月２０日(土)まで ※　なお、本定例会の１１月１２日時点では、この条例の元となる国通知が届いていないため、パブリックコメントの実施前に別途案内する。 イ　周知方法 （ア）あだち広報１１月２５日号 （イ）A-メール、X（旧 Twitter）、フェイスブック （ウ）区ホームページ ウ　資料の配布方法 （ア）区ホームページへの掲載 （イ）保育・入園課での閲覧及び配付 （ウ）区民事務所、中央図書館、区政情報課、政策経営課での配布 エ　今後のスケジュール （ア）子ども・子育て支援対策調査特別委員会（令和８年１月） パブリックコメントの実施結果の報告 （イ）令和８年足立区議会第１回定例会 本条例を上程 （ウ）本条例に基づく事業者確認（令和８年３月末） 上記（イ）の議案が可決された場合は、本条例に基づいて事業者の運営基準に関する確認を行う。

教　育　委　員　会　報　告

令和７年１１月１２日

件　　名	**区立保育園・こども園の修繕・保全工事について**
所管部課名	子ども家庭部保育・入園課
内　　容	区立保育施設の修繕及び保全工事について、令和６年度の実績及び令和７年度の経過を報告する（令和７年１０月１日基準）。

１　主管課工事〈令和６年度実績・令和７年度の経過及び予定〉

	令和６年度 （実績）	令和７年度 （９月末時点完了済）	令和７年度 （施工中及び着手前）
建物維持補修	１３５件（３２園）	６５件（２７園）	７５件（２８園）
給排水	４８件（１８園）	１０件（８園）	２５件（１６園）
塗装	９件（９園）	１４件（１３園）	６件（６園）
空調機	９３台（２３園）	８６台（２０園）	１４台（５園）
湯沸器・給湯器	２３台（１３園）	１台（１園）	１９台（１１園）
電気錠	８か所（８園）	５ヶ所（５園）	４か所（４園）
その他電気	４７件（２６園）	３２件（１５園）	１８件（１３園）

※　主管課工事は契約予定金額１３０万円未満の工事を指す。

※　空調機及び湯沸器・給湯器は修繕、買替又は更新の台数

※　電気錠は新設工事（令和６年度３件・令和７年度１件）を含む。

２　令和６年度営繕工事実績（工事額合計　334,230 千円）

施設園名	件名	工事概要	工事額
加賀	園庭改修	フェンス改修・ダスト舗装	134,167 千円
	トイレ改修	衛生機器更新・乾式化	
辰沼	電気・防災 設備改修	電灯のＬＥＤ化 自動火災報知機更新	13,806 千円
千住あずま	電気・防災 設備改修	電灯設備のＬＥＤ化 自動火災報知機更新	15,928 千円
梅田	空調設備改修	空調設備改修	28,666 千円
新田わかば	空調設備改修	空調設備改修	19,610 千円
北保木間	テラス庇改修	テラス庇張替及び 支柱等塗装	14,599 千円
いりや第一	防滑シート 張替工事	テラス及びプールの 防滑シート張替	14,350 千円
いりや第二			
伊興大境 （公設民営）	屋上防水 その他改修	テラス屋根防水工事 幼児トイレの改修等	43,835 千円
五反野 （公設民営）	電気・防災 設備改修	電灯設備のＬＥＤ化 自動火災報知機更新	11,892 千円
青井（公設民営）	空調設備改修	空調設備改修	12,826 千円
東保木間 （公設民営）	空調設備改修	空調設備改修	24,551 千円

※　営繕工事は契約予定金額１３０万円以上（公設民営園については２５０万円以上）で、施設営繕部が主導で実施している工事を指す。

３　令和７年度実施中の営繕工事（予定工事額合計　225,294 千円）

施設園名	件名	工事概要	工事額
保木間	電気・防災 設備改修	電灯のＬＥＤ化 自動火災報知機更新	19,817 千円
	空調設備改修	空調設備改修	23,226 千円
大谷田第一	電気・防災 設備改修	電灯のＬＥＤ化 自動火災報知機更新	17,974 千円
西保木間	外柵その他改修	外柵嵩上げ 通用門電気錠化	15,389 千円
おおやたこども	屋根改修	雨漏り等への対応・ 内装改修	31,350 千円
千住あずま	職員トイレ増設	ユニット型トイレの 設置	14,069 千円
五反野（公設民営）	空調設備改修	空調設備改修	29,194 千円
水神橋（公設民営）	空調設備改修	空調設備改修	14,875 千円
竹の塚（公設民営）	空調設備改修	空調設備改修	32,395 千円
青井（公設民営）	門塀改修	外柵嵩上げ・ 通用門電気錠化	20,845 千円
谷在家（公設民営）	外柵嵩上げ改修	外柵嵩上げ	6,160 千円

※　令和７年１０月１日現在、施工済みまたは施工中の工事を記載

※　今年度実施予定であった「伊興大境保育園　空調設備改修」及び「梅田保育園トイレ改修」は契約不調により、来年度以降に計画変更

４　トイレ改修

（１）主管課工事での取組

ア　現場の職員からの意見を踏まえ、大人用和便器の洋便器化工事を実施

イ　和便器が残る１０箇所について、洋便器化が可能か検討中

【主管課での洋便器化工事】



（２）営繕工事での取組

ア　ユニバーサルデザイン計画に基づき、毎年１園以上実施（令和２０年頃までに完了予定）

イ　トイレ全体を乾式化して衛生面の向上に資するよう改修

ウ　園児の人権にも配慮し、廊下から排泄している姿が容易に見えづらいレイアウトに変更

【営繕工事でのトイレ改修】





５　営繕工事の今後３年間の計画及び方針

	計画件数	対応概要
空調設備	令和　８年度　４件 令和　９年度　５件 令和１０年度　２件	耐用年数１５年を目途に交換実施。 なお、性能維持及び故障率を下げるため、３年に一度、薬品洗浄を実施
電気設備	令和　８年度　０件 令和　９年度　３件 令和１０年度　５件	ＬＥＤ照明化による省エネ化及び令和８年末での蛍光灯製造終了に対応するために工事を実施
防災設備	令和　８年度　０件 令和　９年度　３件 令和１０年度　３件	耐用年数１５年を目途に交換実施。 なお、故障率を下げるため、毎年度、設備点検を実施
その他設備	令和　８年度　３件 令和　９年度　３件 令和１０年度　４件	園児抜出し防止のための外柵嵩上げや建物保全のための外壁塗装・園庭改修工事等を実施

営繕工事に加え、課職員が今後も園を定期的に訪問調査し、現場の職員から不具合の相談を随時受け付け、都度主管課対応による修繕工事を行っていく。

中期的な公立保育施設の修繕計画（予定）
※公設民営園を除く

当資料は『足立区立 保育園・子ども園 施設更新計画』に基づき、計画的に修繕を実施するために作成している。令和８年度以降の今後の計画については、現時点での予定を記載しているため、変更の可能性がある。

令和７年１０月３０日 更新

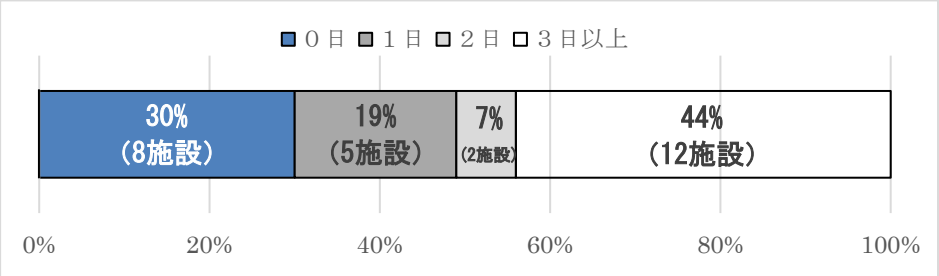
No	エリア	施設名	拠点園	都住併設園	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037	R20 2038	R21 2039	R22 2040	R23 2041	R24 2042	R25 2043	R26 2044	R27 2045	R28 2046	R29 2047	R30 2048
					実施済み				今後の計画																							
1		緑町保育園	○								建替え→		移転																			
2	1	千住あずま保育園	○					電気	トイレ		建替え→		移転																			
3		元宿こども園		○																			※保育需要を確認しながら在り方を検討									
4		東綾瀬保育園	○				空調				屋上防水等	トイレ			※移転場所及び時期を検討の上で施設更新																	
5		六木保育園		○						空調															※併設する都営住宅の建替え計画に合わせて閉園を検討							
6	2	辰沼保育園	○	○				電気防災		空調	屋上防水等										※併設する都営住宅の建替えに合わせて施設更新を検討										
7		大谷田第一保育園							電気防災														※保育需要を確認しながら閉園を検討									
8		おおやたこども園	○						屋根改修		電気防災	園庭																				
9		あやせ保育園																		※近隣の東綾瀬保育園を含めて在り方を検討												
10		中央本町保育園	○			空調				トイレ				※移転場所及び時期を検討の上で施設更新																		
11	3	梅田保育園	○		電気防災			空調		トイレ			※移転場所及び時期を検討の上で施設更新																			
12		本木東保育園									空調	※本木保育園を含めて在り方を検討																				
13		本木保育園	○			空調								※本木東保育園を含めて在り方を検討																		
14		北保木間保育園		○	空調			テラス庇										※併設する都営住宅の建替えに合わせて民営化を含めて在り方を検討														
15		南保木間保育園		○	門扉		空調						※併設する都営住宅の建替えに合わせて民営化を含めて在り方を検討																			
16		伊興保育園	○							屋上防水等		トイレ					※移転場所及び時期を検討の上で施設更新															
17		東花畑保育園	○	○							空調			※併設する都営住宅の建替えに合わせて施設更新を検討																		
18		西保木間保育園		○					外構	空調		園庭								※併設する都営住宅の建替えに合わせて閉園を検討												
19	4	中島根保育園	○		防災					屋上防水等	空調										※移転場所及び時期を検討の上で施設更新											
20		平野保育園		○			電気防災空調					屋上防水等							※併設する都営住宅の建替えに合わせて閉園を検討													
21		花畑桑袋保育園	○	○																					※併設する都営住宅の建替えに合わせて施設更新を検討							
22		保木間保育園							電気防災空調		トイレ	サッシ								※保育需要を確認しながら閉園を検討												
23		第三上沼田保育園	○	○					建替え→		移転																					
24		宮城保育園		○	外柵		空調										※保育需要を確認しながら閉園を検討														
25		いりや第一保育園	○	○				テラスシート			空調	電気防災									※併設する都営住宅の建替えに合わせて施設更新を検討											
26	5	いりや第二保育園		○	外柵	空調		テラスシート				電気防災									※いりや第一保育園の建替えに合わせて在り方を検討											
27		加賀保育園		○				トイレ園庭																		※併設する都住の建替えに合わせて閉園を検討						
28		上沼田保育園	○	○							空調	電気																				
29		鹿浜こども園第一園舎										空調				※保育需要を確認しながら在り方を検討																
		鹿浜こども園第二園舎		○			空調									※保育需要を確認しながら在り方を検討																
30	6	新田わかば保育園	○					空調					※移転場所及び時期を検討の上で施設更新																			

※　建替え工事は、予定地（都住併設園は都住建て替えに伴う創出用地）の検討により時期がずれる可能性がある。
※　営繕工事は、実施の３年前から関係所管に相談し、計画的に実施している。
※　営繕工事に加え、今後も園を定期的に訪問調査し、現場職員から不具合の相談を随時受け付け、都度主管課対応による修繕工事を行っていく。
※　公設民営保育園は、運営法人と調整の上で営繕工事を実施している。

空調設備　：耐用年数１５年を目途に交換実施
電気設備　：ＬＥＤ照明化工事を計画的に実施
防災設備　：耐用年数１５年を目途に交換実施
その他設備：外壁塗装や園庭改修を必要に応じて実施

教　育　委　員　会　報　告

令和７年１１月１２日

件　　名	**企業主導型保育施設に対する災害備蓄品購入経費補助の実施について**
所管部課名	子ども家庭部幼稚園・地域保育課
内　　容	**１　災害備蓄品の備蓄状況調査** 第６号補正予算により、保育施設及び幼稚園に対する災害備蓄品購入経費補助を計上したが、補助対象外としていた企業主導型保育施設に災害備蓄品の備蓄状況を調査した結果、災害備蓄品を３日以上確保している施設は全２７施設のうち１２施設であった。 （１）災害備蓄品の備蓄状況（水と食料品）　※　トイレを除く。  災害備蓄品は児童育成協会（内閣府の補助金）から交付される運営費の中から購入している。 （２）施設からの意見等 ア　３日分だと予算確保が困難　（３施設） イ　備蓄保管場所を検討中　（２施設） ウ　トイレを含んで３日分備蓄を必須とする場合、区の補助を要望 （１施設） エ　保育園での滞在は想定しておらず児童育成協会の運営費補助は災害備蓄ではなく保育の質や職員の待遇の向上に充てたい。 （１施設） **２　災害備蓄対応** （１）他の保育施設と同様に３日分の備蓄を求める。 （２）国の補助金でも足りない部分は区で補助する。 ア　対　象：２７施設 イ　児童数：約４５０人 **３　予算措置等** （１）必要経費：９００千円 ※　児童１人あたり２千円（他の保育施設と同額） （２）令和７年度分は企業主導型保育事業の予算内で対応可能であるため予算流用で対応する。

教　育　委　員　会　報　告

令和７年１１月１２日

件　　名	**令和７年度第２回足立区立図書館協議会の開催結果について**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館 図書館サービスデザイン担当課
内　　容	９月２９日（月）に開催した足立区立図書館協議会（以下「協議会」という。）にて、漫画の収集及び館内のルール・マナーの見直しについて意見交換を行った。主な内容と今後の方針について、次のとおり報告する。 なお、協議会委員（令和７年９月２９日時点）はＰ１２２のとおり。 **１　協議会の目的** （１）図書館の運営やサービスに関して、中央図書館長の諮問に応じ、意見を述べる。 （２）図書館の運営やサービスに関して、各委員の立場から意見を述べる。 ※　毎年度、諮問及び答申は各１回。諮問後、会議を３回程度開催して意見交換し、答申を行う。 **２　第２回協議会の開催日時** 令和７年９月２９日（月）午後２時から４時まで **３　館内のルール・マナーの見直しについて** 「音」「館内での撮影」「電源の利用」について、中央図書館における来館者アンケートの結果（下表参照）を説明のうえ、意見交換を行った。 それぞれの見直しについて、寛容な立場と慎重な立場からの意見が出され、引き続き次回の協議会にて意見交換を深めることとなった。

項目	検討の背景	協議会の意見
音	①　乳幼児や高齢者、障がい者の方の中には、泣き声や話し声など音を出すことを気にして図書館の利用を控えていた人がいる。 ②　家族・友人や図書館のスタッフと会話をしながら本を探したい、友達と教え合いながら勉強したいという要望も出ている。	①　子育て世代に配慮した音のルールや、乳児連れの保護者が気兼ねなく利用できるよう午前中を「にぎやかタイム」にするなど、子育て世代が活動しやすい時間帯への配慮が必要。 ②　ゾーニングについては、平面図だけでは具体的なイメージが掴めず、議論が難しいため、次回の協議会では、実際に中央図書館の館内を見学したうえで、意見交換を行いたい。

項目	検討の背景	協議会の意見
館内での撮影	① 著作権保護を意識し図書館資料の撮影を防止する目的で、館内における撮影を禁止としてきた。 ② 近年、スマートフォンの普及やＳＮＳの浸透などにより、家族や友人、自分自身、施設などの撮影ニーズが高まってきた。	① 撮影はトラブル防止のため、許可制にしたり、撮影可能な場所を限定したりするなど、慎重なルール作りが必要である。
電源の利用	① 現在の区の要綱では、使用目的を「調査等により情報機器類を使用する場合」に限定している。 ② パソコンやスマートフォンが生活や学習に不可欠となり、外出先でもこれらを利用・充電したいという需要が高まっている。	① 使用目的を限定する必要はない。 ② 一方で、バッテリーの発火リスクなどを考慮し、安全に関するルールは明確にするべきではないか。

4　漫画の収集について

事務局の素案が協議会にて了承された。主なポイントは、次のとおり。

（1）収集の目的

ア　地域資料としての保存・提供

イ　学習・教養の入門書に代わる情報提供

ウ　活字が苦手な人への暮らしに役立つ情報提供

（2）収集する漫画の種別

記号	種別	収集目的	収集方針
A	足立区ゆかりの作家の作品	地域資料	収集する
B	足立区が舞台の作品		
C	学習漫画	入門書	
D	実用漫画		
E	コミックエッセイ		
F	特定主題を学べるストーリー漫画		
G	その他のストーリー漫画	芸術・文化	収集しない

※　各種別の説明と主な作品例はＰ１２３のとおり

（3）選定基準

ア　足立区との関連性

イ　区民に役立つ実用性

ウ　内容の正確性

エ　社会的な評価

（４）収集冊数（案）

所蔵館	収集冊数
中央図書館	約１，５００冊
地域図書館（１４館）	１４館合計　約３，５００冊
合計	約５，０００冊

（５）委員からの主な意見

ア　約５，０００冊という限られた冊数を考慮すると、まずは収集を始めやすいＡ～Ｆの漫画から着実に開始する方がよい。

イ　「本を読まない人も訪れる」図書館を目指すのであれば、今回は収集対象外としたＧについても、できるだけ早く導入してほしい。

５　今後の方針

（１）館内のルール・マナーの見直しについては、今回の協議会での意見を踏まえ、第３回協議会（１２月１１日開催予定）にて具体的な方針をまとめていく。

なお、音と撮影のルールの緩和については多様な意見があることが確認できたため、緩和の実施にあたっては丁寧な周知に努めていく。

（２）漫画の収集については、事務局の素案が了承されたため、協議会の答申（令和８年２月頃）を踏まえて、令和８年度から収集を開始する。

【参考】中央図書館における来館者アンケートの結果概要

（１）実施時期：令和７年８月１９日（火）から９月７日（日）まで

（２）回答者概要（計１８３人）

属性	人数	概要
子育て世代	８９人	①　９割が区内在住。 ②　３０代後半から４０代前半が全体の約半数。 ③　「毎週利用」と「毎月利用」に分散。
中高生	９４人	①　９割が区内在住。 ②　中学２、３年生、高校３年生が多い。 ③　「毎週利用」が多い。

（３）音に関する工夫について

選択肢	回答人数	割合
①　時間帯で分ける（タイムシェア）	４４人	２４％
②　曜日で分ける（タイムシェア）	５人	３％
③　エリアで分ける（ゾーニング） ※　スペースがあることが前提	**１２９人**	**７０％**
④　その他	１人	０．５％
無回答	４人	２．５％

【自由回答を含めた結果概要】

ア　静かに過ごしたい利用者と、にぎやかに活動したい利用者が共存できる環境を求めており、特にエリア分けによるゾーニングが望ましいと考えている。

イ　子育て世代からは、子どもの特性上静かにさせることが難しい場面があるため、にぎやかなスペースの必要性がより強く訴えられていた。

（4）撮影について

選択肢	回答人数	割合
①　他者のプライバシーに配慮されているならば（顔が映らない、人物がとても小さいなど）、人物を含んだ撮影ＯＫ	**１２２人**	**６７％**
②　施設のみであれば（人物が写っていなければ）撮影ＯＫ	４７人	２５％
③　撮影はＮＧ	１４人	８％
無回答	０人	０％

【自由回答を含めた結果概要】

ア　中高生は「学習記録やＳＮＳでの情報共有」に、子育て世代は「子どもの成長記録やイベントの思い出作り」に撮影したいという意向が強く、プライバシーへの配慮を前提とした柔軟なルールを求めている。

イ　一方で、少数ながら、プライバシー侵害や迷惑行為への懸念も共通して存在していた。

足立区立図書館協議会委員名簿（令和７年９月２９日時点）

（敬称略）

	氏　名	職歴等
1	大串　夏身【議長】	昭和女子大学名誉教授（図書館情報学）
2	原田　隆史【副議長】	八洲学園大学教授（図書館情報学）
3	豊田　恭子	東京農業大学教授（学術情報課程）
4	坪　　直孝	「あだち絵本シアター」事業協賛企業関係者
5	浅野　有美	区民
6	芦川　珠美	足立区青少年委員
7	小林　野渉	株式会社散歩社 ＹＡＤＯＫＡＲＩ株式会社（あやセンター委託事業者）
8	髙橋　妙子	読み語りボランティアグループ代表
9	塚本　祐士	絵本作家
10	檜垣　由紀	区民（郷土博物館展示解説ボランティア博友会会長）
11	藤田　利江	全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー
12	三浦　昌恵	ＮＰＯ法人子育てパレット代表理事
13	柳川　富士雄	足立区視力障害者福祉協会会長
14	菊入　伸二	足立区立青井中学校校長
15	田中　岳晴	足立区立東栗原小学校校長

収集する漫画の種別と作品例

種別		説明	収集目的	主な作品例	収集方針
A	足立区ゆかりの作家の作品	区出身・在住作家の作品	地域資料	羽海野チカ『3 月のライオン』 森川ジョージ『はじめの一歩』	収集する
B	足立区が舞台の作品	全体または一部で足立区が舞台の作品		つげ義春『おばけ煙突』 鈴木小波『ホクサイと飯さえあれば』	
C	学習漫画	主に児童が対象で、学校で習う教科の内容を漫画で表現したもの	入門書	『日本の歴史』『世界の歴史』 『ドラえもんの学習シリーズ』 『世界史探偵コナン　シーズン２』	
D	実用漫画	主に大人対象で、漫画を通して特定主題について学べる実用書・教養書		『中学数学は 7 日間でやり直せる。 漫画でカンタン!』 『患者と家族のための漫画で学ぶ脳卒中』 『お花屋さんに聞く!漫画切り花図鑑』	
E	コミックエッセイ	主に大人対象で、作者の体験をもとに描かれたエッセイ・ルポルタージュ		『実録　保育士でこ先生』　保育 『人生最大の失敗』　離婚 『中年女子、ひとりで移住してみました』　農村生活	
F	特定主題を学べるストーリー漫画	歴史・医療など、読むことで知識が広がり、様々な分野への関心が高まる作品		こうの史代『ぼおるぺん古事記』　日本神話 柏木ハルコ『健康で文化的な最低限度の生活』　生活保護 清水茜『はたらく細胞』　人体 鈴ノ木ユウ『コウノドリ』　産科医療 井上雄彦『スラムダンク』バスケットボール	
G	その他のストーリー漫画	上記以外の作品	芸術・文化	鳥山明『ドラゴンボール』 山田鐘人・アベツカサ『葬送のフリーレン』	現時点では収集しない

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和７年１１月１２日

件　　名	**文部科学省「リーディングDXスクール事業」による足立区GIGAスクール推進研究校の授業公開の実施について**
所管部課名	教育指導部学校ICT推進課
内　　容	文部科学省は、ICTの活用が盛んな学校をモデル校として指定し、その取組事例を全国的に展開させることを目的とした「リーディングDXスクール事業」を開始している。 足立区におけるGIGAスクール推進研究校１４校が「リーディングDXスクール事業」の指定を受けており、区内外の教育関係者を対象としたICTを活用した授業公開を行うため報告する。

１　実施校

小学校（５校）	西新井小学校、舎人小学校、島根小学校、東加平小学校、北三谷小学校
中学校（８校）	第一中学校、第五中学校、第十一中学校、第十二中学校、新田中学校、東島根中学校、花畑中学校、六月中学校
小中一貫（１校）	興本扇学園

２　文部科学省「リーディングDXスクール事業」の目的

（１）一人一台端末を活用する全国の学校が実践できる事例の創出
（２）汎用的なソフトウェアとクラウド環境を十全に活用した効果的な教育実践を創出・モデル化し、地域や校種を超えて全国展開
（３）全国すべての学校でICTの「普段使い」による教育活動を推進

３　授業公開日程

Ｐ１２５「令和７年度リーディングDXスクール事業公開授業日程」のとおり。詳細は、リーディングDXスクール事業公式サイト「公開授業・公開学習会予定」より発信する（URL:https://leadingdxschool.mext.go.jp/）。

４　今後の予定

（１）足立区立小中学校の参加
　区研修として位置づけ、各校３割程度の教員がいずれかの学校の公開授業へ参加するよう促す。
（２）ホームページでの実践報告（区内外への情報発信）
　ア　文部科学省「リーディングDXスクール事業」ホームページ
　イ　足立区公式ホームページ「あだち学校ICT情報ひろば」
　ウ　各校のホームページ

令和７年度　リーディングDXスクール事業　公開授業日程

各校の教員がICTを活用した授業を行い、区内外に公開する。外部講師による指導講評・講演会を実施し、今後の更なるICT活用・授業改善に生かしていく。

実施日	学校名	研究主題	外部講師
令和７年 １１月２０日（木） 14:00~16:30	第十一中学校	デジタル学習基盤を活用した情報活用能力の育成 ～全学年全教科でデジタル学習基盤を活用した授業づくりを通して～	青山学院大学教授 北澤　武
１２月１６日（火） 13:30~16:30	興本扇学園	小中一貫カリキュラムによる、思考力・表現力をはぐくむ授業デザインの開発 ～デジタル学習基盤の主体的な活用～	青山学院大学教授 北澤　武
１２月２３日（火） 13:30~16:30	第五中学校 （R7 新規）	生徒が「自ら学び」「他者と協働する」資質・能力を育成する授業づくり ～複線型授業展開を可能にする効果的なICTの活用を通して～	青山学院大学教授 北澤　武
令和８年 １月１６日（金） 13:20~16:40	東島根中学校 （R7 新規）	他者とのかかわり方、自らの考えを広げたり深めたりできる生徒の育成 ～ICTの更なる利活用を通して生徒の表現力を高める～	国立教育政策研究所 学力調査官 波平　長真
１月１９日（月） 13:30~16:00	島根小学校 （R7 新規）	主体的に問題を解決する児童の育成 ～児童の協働的な学びを支える指導を目指して～	玉川大学教授 久保田　善彦
１月２１日（水） 14:00~16:30	新田中学校 （R7 新規）	１人１台端末を活用した授業デザインや教材開発に関する研究 ～授業支援ツールとしてのICTの利活用と、授業改善を目的としたICT導入のプロセスと課題～	教育デザイン研究所 所長　吉田　和夫
１月２６日（月） 14:00~16:30	第十二中学校 （R7 新規）	ICTを活用した、主体的・協働的に学ぶ生徒を育成するための授業改善	玉川大学教授 久保田　善彦
１月２７日（火） 14:00~16:30	花畑中学校 （R7 新規）	まずは、みんなで使って学ぼう！ ～ICT機器を活用した授業づくり～	国立教育政策研究所 学力調査官　神　孝幸
２月　３日（火） 13:30~16:30	舎人小学校	自ら考え、ともに学び合う児童の育成 ～個別最適な学びと協働的な学びの具体化を目指して～	青山学院大学教授 北澤　武
２月　５日（木） 13:40~16:30	六月中学校	デジタル学習基盤を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実 ～教師も生徒も同じゴールを目指す、複線型授業の実践～	青山学院大学教授 北澤　武
２月　６日（金） 13:20~16:05	第一中学校 （R7 新規）	ICTの効果的な活用による、自ら学び、行動する生徒の育成	玉川大学教授 久保田　善彦
２月１２日（木） 13:30~16:30	西新井小学校	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通した主体的・対話的で深い学びの実現	青山学院大学教授 北澤　武
２月２０日（金） 13:30~16:30	北三谷小学校 （R7 新規）	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実　～ICTの活用を通して～	東京学芸大学附属 小金井小学校　鈴木　秀樹
２月２４日（火） 14:00~16:30	東加平小学校 （R7 新規）	思考し表現する力の育成 ～デジタル学習基盤を活用した授業づくり～	青山学院大学教授 北澤　武

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和７年１１月１２日

件　　名	**令和７年度第１回不登校支援連絡会の開催について**
所管部課名	教育指導部不登校施策推進担当課
内　　容	令和６年度より開催している不登校支援連絡会を、令和７年度より２つの部会を設立し、以下のとおり開催する。

１　令和６年度からの変更点

令和６年度の不登校支援連絡会では「参加団体の活動（事業）目的が多岐にわたることによる意見交換の難しさ」「地域で子どもを支援している団体の参加の少なさ」などの課題があった。これらの課題を解決し、一層効果的かつ活発な意見交換の場とするため、団体の特性に分けて２つの部会を設立する。

２　部会名及び構成団体等

	（１）学習・教育部会	（２）地域活動団体部会
目的	区、民間教育機関及び区立学校が情報を共有し、不登校児童・生徒の進路（進学）に向けた支援を連携して行うことを目的とする。	区、区立学校及び地域団体が連携するとともに、様々な地域団体が繋がり、支援の輪を広げることにより、不登校児童・生徒に対し切れ目のない支援を行うことを目的とする。
構成団体	１　民間教育事業者 ２　フリースクール事業者 ３　学校関係者（校長・PTA）	１　地域学習支援団体 ２　居場所支援団体 ３　学校関係者（校長・PTA）

※　構成団体の具体的な団体は「６　参加団体一覧（予定）」参照

３　開催予定日時及び場所

（１）学習・教育部会
令和７年１２月４日（木）１７時３０分から１８時３０分まで
足立区役所１３階会議室

（２）地域活動団体部会
令和７年１１月１９日（水）１８時から１９時まで
足立区役所庁舎ホール

※　令和７年度は各部会、全２回開催予定

４　主な議題

（１）各団体が抱える課題等の意見交換
（２）団体の活動に資する学校・行政との連携についての検討
（３）今後継続すべき部会案件の確認

５　今後の方針

各部会における意見交換を踏まえ、継続的な議題を確認し、年度末までに次回連絡会を開催する。

６　参加団体一覧（予定）

	参加団体（予定）	参加経緯及び基準
学習・教育部会	**１　民間教育事業者** ①　三幸学園東京みらい中学校 ②　株式会社ベネッセコーポレーション ③　株式会社トライグループ **２　フリースクール事業者** ④　三幸学園東京未来大学みらいフリースクール ⑤　トライ式高等学院中等部（北千住キャンパス） **３　学校関係者** ⑥　小・中校長会代表（各１名） ⑦　小・中ＰＴＡ代表（各１名）	**１　民間教育事業者** ①②連携法人、③家庭学習支援事業受託事業者 **２　フリースクール事業者** 区内でフリースクールを展開し、事前に連絡会への参加確認ができた事業者
地域活動団体部会	**１　学習支援団体** ①　特定非営利活動法人キッズドア ②　認定特定非営利活動法人カタリバ ③　あだちファミリースペース every tree ④　NPO 法人 LILA 子どもの学びを支援する会 ⑤　Ｄｏｐｅｅｐｓ **２　居場所支援団体** ⑥　一般社団法人チョイふる ⑦　一般社団法人あだち子ども支援ネット ⑧　NPO 法人スマイル・エイジングパートナー ⑨　NPO 法人まほろば ⑩　オルタナティブスペイス森のじかん ⑪　がるまる ⑫　虹色応援プロジェクト **３　学校関係者** ⑬　小・中学校長代表（各１名） ⑭　小・中ＰＴＡ代表（各１名）	NPO 活動支援センターに登録している、学習支援・居場所支援団体のうち、事前アンケートに回答があり、かつ「区との連携を希望する」と回答した団体 ※　①②は区の居場所支援事業受託事業者
区職員	①　あだち未来創造室長 ②　教育指導部長 ③　子どもの貧困対策・若年者支援課長 ④　足立福祉事務所長（生活支援推進課長） ⑤　福祉まるごと相談課長 ⑥　教育指導課長 ⑦　教育相談課長 ⑧　スクールカウンセラー ⑨　スクールソーシャルワーカー	

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和７年１１月１２日

件　　名	**医療的ケア児支援保護者オンライン交流会開催報告について**
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課
内　　容	保育園、小学校で支援を受ける医療的ケア児の保護者を対象にオンライン交流会を開催した。

１　オンライン交流会詳細

開催日	９月２０日（土）１０時から１１時３０分まで
参加者	保育園・小学校で支援を受ける希望３家庭の保護者 （４家庭希望（欠席１家庭）／対象１４家庭）
内　容	事前アンケートによる質問を含め、自由な意見交換を実施 （ハンドルネームを使用、カメラのオンオフ自由） 一部抜粋 職場でのカミングアウトと協力について 保護者のリフレッシュ法について 仕事との両立について 我が子の疾患理解とケア自立までの苦悩 成長を感じた出来事 災害への備え　　など

２　終了後の感想より

（１）参加者の感想

ア　ケアは違っても親として共感できる部分が多くあった

イ　悩みや困りごとを話せる有意義な時間だった

ウ　自分の視野が広がり新たな気付きがあった

（２）交流会の今後について

ア　孤立化を防ぐためにも継続開催をしてほしい

イ　土曜開催が参加しやすかったので、継続してほしい

ウ　対面交流会も開催してほしい

３　今後について

保護者同士の交流の場としての役割とともに、ニーズを直接聞ける機会でもあるため、関係所管と情報共有しながら、定期的な開催を検討していく。

事業実施報告（１０月）

行事名	実施日	会場	参加数
第２６回足立凧まつり	4 日（土）	荒川河川敷（虹の広場）	500 人
あだち日曜教室	12 日（日）	梅田地域学習センター	23 人
めざせキャンプの達人	19 日（日）	宮城ゆうゆう公園	9 人
ジュニアリーダースーパー研修会	26 日（日）	こども支援センターげんき	27 人

事業実施予定（１１月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
０から ENGLISH	2 日（日）	文教大学	50 人
家庭教育支援講座「キャリア教育講座」	8 日（土）	生涯学習センター	25 人
ジュニアリーダー研修会宿泊キャンプ事前説明会（小５対象）	9 日（日）	島根小学校	160 人
足立区民ふれあい計算フェスティバル	9 日（日）	庁舎ホール	400 人
家庭教育支援講座「今こそ親子で！育てようしなやかで強いカラダ」	15 日（土）	帝京科学大学	25 人
親子科学体験講座	16 日（日）、23 日（日）、29 日（土）	ギャラクシティ	80 人
ジュニアリーダースーパー研修会	16 日（日）	ギャラクシティ	60 人
あだち日曜教室	16 日（日）	こども支援センターげんき	37 人
ジュニアリーダー研修会宿泊キャンプ（小５対象）	22 日（土）～24 日（月）	高尾の森わくわくビレッジ	80 人

事業実施予定（１２月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
学校運営協議会会長意見交換会	5 日（金）	足立区役所南館１３階 大会議室Ａ	30 人
のびのびプレイデイ	6 日（土）	帝京科学大学	100 人
親子科学体験講座	6 日（土）、14 日（日）、21 日（日）	ギャラクシティ	80 人
ジュニアリーダースーパー研修会	7 日（日）	ギャラクシティ	43 人
親子体験キャンプ	7 日（日）	都立舎人公園	50 人

あだち日曜教室	14 日（日）	こども支援センターげんき	37 人
ジュニアリーダー研修会 宿泊キャンプ（小 5 対象） 事後研修会	20 日（土）	島根小学校	80 人
ジュニアリーダースーパー研修会	21 日（日）	弥生小学校	43 人
くりらぼ in 足立	21 日（日）	生涯学習センター	20 人

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和７年１１月１２日

件　　名	**令和７年度「足立区民ふれあい計算フェスティバル」の実施結果について**
所管部課名	学校運営部青少年課
内　　容	令和７年度「足立区民ふれあい計算フェスティバル」を開催したので、結果を報告する。 **１　日時** 令和７年１１月９日（日） （１）午前の部（親子大会） 午前１０時００分から午後０時３０分まで （２）午後の部（シニア大会、オープン大会） 午後１時３０分から午後３時３０分まで **２　会場** 足立区役所庁舎ホール **３　主催・共催** （１）主催 足立区珠算教育振興会 （２）共催 足立区・足立区教育委員会 **４　対象** 区内在住・在勤・在学の方 **５　当日参加者数** （１）親子大会　　９７組２１０人（７０組１６０人） （２）シニア大会　　３０人（２５人） （３）オープン大会（年齢制限なし）　９３人（４６人） ※　（）内は昨年度の参加人数

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和７年１１月１２日

件　　名	**令和７年度「あだち子ども将棋大会」の実施について**
所管部課名	学校運営部青少年課
内　　容	令和７年度「あだち子ども将棋大会」を以下のとおり開催する。 **１　事業概要** （１）日時 令和８年１月１８日（日） 午前８時３０分開会（午後０時３０分終了予定） （２）会場 千寿本町小学校体育館 （３）対象 区内在住・在学の小学生 **２　募集定員** ６４チーム　１９２人 ※　前年度　５５チーム １５７人 ※　３人１組のチーム戦 **３　主催・運営協力** （１）主催 足立区教育委員会 （２）運営協力 公益社団法人日本将棋連盟 **４　今後のスケジュール** 令和７年１２月　８日（月）申込締切 令和８年　１月上旬頃　　参加者への資料送付 令和８年　１月１８日（日）令和７年度あだち子ども将棋大会

教育委員会情報連絡

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業実施報告（10月）

行事名	実施日	会場	参加者数
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会	10/1（水） 10/10（金）	伊興地域学習センター 佐野地域学習センター	42 人 35 人
あだち放課後子ども教室　安全管理員研修 「子どもとの接し方」（動画視聴） ※　安全管理講習会終了後、同会場で実施	10/15（水） 10/20（月）	東和地域学習センター 勤労福祉会館	30 人 47 人
あだち放課後子ども教室　体験プログラム 「かけっこ(走り方)教室」	10/10(金)	渕江第一小学校 足立小学校	15 人 52 人
足立ジュニア吹奏楽団　派遣演奏 「第十四中学校桜樟祭」	10/12(日)	第十四中学校	25 人
足立ジュニア吹奏楽団　派遣演奏 「キタ！千住の 1010 人」	10/12(日)	千住スポーツ公園	25 人
足立ジュニア吹奏楽団　派遣演奏 「スポーツカーニバル 2025」	10/13(月・祝)	総合スポーツセンター	24 人
小学校アウトリーチコンサート	10/22(水) 10/23(木) 10/29（水） 10/30（木） 10/31(金)	栗島小学校 伊興小学校 千寿本町小学校 千寿常東小学校 本木小学校	2 クラス 3 クラス 2 クラス 3 クラス 2 クラス
足立ジュニア吹奏楽団　派遣演奏 「くりきたまつり 2025」	10/26(日)	栗原北小学校	23 人

事業実施予定（11月）

行事名	実施日	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会	11/4（火） 11/10（月）	興本地域学習センター 伊興地域学習センター	各回 30～ 70 人
あだち放課後子ども教室　安全管理員研修 「子どもとの接し方」（動画視聴） ※ 安全管理講習会終了後、同会場で実施	11/14（金） 11/21（金）	梅田地域学習センター 桜花亭	
小学校アウトリーチコンサート	11/6（木） 11/7（金） 11/12（水） 11/13（木） 11/14（金）	千寿桜小学校 舎人小学校 東伊興小学校 中川北小学校 北三谷小学校	3 クラス 2 クラス 3 クラス 2 クラス 3 クラス
あだち放課後子ども教室　体験プログラム 「科学実験教室」	11/19(水)	千寿第八小学校	15 人
0歳からのファミリーコンサート（2回公演）	11/22（土）	生涯学習センター	計 350 人
足立ジュニア吹奏楽団　派遣演奏 「第 3 回西新井多世代交流まつり」	11/29(土)	新西新井公園	39 人